

334. 7-N88ウ



1200500738331



始



334.7
N88



矢
内原忠雄編

新渡
博士

植民政策講義及論文集

岩波書店刊行



960
52

編者序

故農學博士法學博士新渡戸稻造先生は明治四十二年東京帝國大學に植民政策講座が新設せられて以來之を擔任せられ、大正九年國際聯盟事務局事務次長に就任せられる時にまで及んだ。私は大正五―六年度の御講義を聞いた學生の一人である。

私が始めて先生の植民政策講義を編纂したいといふ考を有つたのは、昭和二年、先生が國際聯盟の任を終へて歸朝せられた時の事である。その時、私は先生の講義筆記を基礎として、之に其の後の御研究や御見聞を附加し、一書として公刊せられんことをお願いひし、若し御許容になるに於いては、私自身喜んで助手の勞を取るべきことを申出たのであつた。先生は容易に御承諾がなかつたが、私の再三の懇願により遂に、「では、君と共著なら、」といふことを言つて下さつた。併し共著では面白くない。あの先生の博い御學識と御經驗とに出来るだけの體系を與へ、是非先生御自身の著述として世に遺したい、といふのが私の願であつた。然るにその中、對米問題の爲め先生は益々御多忙となられ、遂に昭和八年カナダにて遠逝せられたのである。

編者序



先生の歿後、石井菊次郎子を委員長とする新渡戸博士記念事業実行委員が組織せられ、田島道治、前田多門、高木八尺の三氏並に私が主としてその實務に當つた。この記念事業は多磨墓地に先生の銅像を建てること、新渡戸博士文集及び追憶集を發行することの他に、東京帝國大學其他先生と縁故深き學校並に團體に寄附金を贈ることを實行した。而して東京帝國大學に對しては實際問題及び植民政策研究の爲め、金壹萬五千圓が寄附せられたのである。その手續の完了したのは、昭和十二年秋であつた。當時私は同大學に於ける植民政策講座の擔任教授であり、一方に於いては記念事業実行委員の一人でもあつたから、右寄附金の使途について特別の責任を感じ、その第一回の事業としては先生の植民政策講義の出版に若くものはないと考へた。測らずも私は同年十二月初、東京帝國大學を去ることになり、大學の仕事として實行するを得ざる事情となつたが、右講義出版の志に於いては變更はなかつたのである。

私は自分の筆記した先生の御講義（大正五—六年度）のノートを基幹とし、高木八尺君（大正三—四年度講義）及び大内兵衛君（大正元—二年度講義）のノートによつて補充することとし、相當の勞力を拂ひたる結果、五年の歳月を経たる今日、やうやく之を一書に編纂することを得た。先生の御講義振は、筆記の爲め準備せられた文章を朗讀する式でなく、いはば「お話し式」であつ

た。否、講義に交へられるお話が最も興味ある暗示に富み、貴重なる真理の片鱗がその間に閃いて、知識以上の智慧、科學以上の學問的感動を我々に與へてくれたのである。先生御自身、「最上の智慧は筆記出来るものでない」とか、「眞理は行と行との間にある」といふことを、講義の間によく言はれた。概念的な學問の仕方や講義には、寧ろ好感を抱かれなかつた様である。かかる次第であるから、先生の御講義の滋味を傳へるものとして、この筆記の甚だ不完全なるものであることを自認せざるを得ない。それにも拘らず、之に表現せられた處だけで見ても、その示唆に富む實際的教訓と學問的刺戟とに於いて、さすが「先生ならでは」の感を抱かしむるものが尠くないのである。

本書に於ける『講義』の成り立ちは上述の通りである。故に、文字通りに文責は編者にある。「士人」なる語を「土著人」若しくは「原住民」と改めた外は、講義の用語措辭等は能ふ限りノートのままにして置いたが、それすら筆者の手を経たものであり、たとひ先生御自身の言葉通りであるものについても、洗練推敲を加へて公表せられたものではないのである。用語の不正確、不統一等について深く咎められざらんことを乞ふ。なほこの『講義』は遅くも大正五—六年に爲されたものであり、従つて講義中に度々出て来る「今より何年位前」とは大正五・六年の頃より

何年位前のことであり、「今度の世界大戦」とは一九一四—一九一八年の大戦である事を、常に讀者の念頭に置かれんことを希望する。

本書には『講義』の外に、故博士の植民政策に関する論文を集めた。その中最初の「糖業改良意見書」は臺灣總督府糖務局長心得として在任當時提出せられしものであつて、臺灣糖業の基礎を築いた歴史的な文獻である。之を本書に收めることを許可せられし臺灣總督府の好意を深く感謝する。

最後の「貝幣の變遷」といふ論文は、寧ろ經濟史の研究に屬するものであるが、便宜上本書に収録した。

論文はすべて原文のままであるが、ただ片假名を用ひられたものは全部平假名に改めた。

故博士は生前滿洲事變を知られた。その後支那事變が大東亞戦争にまで發展した今日に當り、本書の公刊によりて植民政策研究に於ける先師の業績と識見を記念するを得るは、ひとり私の個人的なる喜びであるのみでなく、亦以て我が國現時の緊切なる必要に應ずる一端であると信ずる。希くは死せる先生、生ける仲達を走らせんことを。

昭和十七年九月十五日

矢内原忠雄

目次

講義

第一章 晩近植民思想の勃興	三
第一項 動搖(motion)の法則	三
第二項 種族の興廢	四
第三項 國家勃興の反動	六
第四項 晩近植民思想の勃興	八
第二章 植民の理由・目的・利益	二
第一項 人口増加の結果過剰の民を移すこと	二
第二項 天災地變又は人爲的理由の爲め民衆の活路を越境地方に拓くこと	七
第三項 富力増進して海外へ放資の途を求むること	八

第四項 國內の生産過剰の爲め販路を海外に求めること……………二

第五項 國內産業の原料不足を補はんが爲めに海外に領土を求むること……………二五

第六項 商業上又は軍事上の便宜の爲め海外に根據地を得ること……………二九

第七項 民族精神(Nationalism)擴張の爲め威力を他種族に及ぼすこと……………三〇

第八項 文化發展の餘波が國外に普及すること……………三三

第九項 宗教傳道の結果海外を教化せんとすること……………三三

第十項 近來暴力論の鼓吹により帝國主義の旺盛を來せること……………三五

第三章 植民の語源と定義……………四〇

第一項 日本語の「植民」若しくは「植民」……………四〇

第二項 ラテン語の colonia……………四一

第三項 ギリシヤ語の植民……………四三

第四項 近世ヨーロッパに於ける植民の語……………四四

第五項 植民の定義……………四八

第六項 植民政策の意義……………五〇

第四章 植民地の種類・類別……………五七

第一項 人種による區別……………五七

第二項 距離による區別……………六〇

第三項 氣候による區別……………六二

第四項 經濟的區別……………六三

第五項 獲得の方法による分類……………六五

第六項 歴史的分類……………六五

第七項 公法の見地よりする分類……………六六

第八項 特殊の標準を設けず、植民地の性質によりて爲す分類……………六七

第九項 主として本國との政治的關係に重きを置きたる實際的分類……………六八

第十項 特に英國に於いて行はるる統治方法による分類……………八二

第十一項 植民國の國名を直に植民地の制度に應用する分類……………八四

第五章 植民地獲得の方法……………八六

第一項 發見の結果たる權利……………八六

第二項 法王の特許…………… 八七

第三項 添附…………… 八八

第四項 征服…………… 八八

第五項 時効…………… 八九

第六項 讓渡…………… 九〇

第七項 抵當…………… 九二

第八項 租借…………… 九三

第九項 勢力範圍…………… 九三

第十項 保護國…………… 九五

第十一項 合併…………… 九六

第十二項 先占…………… 九六

第六章 植民地の統治…………… 一〇〇

第一項 植民地の變態統治…………… 一〇〇

第二項 領主政治…………… 一〇一

第三項 特許會社に統治權を委ぬること…………… 一〇四

第四項 國家直營制度…………… 一〇四

第五項 自治植民地…………… 一〇八

第七章 植民地の土地問題…………… 一二三

第一項 新領土の土地問題の重要性…………… 一二三

第二項 舊國が植民地となりし場合の土地問題…………… 一二六

第三項 土地調査…………… 一二八

第四項 新開地に於ける土地問題…………… 一三三

第八章 原住民政策…………… 一三九

第一項 昔の植民事業には原住民問題は存在せざりき…………… 一三九

第二項 人種の優劣…………… 一四〇

第三項 個人の才能と民族の才能とを明白に區別するの要す…………… 一四一

第四項 原住民統治上注意を要する點…………… 一四三

第五項 原住民に對する政策…………… 一四九

第一目 墾殺政策 一五〇

第二目 奴隸政策 一五三

第三目 半奴隸制策 一五五

第四目 離隔(別居)制 一五九

第五目 原住民を移住せしむる政策 一六二

第六目 原住民に對し特殊の取扱を爲す政策 一六三

第七目 同化政策 一六四

第九章 植民政策の原理 一七一

論文

第一 糖業改良意見書 一七七

第二 臺灣に於ける糖業獎勵の成績と將來 一八四

第三 比律賓群島の糖業一斑 一八六

第四 南洋の經濟的價值 一七八

第五 濠洲土地問題の由來 三二〇

第六 醫學の進歩と殖民發展 三五二

第七 植民なる名辭に就きて 三七三

第八 植民の終極目的 三八二

第九 貝幣の變遷 四〇一

講
義

第一章 輓近植民思想の勃興

第二項 動搖 (motion) の法則

佐藤一齋は、「氣運に大盛衰と小盛衰とあるは尙ほ海に大潮と小潮とあるが如し」と。人生には榮枯盛衰興亡があり、一筋の上り道でもなく、下り道でもなく、又同じ高さの水平的進行でもなく、むしろ波動的である。西洋にも歴史解釋上波動説 (Wave Theory) がある。スベンサーは、宇宙の運動、人生の歴史は韻律的 (rhythmic) であると言ひ、オストワルドは、宇宙に Phoronomisches Gesetz (運動の法則) があると説いた。又 Law of Periodicity (順環の法則) といふ事を言ふ人もある。之が佐藤一齋のいふ「生々之易」、即ち生きとし生ける者の法則である。

歴史順環の週期については、孟子や一齋などは五百年毎に王者現はると稱した。近頃フリンダース・ペトリー (Flinders Petrie) の著 “Revolutions of Civilization” には、文明の盛衰は千四百年乃至千八百年、概していへば千五、六百年毎に週期するものであると言つてゐる。ペトリーは元來埃

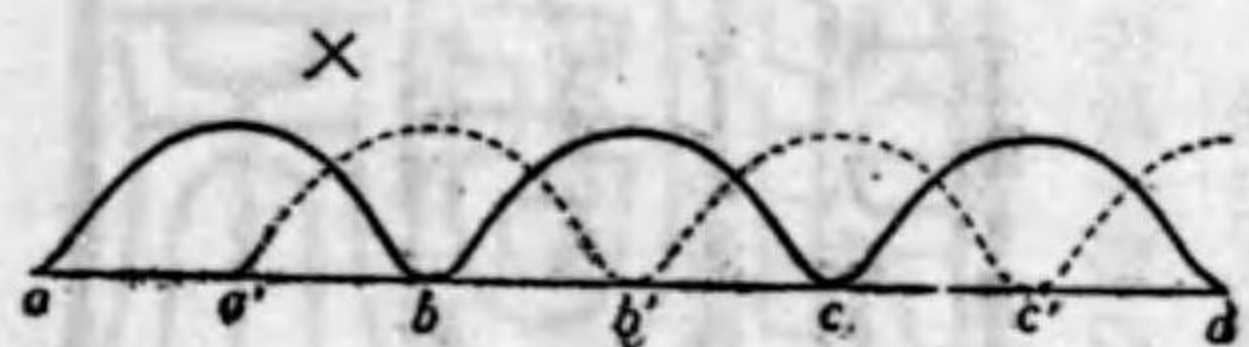
及學者で、それより出發して古代大帝國の歴史を研究し、細かい研究の結果以上の數字を出したのである。

aの曲線を西洋文明、a'の曲線を東洋文明とすれば、a—b'が西洋文明の一週期で、之が約千五百年である。而して東洋文明と西洋文明とはXの點で接觸融和するが、此の時西洋文明は東洋文明よりも程度は上であるが勢は下り坂であつて、頽廢的となる。之に反し東洋文明は上り坂である。現代は幾度かの週期を経たる兩文明のまた接觸しようとして居る時代であらう。

第二項 種族の興廢

人類發生の時期、場所、狀態等は頗る曖昧である。地球の發生は或は一億萬年前といふ説があり、或は五千萬年前といふ説もある。人類の發生は二十五萬年前といふ説であるが、併し人類の歴史の溯るところは六千年前までである。先史時代にも人類の興廢はあつたであらうが、僅々六千年の有史以來を見ても、人類の興亡移動は著しきものがある。

漢族、苗族、匈奴、大月氏など。



マレイ人の植民時代の偉大を想像せよ。その活動はマラッカよりマダガスカルにまで及んだ。イスラエル人の出埃及。

ヨーロッパの歴史を見るに、第四—五世紀にゲルマン人の民族移動があつてローマを滅ぼし、その土地に土著したが、その社會が稍、國家の形を成した頃また世界的の出來事が起つた。それは第一—三世紀の十字軍であつて、すべての民族が一齊に活動の中に入つた。幾程もなく十字軍の運動も衰へ、世の沈衰したところに新曙光を放つたものがルネサンスである。ルネサンスにより人の思想は根柢より動いて、現實の地上世界に注目する必要を見、その結果人が動いて、之が植民となつた。思想なきところに、事業はないのである。かくして第十五、六世紀の『發見時代』(Age of Discovery)となり、各國争つて領土を擴張せんとするに至つた。之はヨーロッパ人大雄飛の時期であり、各國が種々の原因により同時に勃興したのである。このやうに、民族移動、ルネサンス並に發見時代は、民族興の歴史が週期的、波動的、韻律的に現れたことを示す。

近世地理學に貢獻したリッター(Ritter)は、文明を類別して、河川の(Potamic)、内海的(Thalassic)、及び大洋的(Oceanic)と爲した。第一は河の文明であつて、メソポタミヤの如き、ナイルの如き、揚子江の如き、河川が文明の淵源となりしものである。第二は内海の文明であつて、地中海沿岸に於けるギリシヤ、ローマの文明の如きものである。然るに航海、造船等の技術の進みたる結果、

第三の大洋文明を生じた。之は發見時代に始まつたものであるが、その後においても航海術の發達は鐵道のそれに比して常に急激である。

發見時代に於いてスペイン人が世界に覇を稱へたのは、ムリア人がスペインに居て、その文明の力により諸種の技術に努めたが故である。之により大なる船も出來、立派な羅針盤も出來たのである。若しムリア人の文明がなかつたならば、スペインが海外に發展し得たとは想像し得ない。海運の進歩はただに海軍の強大なることによらず、技術及び科學の進歩に由ることが多いのである。かくして、スペイン人は海運上の優位に立ち、アメリカからフィリッピンにまで達し、又ポルトガル人はアフリカ沿岸を廻つて東に向ひ、之に次いでオランダ、フランス、イギリス等競つてあらゆる方面の大洋に船を浮べ、此ら諸國發展の結果世界はヨーロッパ人の物だとさへ考へられた。

第三項 國家勃興の反動

發見時代に於いて第一に興つたのはスペインであるが、最先に衰へたのもスペインであつた。その原因は一にして足りないが、要するに金の卵を生む家鴨を殺したのである。即ち宗教熱心の餘り國內に在る回教徒たるムリア人を迫害し、その爲めスペインの國そのものが衰微したのである。次いでポ

ルトガルも衰へ、自由を貴ぶイギリスのみ大いに榮えた。

前述の如く、ヨーロッパ各國發展の結果、世界はヨーロッパ人の植民地たるの觀を呈したのであるが、その後二百年の間に於いて、ヨーロッパ人は種々の苦き經驗を嘗めた。土著の野蠻人と看做した者の文明が意想外に進歩して居るに驚き——(印度の宗教、支那の學問、日本の美術)——基督教徒でなければ人にあらずとの思想が薄らぎ、世界を我が物顔する考が減つた。

當時植民地を獲得する目的は金銀を得る爲めであつた。金銀のなき地には犯罪人を送つた。いはゆる刑罰植民地 (penal colonies) 之である。併し刑罰植民地の發展することは殆んど不可能である。何人も落著いて生活しないからである。濠洲の如きも刑罰植民地たることを免れて後、初めて大いに發展したのである。然らば農業的植民地は如何といふに、之れ亦諸國の試みたるところであるが、或ひは風土病があり、或ひはインディアンの如き土人のある爲め失敗に終つたものが少くない。その成功した植民地である米國は、既に一七七六年に獨立した。米國獨立後はヨーロッパ諸國の植民熱は大分冷却し、チュルゴの有名な言葉に曰く、「植民地は林檎の如し。熟すればすなはち落つ。」と。植民地を重んぜざる結果、之を流罪地として利用すること多く、イギリス人の如きは濠洲は勿論アメリカに行くことさへ厭いやがつかつた。

かくして一般に植民地について冷淡無頓著となり、概して十八世紀末より十九世紀半頃まで政治家

學者等は植民地を望まず、グラッドストーン、コブデン、ブライイト等皆消極的態度を取つた。蓋しフランス革命の世界的影響として自由平等の思想が各國に普及した結果、下層社會の者が權利を主張するに至り、勞働問題が興起した爲め、各國共に内政問題に忙殺されて海外植民地の事を考ふる餘裕乏しく、海外發展よりも内政改革を重んじたのである。この状態は今日より五六十年前まで繼續した。

第四項 輓近植民思想の勃興

植民思想の波は十九世紀半頃に最低潮に達した。その復活は豫期し得るところであつたが、果して一八七〇年頃から再び植民熱が勃興した。之も一の Phronomic Law (運動の法則) の現れである。その主なる理由は交通機關の發達、人口の増加、資本の蓄積等經濟的理由であるが、此の外政治的又は道德的理由もあつた。經濟的理由の中、最も有力なるは資本主義であつた。資本使用の方法を求めたのである。元來資本主義と帝國主義とは不可離の關係にあるが、かかる事はコロンブスの當時に於いては夢想だもせざりしところであつた。

次に交通の發達を見るに、スエズ運河開通(一八五六年)の結果東洋がヨーロッパに近寄り、ヨーロッパの事態のみでなく思想までも變化せしめた。又アフリカ大陸の探檢が行はれてダイヤモンドが

發掘され、濠洲にても金山が発見せられる等、植民の原動力たる富に對する欲望が刺戟せられた。金の力は一般民衆の想像に訴へることが大きい。他方イギリスでは Colonial Reformers (植民地改良論者) と呼ばれる學者の團が起つた(ミル、ウエークフィールド等)。即ち十九世紀半頃イギリスでは社會問題が発生し、チャーティスト(Chartist)の民權思想が起つたが、學者の中に植民地に著眼して貧民救助の策を講せんとする考が起り、その爲めには從來植民地を流罪地として見て居た思想を一變せざるべからずとして、學會を組織し、雜誌などで宣傳し、中流以上の人の思想を啓蒙したのである。即ち一方では金の力が大衆を動かし、他方學者の説が輿論を變じたのである。

フランスは一八七〇年プロシヤに敗れたが、その少しく前からナポレオン三世は帝位維持政策の一として『國威政策』を行ひ、人民の思想を内政より外に轉せしめようとして、安南、トンキン等に力を伸ばした。普佛戰爭後ドイツのビスマルクはフランスの注意をドイツより外らせる爲め、政策的にフランスの植民地發展を獎勵する態度に出た。

かくの如くして一八七〇年代、八〇年代の頃より再び植民思想が勃興し、遂には各國が争うて海外植民地獲得を以て最大國是と爲すに至つた。ホブソンは現代各國の植民熱を以て Kilometricis (キロメートル病) 又は Milomania (方哩病) なる病氣に罹れるものと爲した。(Hobson, J. A., Imperialism.) 病的であるか否かは知らないが、嘗てイギリス首相ソルズベリーが「膨脹的國民 (expansive

nations) は生きる國、非膨脹的國民(non-expansive nations) は死ぬる國である。國家はこの二者中の一に居る」と言つたのは思ふに眞理であらう。膨脹的國家は必ず植民地を有つ。植民地獲得の利益より見ても、病的とは言ひ得ないであらう。むしろ國民發展の論理的結果と言ふべきものであらう。

	面積(方哩)		割合(100中)	
	本國	植民地	本國	植民地
イギリス	121,390	13,135,168	1	99
フランス	207,054	4,995,395	4	96
ドイツ	208,780	1,112,980	16	84
オランダ	12,648	782,863	2	98
ポルトガル	35,490	802,952	4	96
日本	148,775	112,512	57	43

オランダ、ポルトガル、スペインの植民地は『發見時代』の遺物であるが、イギリス、ドイツ、フランス等はその後新たに獲たる植民地である。

第二章 植民の理由・目的・利益

第一項 人口増加の結果過剰の民を移すこと

植民熱の最も盛であつたのは、五十年前人口過剰の論の最も盛なりし時代であつた。その後人口増加率が次第に減じて來て、今では昔の如く過剰人口の移動を論ずる者が多くない。出生率が減じたるのみならず、失業問題も五十年前苦しんだ如き程度ではない。ドイツの例を見れば、自國にて工業が盛となつた爲め米國への移住は必要なくなり、却つて人口が流入するに至つた。即ち人口増加の勢より經濟力の方が優つて發達したのである。

人口自然増加率が最近減少したことは明かである。殊に文明國に於いて然り。其理由は、自然現象の影響があるかも知れない。道德等の爲めのみではないであらう。スペンサーの如きは人の神經系統の發達は生殖力を減すと爲し、一般にも文明は出生率を小にすると言はれる。併しながら、たとひマルサスの言へる如く人口は幾何級數的に増加するものではなくても、算術級數的に進み、藤田幽谷の

言ふ如く、世には地多人少の國と人多地少の國とあり、前者の地に後者の國民の移るは自然の勢たるを免れない。従つて人口の増加と植民とは離るべからざる關係あるが如き論理上の外見を呈する。之を世界經濟の眼より見るに、今日の地球面積と人口との比例上、人口論を基礎とする植民論の起るは偶然の事にあらずと思はれる。

地球の全面積五〇九、九五〇、〇〇〇平方軒、その中二八%が陸地（一四四、四三二、〇〇〇平方軒）。この中可耕地は一〇、〇〇〇平方軒、實際に人の住み得る地は七三、〇〇〇、〇〇〇平方軒。之に對し世界全人口十七億とすれば、一平方軒當り一・五人、即ち米國の密度と同じである。之によれば世界に於ける植民は今後百年や二百年は續くと見て可い。

即ち世界的に見れば人口の増加は植民の原因となる如くに見えるが、個々の國について見れば、歴史上の事實はその必ずしも然らざることを教へる。例へばベルギーは人多地少であり、且つコンゴといふ大面積の植民地を有するけれども、その人口は小さい本國內に留まつて移民しない。反對にイタリーやアイルランドは人口の稠密度小にして、而かも移民を出すこと大である。之を自然的に見れば、人口の少きは土地が悪いからである。それで他處に出づるのであつて、必ずしも人口の多きを憂ひしのみではない。經濟的に見れば、内國の産業が盛になれば、必ずしも人口が外に向ふを必要としないのである。又人口を送るとは勞働力を送ることであるが、勞働力は土地ありても資本なき處には行かない。即ち勞働力を送る爲めには、之が準備として資本を調へねばならない。北海道でもカリフ

ォルニヤでも、政府若しくは大會社が何か事業を始める時に、勞働力が流れ込んだ。之は移民の技術上注意すべき點である。要するに人口増加と植民とは密接なる關係があるが必然的とは言へず、人口論は理論上植民の理由として重要でない。併しそれは實際の論としては勢力あるを以て、人口論が植民の事業及び思想に影響したるところは大である。

ドイツで最初に植民論を唱へしファブリ (Faber) の論據としたところは、人口の増加であつた。殊に米國に移住したドイツ人が本國の農業に大打撃を與へたるにより、米國への多數移住を防ぐ爲め、ドイツはアフリカやアジアに植民地を獲て之に國民を送らうとした。然るに實際は自國植民地には多く移住せず、やはり米國其他外國に多く出た。東洋南洋方面に於いても、香港や新嘉坡の商業をドイツ人が蠶食することは顯著である。ドイツ人はイギリス人の遺した利益を拾つて、後に大きくなる恐しき人種である。最近ではドイツ移民數は著しく減少し、一八八〇年代には一ヶ年平均二十萬人であつたものが、一九〇〇年代には二萬人となり、却つて外國勞働者（スウイス、イタリー、オーストリー、殊にガリシヤ、及びボヘミヤより）を吸収するに至つた。之は國內にて工業發達したる爲め、勞働力の需要が大となつたからである。（二萬人のドイツ移民も、八、九分までは米國に行くのである。）

フランスの如く人口増加せざる國に於いては、植民論の理由として人口増加は擧げられない。ピス

マルク曰く、植民地ありて移民なきはフランス、移民ありて植民地なきはドイツ、植民地あり且つ移民あるはイギリスであると。土地と人との調和は議論としては簡単だが、實際としてはなかなかうまく行かない。イギリスでも、カナダ、南阿、濠洲を始め、熱帯地にも多くの自國植民地を有するに拘らず、移出民の多数は米國に行く。ポルトガルは大植民地を有し、又二萬五千人の移民があるが、その大部分はブラジル又は米國に行く。オランダは毎年三、四千人の移民があるが、その殆んど全部は自國植民地に行かないのである。

イタリーでも毎年五十萬、多き時は八十萬の移民が出國するが、その大部分は米國、ブラジル、アルゼンチン等に行き、移住した上はイタリーの競争者となるべきものである。故にイタリーは年々多數の壯丁の出國することを不可とし、若し出國が必要ならば之を自國の植民地に送ることを欲し、人口の排け口として植民地を求めて、強ひてトリポリを取った。即ち植民論の理由として人口論が擧げられたのであるが、その後も移民の大部分はやはり米國に移住する。之を以て見れば、トリポリ戦争の實際の理由は、人口論よりも寧ろ經濟共同區域の爲めである。

一八四一年—一九〇〇年の統計によると、ヨーロッパ全體よりの移出民數二千四百萬人、(英八百萬人、獨五百萬人)、その中千九百萬人は米國に行つた。かく各國移民の多く向ふ米國が門戸を鎖すとなれば、各國移民は自國の植民地に行くことになるであらう。而してこの時期は近いであらう。日本

移民の滿韓集中策を唱へた小村外相は、之を以て我國の善良なる人民を失はざる方法であると衷心より信じて居たやうであるが、他の者は之を以て一時の便宜的遁辭であると批評した。蓋し米國、濠洲、カナダが日本移民に對し門戸を閉鎖せる爲めの、已むを得ざる政策と見られたからである。然らば米は日本移民に對し開放されて居るかといふに、實は然うでない。個人的事業ならば可いが、集團的になれば壓迫される。以上の理由により、我國は滿韓集中を事實上餘儀なくせられるのである。而して日本人や支那人の移民を制限し若しくは禁止した米國が、近き將來に於いてヨーロッパよりの移民をも拒むことになるべき事は、近頃の上院の傾向に見られるところである。其内最も嫌はるるはイタリー人である。イタリーの移民は教育なき勞働者が多く、又秘密結社を作つたりするからである。ポランド人、ギリシヤ人等も同様であり、之らは米國の政治思想を墮落させるものと考へられて居る。日本人の排斥せられるのは、同化しないといふ理由である。

移民の中には素質の良好ならざる者が少くない。イギリス人の植民でも、すべてが清教徒的であると思へば誤謬である。十字軍にも暗黒の半面があつた。之は何國の植民にもあることであるが、日本ではその程度が甚しい。日本が青島や南洋群島にて爲すべき事業の第一は、先づこの種の我が同胞の入地を防止するにある。劣等人種を本國から絶つ爲め、一種の刑罰植民地を造ることを植民の目的として可いでないかとの論も立たないではないが、それは窮した議論である。

植民地に行く者は青年血氣の者たるは勿論、過去の經歷良好ならざる者が多く、彼らは植民地にありて放埒なる生活を営み、悪い風俗を傳播する。かかる者を假に marginal humanity (限界人間) と名づけ、その社會を marginal society (限界社會) と名づけよう。之は治めるに困難なる社會であり、時に對外關係を起すこともある。

ポルトガル領アンゴラに居るポルトガル人は、人口は多くないが、カカオ栽培事業に於いて黒人を虐使した。本國ならばかかる者はすぐ逮捕せられるであらうが、植民地なるが故に手が廻らず、その結果國際問題となつた。列國はポルトガルのアンゴラ施政を大いに非難し、中にはポルトガルが植民地を有するは人道に反するが故に之を分割するに若かずとまで、極言した者もあつた。イギリスの二大チョコレート會社は、かかる人道に反せるポルトガル人の造つた原料は之を購買せずと言つて、之に大打撃を與へた。

併し植民地社會には、半面利益も附隨して居る。即ち本國にては風俗習慣の因襲が強固なる爲め、性質放埒なる者は舊來の習慣に反抗し、或ひは犯罪者となるが、植民地に行けば自由に腕を揮ひ、個性を發揮して産業を起すことがある。"Frontier life" (邊境生活) が本國に及ぼす影響は馬鹿に出來ない。蓋し邊境人は活眼を有し、度量大きく、七顛八倒の勇氣があるからである。

自國の餘剰人口が海外に出づることは果して喜ぶべきことであるか。餘剰といふ言葉は、濫用せられ易い言葉である。如何なる國にても、相應に使用し得べき土地は殘存して居る。我國にては東北等

には随分餘剰の土地が存在して居る。このやうに自國內に土地のある時、移民を海外に出すことは果して利益であるか。一方、壯丁は元來如何程の價格あるものなりやは、此點に關聯して甚だ面白い問題である。その算出については、生産費より、或は生産額より考へて諸説甚だ多くあるが、ドイツのエンゲルの計算によれば二十歳の男子一人の價格は二千圓である。イギリスでは之より少しく高く、Ficht の計算によれば二千三百七十圓である。かかる高價なるものが海外に出て行くことは、本國にとりてそれだけ損失となるわけである。シュモラーの計算によれば、ドイツの移民六百萬人、その損害三億マルクに達すといふ。それ故餘剰人口にも程度があり、本國に居ては困るといふ程ならば海外に移すことが利益であるが、然らざる時は却つて損失となるのである。

第二項 天災地變又は人爲的理由の爲め民衆の

活路を越境地方に拓くこと

水害、旱魃、人爲的理由。

モーセに率ゐられたるイスラエルの出埃及は政治上の理由に基く移民の一例である。

米國への移入民が年によりて五十萬人より二百萬人の間を上下することには、ヨーロッパに於ける

不作その他の原因がある。この外、米國に於いて産業の振興等の爲め労働者を多く需要する時には、移入民が増加する。

第三項 富力増進して海外へ放資の途を求むること

ナポレオン戦争後紡績業が勃興した爲め、之に對する投資が盛となつた。その利益がやうやく少くなつた時、一八五〇年代から鐵道業への投資が盛となつた。普佛戦争にて投資は暫く停滯したが、後電氣事業への放資が盛となつた。今度の世界大戰（一九一四—一八年）前には又投資の途を考へて居たのである。其の頃（一九一一年末調）毎年ヨーロッパ金融市場に三十六億乃至四十億圓の預金があり、其中事業に使用さるるもの二十億圓位であるから、残り十六億圓以上は放資を待つ資金であつた。以前ならば米國に貸出したであらうが、米國は明治十五年（一八八二年）頃以來外國よりの借入金を返済し、自國資本にて足るに至つた。否、近年は米國にても毎年二十億圓ほどの用途なき過剰資本を生ずるに至つた。故に兩大陸にて毎年四、五十億圓位づつの資金が用途に苦しんで居た。近年自動車、飛行機等に投資が行はれたが、他に一寸新方法が見當らない。ここに於いて、少しは危険であるが、之をアフリカ、南洋、支那（事業地としては新しき地である）、印度（同様）等新開地に投ずるに至つ

たのである。近年では、植民地への投資が植民を促す一大原因である。此の點は過去の植民と異なる主要なる點である。今日の植民事業より資本の要素を取り去れば、到底説明し得ない。詳細はホブスンの『帝國主義論』を見よ。

英國資本の海外投資高三百十九億一千八百萬圓、その中自國植民地への投資百五十五億四千一百萬圓（カナダ三十七億二千五百萬圓、印度三十六億五千四百萬圓、南阿三十五億一千四百萬圓、濠洲三十一億一千五百萬圓）である。

投資と植民との間には次の如き關係がある。

(1) 負債國が小弱國なるときは、債權國は資本の安全を期する爲め自國と同一の法律がての國に布かれることを希望し、領土權までも獲得せんと欲するに至る。實行方法としては財政顧問の派遣（例、埃及）。

今日の世界經濟の時代にありては、vested right（既定の權利）は invested right（投資の權利）に伴ふものと見られて來た。支那に於ける鐵道利權等は之が適例である。

(2) Interlocking Directorate（重役兼務制）。一人の人が數箇の事業の重役を兼ねて居る爲め、一の事業から資金を借入れ、又は鐵道の敷設を許す時は、他の多數の事業に屬する勢力の干渉までも受けることになる。

(3) Haute Finance（高等金融）。之は政治的の爲めに政府がその出資を以て私人の經營を後援

することである。経済的目的のみにては成立たざる場合、政治的意味に基き事業の繼續を計る。例へば南滿洲鐵道會社に對し政府は一億圓の出資を爲したるも、利益配當には與らず。かくの如きことが *Hante Finance* である。

以上は皆究極すれば單純なる投資の途の研究に止らず、政治的意味を眼中に置いてゐる。要するに植民地投資は私人の經營と政府の後援と兩者に待つところ大である。

海外投資に伴ふ危険には次の如きものがある。

- (1) 新開地の事業は本國の如く安全でない。例へば臺灣の樟腦には蕃害及び天災がある。この危険ある爲め、金利が高いのである。
- (2) 何れの國に於いても、本國に資本があり餘つて使途なし、などといふ事はない。ただ利益が少いに過ぎない。海外投資によりて利益を得る者は、投資家及び植民地人民のみである。然るに之を内地に投ずれば、國家の利益となり、且つ本國勞働者の利益となるであらう。この點は社會主義者の中に論ぜられることが多い。蓋し資本は社會の力によつて蓄積されるものであるから、之を社會の爲めに使用することが適當である。その使用によつて賃銀の上るやうに、資本を使用すべきである。一邸宅の美を得るが爲めに外國に多大の資本を投ずることが果して資本の正しき使用であるか、といふ意味である。かかる社會主義的思想は將來も益々盛となるであらう。

(3) 海外投資額に對する利潤及び利子は本國に逆送される。その爲めイギリスの如きは利子のみにて立つて行くやうになり、國內工業の衰退を來すに至るであらう。之は正に國家的大問題である。何となればスペインの衰へたるは內國工業の衰微に起因し、ローマの滅びたるも亦同一の原因によるからである。イギリスにても純然たる *banking country* (金融國) となり、近時の傾向に見られる如くロンドン市外の工場が壊されて壯美なる邸宅のみとなるのは、國家の盛衰上看過し難き問題を提示しつつあるものである。

第四項 國內の生産過剰の爲め販路を海外に求めること

海外擴張を求むる國は商業又は工業の先進國である。古來純然たる農業國にして植民地を有せしものはない。農業國は集中 (*concentrate*) する力はあるが、膨脹 (*centrifugal*) の力はないと思ふ。米國は一八八〇年頃迄は純農業國であつたが、この頃から工業國となり従つて海外發展を求むるに至つた。近來の生産は大量的である。このためには大市場を要し、市場を制するには海運業と相待ちてカルテル或ひはダンピング等の制度がある。列國が同一市場にて競争することになれば、國家の競争となり、従つて戦争にもなる。

„Krieg, Handel und Piraterie,

Dreieinig sind sie, nicht zu trennen.“ — Faust.

シュモラーも「イギリス植民の始めは海賊なり、」と言つて居る。かくして商權競争は領土擴張の帝國主義となる。

「貿易は國旗に隨ふ」(“Trade follows flag.”) といふことは百年前より商業政策上の諺であり、論據確き議論であるが、歴史上の事實は必ずしも常に然らず、印度、濠洲等に於けるイギリスの植民地貿易は次第にドイツ及び日本に蠶食せられる傾向にあつた。殊にドイツの發展は計畫的である。他方、濠洲、カナダ等は關稅自主權を有つて居る。之に對して植民地貿易上イギリスの利益を保護する爲めには、チェンバレンの言ふ如く關稅の federation (聯合) を行へば可いとの主張が起る。若しかくの如き事情となれば、イギリスの生活費と同一の程度にまで植民地の生活費を高める結果となるであらう。Imperial federation (帝國的聯合) にはかかる重要な人道上の意義があるのである。

歴史上の事實の多くは、むしろ「國旗は貿易に隨ふ」(“Flag follows trade.”) である。昔のローマの發展も之であつた。ローマの商人が商品の販路を拓いて先づ土著し、商略は國家の政略と結合してその土地にローマの國旗を樹つるに至つた。今のルーマニヤ (Romania) の地も、かくして出來たローマの植民地である。

「貿易は國旗に隨ふ」といふ原則が事實として著しく顯れた實例の一つは臺灣である。二十年前臺灣の商業は皆支那に對して行はれたが、今は主要なる貿易は日本内地との間に行はれ、日本の衣類、醬油、瀬戸物等も大分消費されるに至つた。之には、港灣を變更したことも與つて力がある。即ち日本との交通を便にする爲め、淡水でなく基隆に築港して、その設備を良くしたのである。臺灣は日本の商品を八千萬圓だけ受け入れる。その一割だけ利益ありとしても、八百萬圓である。領臺の爲めに二億圓を要したが、年々八百萬圓の利益ありとすれば、年四分に當つて居る。故に私經濟的に觀察しても、大なる損失ではないのである。

かくの如く、やり様によりては本國商品の市場として植民地を獲得することは理由ある事であり、又實行し得るところであるが、その利益は一時的のものであつて、植民地の發達につれてその意義を失つて來る。何となれば植民地自身に於いて工業が發達すれば、自己の消費する物は植民地自ら製造するやうになるから。この點に於いて本國と植民地との間の工業上の能力の差異が如何程であるかは、重要な問題である。従つて本國は植民地に工業の起ることを抑壓した。この關係は曾てイギリスと北米植民地との間に見たる事實であつて、植民地にては煙草の葉を生産するだけで之を捲くことを禁じ、木材を生産するけれども之を以て造船することを禁じ、又砂糖も植民地にて製造することを禁じ、之らの製造はすべて本國にて爲す政策を取つた。要するに植民地をば農業地たらしめ、工業の起るこ

とを抑へたのである。之は本國商品の販路として扱つたが故であり、所謂 Colonial System (植民地制度) として昔の植民地に盛に行はれし政策である。之を日本の製糖業について見るに、臺灣の粗糖は臺灣内にて精製せしめず、臺灣及び外國より來る粗糖を内地にて精糖に製造し、その一部が臺灣に逆輸入される。その結果臺灣に精糖會社が起らうとする傾向があるが、事實上政府は之を抑へて居る。之は日本内地の工業の爲めにかかる方策を取りつつあるのであつて、法律上の事ではなく事實上であるが、その思想は昔の Colonial System と異なることはない。要するに市場としての植民地の價値は一時的のものであり、植民地が發達するに従つてその意義を失ふものと見て差支がない。

アダム・スミスは "to raise an empire of customers for a nation of shop-keepers." と言つて、帝國主義を罵倒した。其の意味は、國內商業は資本の回轉早きに反し、植民地に投ずる資本は、利潤は大であるが回轉は遅い。故に個人(資本家)の爲めには可いが、國家としては資本の回轉が遅い爲め産業發達せず。即ち植民地商業は個人の利潤(profit)には利あれども一國の利益(advantage)にはならず、といふのである。近來の如き金融機關の發達せる結果、スミスの言は稍、當らざるに至つたけれども、その傾向は彼の道破したる處と異なることはない。

第五項 國內産業の原料不足を補はんが爲めに 海外に領土を求むること

十六、七世紀オランダ人が各方面に活動したるは、香料、茶、樟腦、砂糖等熱帶産物をヨーロッパに輸入する爲めであり、之によつてジャワ、スマトラ等を併呑したのである。スペインが南米を取つたのは金銀を獲る爲めであり、之によつて富を得て、回教徒たるムーア人をスペインから追放する目的に出でたのである。金銀鑛を探して山林を駆け廻つたが故に、彼らは "coureurs de bois" (森を走る人) と呼ばれた。イギリスがバルチック沿岸、ロシア、ノルウェーに手を伸ばすことを欲したのは、船材を得る爲めであり、又アメリカを占領したのも煙草の供給地を得るが爲めであつた。古代に於いては、ローマがエジプトを取りたる理由は、ローマ百萬の市民の食物供給地を得んが爲めであつた(當時の食物は主として大麥であつた)。即ち當時エジプトはローマの倉庫であると言はれた。又有名なる政治家カトローは演説中見事なる無花果を取り出し、この美しき果實を味はんと欲せばカルタゴを征服せよと叫んだ。

以上は昔の例であるが、昔の奢侈品が今日日常必需品となつて居るものは少くない。例へばバナナ

等の果實、砂糖、胡椒の如き、もとより必要品といふわけではないが事實上必需品である。試みにイギリスに植民地なしとせば如何。イギリスの富は皆植民地から來るのでないか。その衣食住は皆植民地に供給を仰ぐのではないか。又ドイツでは到るところ *Kolonialwaren* (植民地物産) といふ看板が見受けられる。之は珈琲、チョコレート、砂糖等熱帯産物の原料による食料品を販賣する商店である。如何にヨーロッパが熱帯に依存しつつあるかを知るに足るのである。

以上は食料品の供給についてであるが、近年工業發達の結果、工業國にして而かも原料が國內に不足なるときは、海外に領地を求める。ドイツの植民大臣デルンブルヒが大戦前に爲した演説の中に、「ドイツの植民政策の最大目的は棉を得るにあり」と言つた。イギリスの紡績業は印度及びエジプトの棉花に重要な關心を有ち、ロシアの南下の目的も一つには棉花を欲するからである。棉花の不足は經濟界の恐慌の原因となる。"cotton panic." (棉花恐慌)

又今日は "Age of Steel" (鋼鐵の時代) と呼ばれるが、ヨーロッパの鐵資源は漸次枯渇しようとして居る。モロコシに鐵山があるので、所謂モロコシ問題は鐵の問題である。日本の紡績原料は印度、米國、エジプトより來る。故に之を朝鮮に植ゑようとするのである。砂糖のみは六億斤出來るから、外國に對抗して行くことが出来る。併し鐵の供給を何處より得べきか——支那、スマトラ、ボルネオ、ジャワ。フィリッピンにも鐵があるが、之は砂糖で運搬に不便である。

工業國が原料の供給地を海外に求める必要上 *Wirtschaftsgemeinschaft* (經濟上の共同區域) をつくり、國民經濟の獨立を計る説がある。蓋し經濟的利害を共にする區域の有機的結合が、安全の基礎であるからである。經濟上の共同區域の實現には *politische Gemeinschaft* (政治上の共同區域) を前提とし、必要とする。尤も該地域の占領が必要であるか、それとも貿易により實利を收むればよいのであつて、占領による經費の増大を避くべきでないか、との議論は今も尙ほ存する。然らば實際は如何。色々の面倒を伴ふけれども、實際には原料を獲る爲めには領土權を得ることが便宜であるから、之は植民の目的として、人口論よりも事實に適うた論である。自國の植民地となれば大體自國と同様の法律が行はれ、又本國の言語が正式に用ひられる利益がある。本國語が植民地の標準語となれば一層利益が多い。

臺灣統治の始め成績の上らなかつたのは、通譯がよくなかつたからである。日本は臺灣朝鮮を統治するに當り、日本官吏が土語を知らない。然るにイギリスでは印度官吏の登用試験に、印度の歴史、法律、言語を課す。

この外國の貨幣も植民地に流通すべく、運送についても自國船舶によること多かるべく、銀行なども本國より出張店を置くべく、之等の結果、多少政府が經費を要しても却つて利益であると考へられる。尤も具體的には個々の植民地の狀況如何によつて、領土權ある爲め個人の經營には利があつても、國家としては損をする危険がないではない。例へば領土權を有する以上、兵備その他の設備に於

いて非常なる高價を拂はねばならぬ。然るにその植民地産の原料品の價格が他國の競争に負ければ、領有は不經濟な事になる。例へばジャマイカは曾て砂糖供給地であり、イギリスの寶庫として大いに榮えたが、ヨーロッパ大陸ではナポレオン戦争の爲め英國植民地との關係杜絶した結果甜菜糖業が盛となり、ジャマイカの砂糖を使用しなくなつた。之により、ジャマイカの經濟は全く立ち行かなくなつた。又カリビア海にセント・トーマスといふ小島があり、デンマーク領である。曾ては甚だ盛であつたが今日は物産もなきに拘らず、やはり一の植民地であるから總督も置かれ、經費が甚だ高い。それが爲め、十三年程前に之を米國に賣渡す約束が成立したが、履行せられずに中絶した。フランスの植民地レユニオンも、掠奪農の結果今日では經濟的價値なきものとなつた。要するに植民地は原料供給地として大切であるが、具體的にこの植民地はどうかといふ問題になると、上述の如き危険の包含せらるることを考へねばならない。かかる植民地を保護せんとすれば、その目的の爲めに適ふ關稅制度を設けねばならない。チェンバレンの Imperial federation (帝國的聯合) はその主張であつた。

従來 Wirtschaftsgemeinschaft (經濟上の共同區域) は無意識に行はれたが、商人の算盤勘定より遂に植民地を獲た例は殊にイギリスに多い。イギリスの植民地獲得は無計畫的膨張 (planlose Expansion) であり、"in a fit of absent-mindedness" 「無意識的發作状態に於いて」行はれたと言はれるのであるが、之に反しドイツのは計畫的膨張 (planvolle Expansion) である。

第六項 商業上又は軍事上の便宜の爲め海外に根據地を得ること

今日の航海術の行はれる限り、航路に沿つて寄航地少くとも給炭地 (coaling station, depot) を要する。帆船時代には給炭地の必要はなかつた。又將來石油時代にもなれば給炭地の必要は減するであらう。

近時の汽船は速力二十二ノット、載炭量一千噸で、航行距離千二百哩である。石油ならば二千哩は行ける。更に新式の汽船ならば石油の力が數倍となるから、五千四百哩行ける。而してドレッドノートならば、二千噸の石油が積める。かくの如く造船術航海術の進歩の結果、給水給炭の根據地はその重要な程度を失ふことになるであらう。給水の如きは、今日は船内にて之を爲し得るのである。

此種植民地の重要なことは論がない。例へばバルチック艦隊について吾人の見たるところである。又イギリスが強大であるのは、鎖を爲して海軍根據地を有するが故である。但し鎖の一箇所が切れたらば、その用を爲さずといふ危険がある。之は或るドイツ人の指摘した點であり、イギリスでも戒心して居る。

根據地の中最も完備した設備を有つものはジブラルタルである。ジブラルタルは陸地とは全く隔離

されて居り、其の維持の経費は甚だ高價である。此種植民地には守備隊を置くことは勿論であるが、自國人の居住者は少く、農業は行はれず、商業も少く、経済的に重要ならず、財政上も收支償はず、膠州灣の如きもその経費巨額なる爲め毎年ドイツ議會の問題となつて居る。かかる高價を拂ひて、軍事上利益少きものと成り果つるとせば、實に矛盾の甚しきものである。

要するに此種植民地の重要なことは論なきところであるが、具體的問題としては経費の如何、外國に對する海軍政策如何、その他の均衡を見て判断しなければならぬ。

第七項 民族精神(Nationalism)擴張の爲め威力を他種族に及ぼすこと

十八世紀は人格主義、個人主義の思想行はれ、Cosmopolitanism (世界主義)の時代であつたが、その論理的結果はナポレオン一世の如き國境無視の政治となつた。十九世紀半頃からNationalism(民族主義)が盛となつた。その唱道はランケから始まつたが、民族主義の原則を論理的に嚴重に推し擴むれば、イギリスもフランスもベルギーも更に數多の國に分裂しなければならない。即ちイギリスはイングランド、スコットランド、アイルランド及びウェールズの四となり、ベルギーもベルジュ人と

ワルーン人とに分裂すべき筈である。之を“Dissipative tendency of politics”(政治の分裂的傾向)と呼ぶ。蓋し他の民族性を尊重すべき筈であるからである。ウィリアム・ステッドは、十九世紀の國家的使命はdismemberment(分立)にあり、と言つた。

然るに實際はこの論理と正反對であつて、各民族は自己を尊重する餘り、民族的nationalなるものを國際的internationalたらしめようとするに至つた。フランス人が世界をフランス風に化せんとする類である。この傾向の最も強きはドイツである。“Deutschland über alles.”(「ドイツは萬邦に勝る」)。ビスマルクは國內制度の整頓に忙殺されて、“Ich bin kein Kolonialmensch.”(「我輩は植民地賛成者にあらず」)と言つたが、その宰相の印綬を解く日に於いては、アフリカの邊境にドイツ國旗の翻るを見たのである。蓋し四五十年以來、各國共民族精神の自覺時代である。

キップリング曰く、劣等なる土民を征服して啓發するは“white men's burden”(「白人の負擔」)である。之は、天より負はせられた重荷の意である。植民は劣等なる者を高尚にする爲め、換言すれば俺の如くにする爲め、といふのであつて、植民colonizationは實は征服dominationであり、民族精神はcapitalism(資本主義)の形式を取りて顯はれる。

國民性(Volkscharakter)とは一定の國土に永住し、その地の風土によりて形成せられるものであつて、人類共通の性質は國民性でない。『國基』といふ書に水土論なる章があつて、既に國民性を説いて居る。モンテスキューも亦この點について卓越の見

解を述べて居る。要するに國民性は絶對的のものでなく、風土によりて變化し得るものである。この意味に於いて、植民の結果國民性が破壊せられることがあるとの論は、至當であると思ふ。例へば、アングロサクソンの國民性は極端なる個人主義である。フランス人の所謂 Particularisme である。個人の創意を重んずるものである。この特性が米國にて益々發揮せられたが、之に反し濠洲及び新西蘭にては社會主義的の性質を帯びて來た。即ち等しくアングロサクソンでも、その往く處の水土に應じて國民性の變化するを見るのである。

フランスでは人口が増加しないが、之はフランス人が避妊を爲すことも事實であるが、自然的生殖力の少きことが其の一原因である。然るに植民地のアルジェリーに於いては、フランス人はドイツ人やイギリス人よりも生殖力大なりといふ。

毎年ヨーロッパより米國に入る移民は約百萬人であり、種々なる國民性、言語、宗教を持ち來つてここに新しきアメリカ人を作る。而してそれは教育の結果であると言はれるが、とにかく風土の化する處が大なるによる。近來の研究によれば (Boas, Anthropometric) 頭の恰好まで變るといふ。即ち Brachiocephaly (上部の廣い型) の頭を有するヨーロッパ人の子孫が、米國では Dolichocephaly (中部の廣い型) の頭に變るといふ。

要するに、具體的に觀察する時、植民によりて本國人の國民性は發達することもあり、退步することもあり、此の點に於いて植民の利害得失は一様でないと言へよう。

第八項 文化發展の餘波が國外に普及すること

之は、民族性 (nationality) といふよりは一層高尚なる文化が自國の國境から滿ち溢れて、おのづ

から他に及ぶことであつて、民族主義の運動とは大いに趣を異にする。ヨーロッパの文明がアフリカに移つたのは之に基くところが大である。

リビングストンの事業は征服にあらず、同化といふことも考へず、民族的の考もなく、ただ黒人も一の『人間』として見たのである。日本人はこのことを腹のどん底から味解するやうに教育せられて居ない。

フランスの文藝、イギリスの自治の技術 (art of self-government) 等もおのづから他國に波及した。ノヴィコフはフランスの植民地膨脹の不振を見て、フランスは領土を欲せず、寧ろ無形の領土を欲するのである。フランスの文明を世界に擴めるといふ點に於いては決して他國に譲らない。その爲めには學校を開いてフランス語を普及すべきである。トンキン、印度支那に於いてフランス語が擴がつたのは即ちフランス領土の擴大であつて、フランスの思想が他日世界に普からんとする兆である、と論じた。

このやうに自國文化の絶對的優越よりして原住民に自國文化を及ぼし、遂に統治權が樹立せられるに至ることがある。アフリカにその例が多い。

第九項 宗教傳道の結果海外を教化せんとすること

之は古代にはあまり見受けなかつたが、第十六世紀頃、殊にスペインに於いて盛なる思想であつた。コロンブスのアメリカ発見も、半は宗教的の目的から出た。スペインの植民は四百年の長きに亘つて維持した事と、曲りなりにも或る理想を掲げ、高尚なる目的を以て行はれた事とに於いて、他に類例なきものである。オランダやイギリスは皆利害の打算より植民した。イギリスの植民が成功したと言はれるのは、今日の世が唯物的だからである。他日、利害以上に精神文化若しくは宗教を以て植民の成功と否との標準と爲す時が来れば、或はやはりスペインが最も成功したのであると言はれるのであるまいか。イギリスの植民地、況してドイツの植民地は年がなほ若い。各國の植民に對し、世界審判は果して何を言ふであらうか。理想、宗教の爲めの植民目的が、實は永遠的價値ある植民の目的でないかと思はれる。

近世に於いては、教化を目的として植民地を獲得したことはないが、宗教傳道が植民の有力なる原因となつたことは、歴史上の事實である。十九世紀初より基督教の外國傳道が盛となり、それが世界的大事業として組織せられ、多數の傳道會社を起して宣教師を世界の各方面に向はしめた。彼らはアフリカ内地、支那内地其他想像も及ばぬ世界の隅々まで入り行き、之が爲め各國の地理が大いに明かとなり、文明の勢力の入る道が開かれた。又宣教師の行爲が原因となつて原住民が騒動を起し、遂に各國の干渉を受け、國としての主權を喪失したのもある。フランスが安南、トンキンを獲得したのも、

ドイツが膠洲灣を得たのも、かういふ事情に基いた。「殉教者の血は教會の種子である」(“The blood of the martyrs is the seed of the Church.”) とは、プロテスタント殉教者ラチマーの言であるが、「宣教師の血は帝國の種子である」と言ふことも出来よう。

第十項 近來暴力 (force) 論の鼓吹により帝國主義

義の旺盛を來せること

十九世紀半頃より一種物騒なる説が大に行はれた。之は基督教の柔和主義の反動だと言ふ者もあるが、それ以外に大原因があるのだらう。イギリスで十九世紀後半に最も人心を鼓舞したるカーライルは、「力」の鼓吹者であつた。彼はクロムウェルやフレデリック大王の如き強き人を示して、「これが人間だ！」と叫んだ。ラスキンの根本思想も同様である。ドイツにてはトライチュケ、ニイチュエなどが出た。この實力主義は十九世紀後半に大に行はれた議論であつて、直接に植民地を主張したのではないが、此の根本思想は諸方面に現はれ、政治上には Realpolitik 若しくは Machtpolitik の思想を生じた。その結果植民地に對して無遠慮に手を出す思想を生じ、學者にも之を正當化するものが出で、政策上は帝國主義を生じた。

上述第八、九、十の諸項は植民地獲得の勞團氣アトモスフィアであり、他の原因を是認サツシヨウしたものである。これらの原因は、強弱の程度はともかく、各植民國いづれも之を具備した。斯く最近の植民地發展は政府の努力のみでなく、經濟的、精神的、宗教的原因によつた。即ち國全體の調子はその方向に向つたのである。而して各國には各國としての特別の理由が之に伴つたであらうが、上述の一般的原因は之を有たないものはない。

植民思想勃興の原因は上述の通りであるが、之が實際に植民の結果を生ずるには、次の如き縁のあつたことを必要とした。

第一 海運業の隆盛、スエズ運河の開鑿、鐵道の延長等による交通の進歩。

之によつて經濟的及び政治的共同區域を實現する必要條件が備はり、植民地に關する輿論を一變せしめた。昔は海は國と國とを分つものであると言はれたが、今では海は國と國とを結ぶものである。カナダを北米合衆國と聯合する説が一時盛にあつたが、この説の勢力を削いでカナダをばイギリスの植民地として保つを得たのは、

- 1 イギリス本國とカナダ間が五日間の航海で結ばれるに至つたこと（船の改良）、
 - 2 カナダ太平洋鐵道（四千哩）が八年間かかつて敷設せられたこと、
- 即ち海陸の交通進歩によつたのである。

第二、近代に於ける地理的探險。

オイクメーネー (Oikoumene) といふギリシヤ語があるが、之は人間の住み得る土地との意味である。その面積は百年來著しく増加した。之は學者の地理的探險の賜である。純然たる學術的研究より始められた事業が、全く豫期せざる占領擴張に終つた例が間々ある。

ジャワのメラバヤにて朝八時の氣温九十五度であつたが、自動車にて三時間かかつて六千尺の高地に上れば、十一時半の温度六十二度であつた。即ち熱帯地方でも、高地に上れば居住適地を見出し得るのである。

第三、衛生の進歩。

オイクメーネーを先進國の領土とするには、之を文明人の居住適地としなければならぬ。自然種族 (Naturvölk) のオイクメーネーであるだけでは足りない。之が爲めには衛生状態の如何が死活問題を爲す。先進國の必要とする食料品原料品は多く熱帯産の農産物であり、従つて各國は熱帯地に植民する必要があると唱へられたが、數年前までは之を實行することが出来ず、熱帯地に行けば必ず死ぬるものと思はれた。然るに近來はさういふ事もなく、熱帯地に居住することが出来るやうになつた。之は醫學の進歩の賜である。香港の如きも今は健康地であるが、イギリス人の始めて來た當時は "White men's grave" (白人の墓) と稱せられた程であつた。臺灣のマラリヤも大いに減少した。バナマ運河開鑿につきレセップスが非常なる輿望を荷つて立ちながら無残にも斃れたのは、マラリヤ蚊が居た

爲めである。キューバも亦著しき例である。此處には有名な Yellow fever (黄熱病) なるものがあつたが、キューバ全島を掃除してこの悪疫を全く驅逐し、遂にスペインの盛な植民地と爲した。之に反しその近傍にあるサン・ドミンゴなどは、衛生設備悪しき爲め全く發達しない。要するに近時の熱帯地は病氣の惧がなくなり、植民地として之を求むるの念愈々盛となつた。或る學者は熱帯植民を以て最も科學的なる植民法であると言つた。その意は、人間の生命能力の根源は太陽にあり、而して之に近づくは太陽の力を最も良く利用し得る所以であつて、世界經濟の一大進歩であると言ふのである。もとより空想的なことであるが、一種の理窟があることは疑ない。

無人の地に人を植ゑつけてオイクメーネーを擴大し、全地球を humanize すること、即ち人の居住地とすることは、植民の最大にして最重要の効果である。之はコントの所謂 Biocracy をつくる所以であるまいか。即ち凡ての生物の同盟を作り、人間を將校とし、他の動物を兵卒と爲して無生物の世界を征服し、之をば生物の用に立たしめるといふ奇論が、或る程度に於いて實現せられるものである。之れ亦以て人生の目的を達するの一方便である。併しながら各國自身は nationality (民族精神) の思想から植民を爲しつつあるものであつて、決して人類の爲めに之を爲しつつあるのではない。即ち政策として行はるる植民である。ただ彼らの豫期せざる結果が、ここに到るのである。近來 struggle for existence (生存の爲めの闘争) は struggle for space (場所の爲めの闘争) に外ならずと言はれ

るが、この爲めに人種的大戦争が起るや否やは知らないけれども、要するに全地球の人間化は植民の大結果である。

第三章 植民の語源と定義

第一項 日本語の「植民」若しくは「植民」

日本に於ける植民の語は非公式の語であつて、公用語としては植民の語より起りたる拓殖の語が用ひられる。拓殖は開拓（若しくは拓地）植民の意味で、開拓の字は古くよりあるが、植民といふ文字は公式に採用されてゐないのみならず、支那の用例としてもない。支那の最古の用例は、管仲にある「民殖」といふ語である。之は人口増加の意であつて、土著の意味なく、日本の今日の植民の語と殆んど關係がない。併し民を移すこと、人間が住居を轉ずることは、勿論古來存したる事實である。之を言ひ表はす文字としては「徙民」といふ語が用ひられた。又民を移して土著せしむる意味として「遷民」といふ用語がある。その他「居民」、「處民」、「置民」の用例はあるが、「植民」といふ用語例はない。ヨーロッパ語の支那譯としては「開新地」、「徙居」、「屬地」、「新境」等の語が用ひられる。之によつて見れば、支那の用例としては「植民」の語を用ひたことはない。即ち「植民」なる熟語は

日本で造つたものである。その文字は支那より借り、思想はヨーロッパより借りて來たものである。併しこの語は日本の古語にもない。要するに之はヨーロッパ語のコロニーを翻譯するに當りて新造せられたる日本語である。

慶應時代の Doett の蘭和辭典には、コロニーといふ語に對してだけは Volkplanting といふオランダ語の譯をそのまま記載して、日本語の譯語をつけてゐない。文久二年の英和辭典に初めて「植民」の字を用ひ、明治元年の佛和辭典には「植人」の語があるが、明治四、五年に至り次第に「植民」の文字が定まりかけた。之には「民を殖すこと」、「民を殖ること」等訓ませてある。それより植民、植民の字が出來た。「植民」は民草を植ゑる意味であるが、「植」の字を用ひるやうになつたのは近頃數年來のことである。

「通信」、「拓殖」、「實業」等も日本製の熟語である。

第二項 ラテン語の colonia

之は colo, colere（耕作する）といふ語から出たもので、之から colonus（耕す者、農夫）といふ字が出來、その土著する所を colonia と言つた。ローマ帝政の末期に於いて、農民は法律上は自由であ

つたが經濟上地主の束縛を被ること多く、その住家も地主の命令によりて屢々轉ずる習慣があつた。又ラティフンディア (Latifundia) の制度が行はるるに及び、地主は之に要する農業労働者を他の地方から移して植えた。之れ即ち colonus (複數 coloni) であり、これら農民の部落を colonia といつたのである。

colonia には次の如き種々の意味がある。

- (1) colonus は自由の農民と異り、殊更に土著せしめたる農民をいふ。之に次の二つの場合があつた。(a)除隊兵に土地を與へて屯田的に土著せしめたるもの、(b)ラティフンディアの所有者が都下の人口過剰に基き、農民を殊更に良き條件を以てその地方領地に移したるもの。之ら耕作民の一團を colonia といつた。
- (2) 右の colonus の移住には諸條件を伴つたが、之らの條件のついた土地のことをも colonia といふに至つた。
- (3) それから更に轉じて、他處より移住することをも colonia といつた。
- (4) 更に轉じて、小作人でも屯田兵でもなく、自由民が隱退して田舎に住居することをも colonia といつた。

ラティフンディアはローマの帝國主義と相伴つて發展した。ドイツのケルン市 (Köln, Cologne) はローマの駐屯兵の colonia

であつたのである。併しローマを滅したものは、ラティフンディアであると言はれる。

colonia は右の如く種々の意味を含むが故に、之から出たヨーロッパ語の「コロニー」も亦種々の意義に用ひられる。

第三項 ギリシヤ語の植民

ギリシヤ語にて植民の意味に當るものが二つある。アポイキア (apoikia) と (クレルキア) klerouchia 之である。英譯すればどちらも colony であるが、二者は實質的には大いに異るところがある。ギリシヤの政治團體は polis (都市國家) であつたから、人口が増殖すれば直に食糧問題を惹起し、その結果抽籤により或は希望により若干の家族が國外に移住して他の土地に土著した (日本の出郷、葉村、枝村の如きもこの類である)。國を出る際には種々の儀式があり、本國の宗教をそのまま持つて行つたのである。かくして出來た團體に二種あり、アポイキアといふのは母國と全く政治上の關係を斷つたものであつて、本國を援助する義務もなく、又拘束を受くこともない。但し宗教、言語、文學等、文化は本國と共通である。之に反しクレルキアといふのは政治上母國の監督の下に立つものであつて、主として軍事上の目的を以て建設したものである。

ローマがギリシヤを滅ぼして後、言語その他ギリシヤ文明の要素は盛にローマに移つた。然るに植民の事實はローマの方がギリシヤ人よりも遙かに大規模に經營したから、ギリシヤ語の *apoikia* 又は *klerochia* よりも、ラテン語の *colonia* の方がヨーロッパに普く行はれ、ギリシヤ人すら自國の語を棄つて *colonia* といふ語を採用した。後ローマ人も *colonia* に二種類を區別する實際上の必要を感ずるに至り、*colonia ex secessione conditas* (舊國家と別離して獨立社會をなせる *colonia*、ギリシヤの *apoikia* に當る) と、*colonia ex concilio publico* (國家の許可を受けて成りし *colonia*、ギリシヤの *klerochia* に當る) とを區別した。併しギリシヤではこの兩種を包含する *colonia* に當る廣義の語がなく、逆に *colonia* といふラテン語を輸入して用ひたのである。

第四項 近世ヨーロッパに於ける植民の語

「ローマは三度び世界を征服した——武力、法律並に宗教によつて」とは世人の多く唱へるところであるが、之に尙ほ第四を加へるを至當とするであらう。言語、之である。*colonia* もその一である。近世の植民といふ思想はローマから起つたのである。

近世ヨーロッパ語としての *colony* は、始めは漠然と遠方より人々が來て土著する意に用ひられた。

十四世紀フランスでこの意味に用ひられたのを最初とし、十六世紀にはイタリー人が新開地の意に之を用ひ、又イギリス人が聖書を翻譯するに當りギリシヤ語の *apoikia* を *colony* と譯した。十八世紀イギリス人がアメリカに移住した時、本國ではこの新なる領土を *Province* と呼んだが、アメリカに土著した人々自身はこの *Province* なる語には軍事的征服の意を含むと爲して之を喜ばず、自ら *British Colony in North America* と稱した。

Colony には多くの類語がある。

一 *Plantation, plantege, Pflanzung*. 今日では普通に熱帶植物を植ふる農地をいふが(棉、茶など)、十六世紀頃には人を植ふる處をも *Plantation* と言つた。ペーコンやシェークスピアなどにこの用例がある。之はエリサベス時代の公用語であり、十七世紀にはイギリスの植民省を *Council of Plantation* といつた。

二 *Provincia*. この語はローマでは元來地理的思想を含まず、即ち土地そのものを意味せず、地方官の行政の管轄なる意味であつて、兵力を以て征服し兵力を以て統治するところを言つた。後にはこの意味より轉じて、遠隔邊境の地を意味するに至つた。海外にも *Provincia* が出來、スペイン及びポルトガルの憲法では、植民地のことを "*Provincia ultramar*" といふ。

英語では *province* を植民地の意味に用ひない。(遠隔の地といふ意味はある。*provincial* とは田舎

臭いといふ意味)。

三 Dependency. 之は「ぶらさがる」といふ語で、本國に附隨すること、則ち屬國の意味である。十八世紀半頃この語が廣義に colony と同じ意味に用ひられたことがある。聞えが悪い爲め今日にては用ひないが、植民地の植民地を呼ぶときに、特にこの語を用ふる人がある。例へばニュー・ギネアの英領の部分は濠洲のクイーンズランドが占領した土地である爲め、クイーンズランドはイギリスの colony であり、ニュー・ギネアの一部はクイーンズランドの Dependency であると稱せられる。

四 Dominion. 之は絶對的の所有權、従つて領土を意味し、それより植民地の意味に用ひられた。アメリカ合衆國を成した諸州は自ら colony と稱したが、Virginia は特に誇つて Dominion 即ち「王領」と自稱した。今でも文學的に Virginia のことを“Old Dominion”といふ。今日イギリスでは特に自治植民地のことを Dominion とす。

チャールズ二世の時ヴァージニアの植民が盛行はれ、この領土の格式を上げるため、又領土に對する國王の權力は絶對なることを示す爲め、チャールズ二世自ら King of England, Scotland, Ireland and Virginia と稱した。

五 Possession. 之は所有若しくは占有といふ語であるが、その意味は絶對的ではなく實際的である。今日にても領土、植民地のことを Possession といふことがある。イギリスは一八八九年の Interpretation Act (解釋法) によりて文字の用法を限定したが、之によれば United Kingdom 即ち本土を除

きてイギリス國王の領する處を總稱して Possessions と呼んでゐる。

Possessions の中 United Kingdom の附屬島と Indian Empire とを除きたるものを British Colony とす。

六 Territory. 之は土地、領土を意味する語であるが、米國にてはこの語を稍、植民地の意味に用ふ。アンデニー山脈以西の土地を發見したとき之を如何に處分すべきかの問題が起つたが、結局十三の各 State の分有となさず、United States の territory となした。その結果オハイオ、ダコタ等の Territory が出來たが、之等の土地には次第に移住者が流入したるを以て、人口何萬以上に達するときはその請願により State に昇格することを定めた。

我輩が始めて米國に行つた時(三十五年前)には、尙十幾つの Territories があつた。

七 Settlement. (Sedel, Siedlung, sit.) 之はチュートン語である。他の土地に行つて落ちつくこと、殊に新開地に土著することを意味する。それから植民地の意味に用ひられるに至つた。

八 Protectorate. 之は保護國のことである。イギリスではこの語を植民地の意味に用ひない。Protectorate は法律上は尙ほ主權を保有するが、事實上は植民地への第一歩であつて、保護國が獨立國となりしことは稀である。

ドイツ語の Schutzgebiet は protectorate を意味する語であるが、實際上は植民地を意味した。ドイツがアフリカに入り込んだとき、その土地在留のドイツ人はその土民を Schutzen (保護する)す

ると稱して、之を *Schutzgebiet* と呼んだ。之等の土地はまもなくドイツが征服したが、其後も *Kolonie* と呼ばずして依然 *Schutzgebiet* と呼んだ。今日にては公式に *Schutzgebiet* なる語を植民地の意味に用ふ。

九 *Empire*、之はラテン語の *imperator* より出でたる語である。國家危急の際に政治及び兵馬の大権を一人の人に託した。この人を *imperator* と呼び、その権能を *imperia* と呼んだ。その者の支配する處を *empire*、その行ふ主張を *imperialism* と言ふ。

ナポレオン三世が大統領より *Emperor* となりしとき以來、*Imperialism* は不正なる政治上の野心を含蓄する芳しからざる語と見られるに至つた。

近世に於いては政治・兵馬のことに限らず、何事にも他國を風靡することを *Imperialism* と言ふに至つた。*(Imperialism of art, Imperialism of literature 等)*。植民すること、即ち他の土地に權力を及すことも亦 *Imperialism* の一現象である。

第五項 植民の定義

植民地の語は最も廣義に用ひらるる時は、何等領土の觀念を含まず、人の概念のみについて、例へ

ば布哇は日本人のコロニーであるとか、横濱の西洋人のコロニーなどと言ふことがある。之らは *ethnic colonization* (民族的植民) と呼ばれるものであつて、植民地の範圍を脱するものである。

又植民地なる語を最狹義に用ふるときは、新領土中本國の人民が定住固著する所のみを言ふ。之は本來の植民 (*colonization proper*) 即ち *settlement* (居住地) の意味である。

以上廣狹兩義の中間を採つて、我輩は植民地とは新領土なり、と定義する。科學的には精密でないかも知れぬが、政策的即ち實際に應用するには之で十分である。いはゆる實用的定義 (*working definition*) である。

「新」とは「新に得たる」ことである。何が新しく、何が舊いか、新舊は之に對する人の主觀による區別である。新といふ印象を有する間は新である。言語風俗制度思想等の上で、國民が何だか別のものであると思ふ間は新しいのであつて、領土の新舊は地理的の區別ではない。「領土」とは政治的の意味を有する。

元來定義には完全なるものはない。學者が議論して居る間に、事實は進んで行くからである。定義を下すに拘泥するときは、却つて事物の真相を逸するおそれがある。定義には二つの要素を含むを要する。*genus* (部) 及び *species* (類) 之である。植民地は領土 (*genus*) の中新しきもの (*species*) をいふ。

植民について諸學者の掲ぐる諸種の定義を検するに、次の十種の要素が現はれる。植民の定義の範圍は之れ以上に出ることなく、ただ人によりてその中重きを置く點が異なるのみである。

- 1 植民は人に關することである。
- 英語の colony は土地を意味することがあり、又反對に人の意味に用ひて土地の觀念を含まないことがある。「新領土」といへば人の觀念がないやうであるが、併し植民の定義の中から人の觀念を除くことは出来ない。
- 2 植民は人の團體に關する。
- 個人でなく、一團の人々の爲す事業である。“body of persons” (Lewis), “body of people” (Johnston), “band of persons” (Egerton)
- 3 故國の概念。
- 植民は或る國家に從屬する團體の意を含む。植民とは Mutterland (母國) / bisherige Gebiete (従前の領域) 若しくは Ursprüngliche Länder (本來の國土) よりの云々であると定義する人がある。之は植民の觀念に必要な要素ではあるが、領土といへば既に主權の觀念を含むが故に、殊更に「故國より」といふ言葉を植民の定義に用ふる必要はなからう。
- 4 新地の概念。

新しき領土といふは處女地の意味を含まない。New land といつても、New soil と混同せざることを要する。寧ろ新地といふ語を避けて、新領土といふを可とする。ルイス (Lewis) の植民地の定義には “land which is nearly or wholly uninhabited” (殆んど或は全然先住居者の無き土地) と言つてゐる。この定義の中には、多民少地の民を多地少民の地に移す、若しくは landless men (土地なき人) を manless land (人なき土地) に移すといふ思想がある。事實上かかることは多いが、之を植民地の定義に入れるべき要素としては採らない。

- 5 故國との距離。
- a “distant land” (遠隔の地) 其他の語を用ひて、距離を植民の概念の要素となす者があるが、之は不必要である。
- b 「海外」なる概念を植民地の定義に含ませる者がある。歐米共に地續きの地方を植民地と見ないことが實際一般の思想であるが、之は支那の思想とは異なる。「海外」といふことは、植民地の概念の中に含ませむべき要素でない。

6 移住。

殆んど凡ての學者が植民地の定義の中に之を含ませ居る。

7 永住 (土著)。

移りたるのみを以ては足らず、土著永住を要素とする説がある。(Settlement, Ansiedlung) 狹義の植民は之をいふ。“political dependency settled by” (Keller)

8 目的。

移住土著の目的を植民の定義に必要とする人がある。土地を開く爲め、農業を営む爲め、等の如し。併し之は不必要と考へる。歴史の實際上は、植民は農業に關することが多いが、之を植民の要素とする必要はない。

9 故國との政治的關係。

之は重要な要素であつて、之を植民の定義より省く説は誤である。此の點が新地を植民地たるものと、然らざるものと區別する標準である。狹義の意味に於ける植民地 (colony in narrow sense) と近代的意味に於ける植民地 (colony in modern sense) とを區別しなければならぬ。アングロ・サクソンの植民は私人の自發的行動 (individual, personal initiative) により行はれた事實が多いので、その植民に關する思想にもこの要素を忘れ勝ちであつたのである。

10 文化の程度 (Kulturstufe)

之はシェフレ (Schäffle)、ザンメルマン (Zimmermann) 等の重要視する點であつて、植民は優等文明の國民が劣等文明の國民に對して行ふものであると言ふのである。近世植民の事實としてかかるこ

とは歴史上多くあつたが、併し植民の定義の中に之を含ませることは出来ない。

ロッシェー (Roscher) はコロニーの要素は左の二點にありと爲した。

(1) dass ein mehr oder weniger altes Volk ein mehr oder weniger junges Land im Besitz nimmt. (「多少舊き國民が多少新しき土地を占領すること」)

(2) dass ein Theil des Volkes sich von Ganzen ablöst. (「國民の一部が全體より分離すること」)

第一の點。altes, (舊) junges (新) は文明の高下を暗示するものであつて、地質とか開國とかの新古を言ふのではない。

第二の點。ablösen (分離) の仕方によりてアボイキアともなり、又はクレルキア即ち今のコロニーともなる。ロッシェーは „von Ganzen ablöst” (「全體より分離する」) と言つた位であるから、アボイキアの意味ではなく、植民地は政治上は尙ほ全體の一部たるものとする意味であらう。

ロッシェーの定義は面白いけれども、右の二つの點で誤解を招き易い。イギリス人がフランス人の居住したるカナダを占領したやうな例もあるから、植民の定義中に文明の舊新など言ふ必要はないであらう。

イタリー半島に侵入征服したるチュートン人の文明はローマよりも低くあつた。ただチュートン人に本國と稱すべきものがな

つた爲め、イタリーをコロニーと呼ばざりしに過ぎない。又東ローマ帝國を征服したトルコ人の文明は、被征服者よりも低くあつた。この場合にはトルコ人自身が都をコンスタンチノープルに移したから、之をコロニーと呼ばざりしだけのことである。

以上の如くコロニーの定義につき人により重きを置く點の種々異なるは、コロニーといふ語の含む思想の内容が複雑だからである。我輩は「人」、「土地」並に「母國との政治的關係」の三者を要するものとして、植民地とは新領土なりと定義し、植民とは國民の一部が故國より新領土に移住することをいふものと解する。

第六項 植民政策の意義

ドイツ語の Kolonialpolitik に當る語は英語にはない。むしろフランス語の politique がドイツ語の Politik に近き。

政策とは國家がその意思を遂行するための方法をいふ。意思とは即ち目的である。國家の目的に種あり、大別して Machtzweck (力)、Rechtzweck (法)、Kulturzweck (文化) の三と爲す。

植民政策の目的は何であるか、換言すれば國家が植民地を設けて之を經營する目的は何であるかは、今之を論じない。ここにはただ、この目的を遂行する方法が植民政策であるといふに止める。

茲に注意すべきは、現今植民は國民經濟を主なる目的となすを以て、植民政策 (Kolonialpolitik) は即ち植民經濟 (Kolonialwirtschaft) なりとする思想を生じたことである。併しながら、たとひ最初の目的は經濟にありとしても、事實國家が植民地を經營する状態を見るに、經濟の目的はその極めて小部分に過ぎない。經濟は上述國家の三大目的の一たる文化目的の中にて、更に極めて小なる地位を占むるに過ぎない。故に植民政策は植民經濟なりといふクルツェ (Kritze) 等の議論は皮相といふべきである。

植民政策を植民行政 (Kolonialverwaltung) と混同することも誤謬である。新領土の政治が單に行政に止ると爲すは、餘りに俗吏的の考である。ルーズヴェルトは植民地は abnormal state (變態的國家) なり、と言つたが、この變態國家を經營するのが植民政策であつて、それは常態的國家 (normal state) の經營とは異なるものでなければならぬ。

植民政策は植民史なりとの議論もある (Grünwald)。フリーマン (Freeman) が五十年前に、"History is past politics. Politics is present history." (歴史は過去の政治である。政治は現在の歴史である。) と言つて世を驚かした。之は盛に行はれた言であつて、グルネワルドの見解はこの思想を植民地に當てはめたものであり、一面の理由はあるが、政治と歴史とを同一視することは出来ない。シュライエルマッセル (Schleiermacher) は行爲を Darstellendes Handeln (表現的行爲) と Wirken-

des Handeln (實行的行爲) とに區別し、前者は或る思想を interpretieren (表現) する行爲、後者は實行的行爲であると爲したが、歴史は前者に屬し、政治は後者に屬する。時の相異のある點が重要である。ビスマルク曰く、„Politik ist keine Wissenschaft.“ (政治は學問にあらず。)

植民政策は植民の事實を實行する上の標準を示すものである。國家學が生理學であるとするれば、植民政策は病理學である。植民地は一の病的状態ではないだらうか。スペインの植民地はイギリスに優つたと思はれるが、それでも四百年で滅んだ。植民地は性質上一時的のものであるまいか、との感を深からしめるものがある。植民政策とはかかる一時的傾向あるものに就いて、本國に取りての利益を永からしめようとする政策である。

植民政策は現在の各國植民地の研究を基として、自國の意思を新領土に行ふものである。即ち新領土に於いて國家がその目的を達する爲めの政策である。従つて植民政策には各國植民地の比較研究が必要である。本講義もその比較研究を以て進めたい。

第四章 植民地の種類・類別

分類といふものは、目的に應じ、標準の如何によりて、如何やうにも類別を爲し得るものである。スピノーザは人類をラテン語を知るものと知らざるものとに分ち、キップリングは民族をばブロンを穿くものと穿かざるものとに分つた。

分類の標準は論理的なること、及び實際に役立つものなることが必要である。スペンサーが社會を industrial (産業的) と militant (軍事的) とに對立せしめて分類した先例はあるけれども、ロッシヤーが植民地を商、農、軍事と分類したのは、分類上正確を缺くと思はれる。植民の如き活動的現象の分類について科學的正確を要求することは困難と思ふが、植民地の定義に當りて working definition (實用的定義) を採りし如く、分類についても現今に役立つものを述べようと思ふ。

第一項 人種による區別

(一) 治むる者の人種によるとき、例へばイギリス人の統治する植民地は *British colony* といふ如し。

(二) 治めらるる者を標準とするとき、例へば黒人の居住する植民地を *negro colony* といふ如し。

(三) 固有名詞を用ひざる概括的分類。

之は母國人と土著人との關係を標準とする分類であつて、勢力の利用上便利なる分類である。Sippian, „Entwicklung der europäischen Kolonien” (シュバン、『歐洲植民地の發展』)には次の如く分類す。

1 Eingeborenen Kolonie (Native colony) 土著人植民地。

之は土著人にあらざれば開拓する能はざる處。主として熱帯地方である。その人口の主たる部分が土著人であつて、母國人は役人、兵隊、資本家、事業家等少數なるもの。

2 Mischkolonie 混合的植民地。

理窟を言へば、植民の概念が既に混合的なる人口を含むが、之は實際的分類である。人口の少からざる部分、例へば四分一とか三分一とか二分一とかがヨーロッパ人、殊に母國人たるもの。但し兵隊の多數行きたる場合は之に入れない。ここにいふ人口とは労働人口を意味する。

母國民が植民地に行きたくも行けざることがある。其中には、フランスの如く行く力なきものがある。

又熱帯の氣候風土が母國人の移住を生理的に許さざるものがある。ここに於いて「ヨーロッパ人は果して熱帯住民たり得るか」といふ問題が起るのである。かかる場合は母國以外の地方より労働者を入れることが行はれる。アメリカの黒人奴隷はその著しき例であり、西印度、ナタール等にも實例がある。臺灣では日本人は三〇%マラリヤにかかるが、併し支那人を入れるとすると、國籍上混合植民となる。支那人を入れることの困難は、彼らが阿片使用の風習を有つ點にある。

3 Ansiedlungskolonie, Einwanderer-kolonie, Settlement, Colonie de peuplement 居住植民地。

之は氣候上本國人が居住し得る處であつて、主として暖帯にある。人口の主なる部分が他國より來れるものであるが、シュバンは母國よりの移住を意味する。この型の植民が本來の意味に於ける植民(日本語の植民)である。ethnic colony (民族の植民地)と呼ばれるものも之である。

右シュバンの分類は社會的見地に立つものであつて、事業を爲し、文化を布く等、政策上有用であるが、之に一步を進めて純粹に社會學的分類を爲したるものはシェフレ (Schefle) である。シェフレは社會學的見地より植民の辯護、鼓吹を爲した。彼は社會進歩の程度を次の五段階に分ち、母國と植民地とが各、何れの段階に屬するやを見て政策を決すべしと爲した。之は尤もな議論である。

1. Sippenorganisation 若しくは Familien (民族若しくは家族)

2. Feudal (封建制)

3. Stadt (都市)
4. Territorial (領域)
5. Staat (國家)

例へばイギリスは今第五の段階にあり、アフリカのブッシュマン族は第一の段階にある。之は第五段階の母國が第一段階の植民地を有する場合である。然るにイギリスが印度を取つた場合には、一の國家が他の國家（若しくは實際上第四段階の領域）に植民地を有つことになる。このやうに、母國と植民地との文化段階の組合せに應じて、植民政策を變更して行くべきである、と言ふのである。逆に亦、低度の文明段階にあるものが高度の段階の地を植民地と爲すことも起り得ないではない。

前に植民を定義した時、文化の程度如何をその要素中に含ましめなかつたが、政策の上には、シェフレの分類に限らず、文化程度の如何を以て植民地分類の標準と爲すことは便宜が多い。而して文化段階の高下を言ふ場合、經濟組織を作る點に於いて原住民が本國人より劣るや否やを知ることが、植民政策上重要である。臺灣に於いても、勞働力としては臺灣人の方が我々より優つて居るのである。

第二項 距離による區別

Ferne Kolonie (遠隔植民地) と Innere Kolonie (内國植民地)

Ferne Kolonie (遠隔植民地) は又 Ueberseeische Kolonie (over-sea, ultramar) (海外植民地) とも云ふ。Innere Kolonie (内國植民地) は我輩及び諸學者の植民地の定義に合しない。

ドイツにてはポージェンその他東北地方は人口少く、又ポーランド人ロシヤ人等の勢力を驅逐する政策上の理由により、且つ職業なき勞働者を移住せしめる目的もあつて、内國植民を爲した。之を Innere Kolonie と呼び、之に對して海外の植民地を Ferne Kolonie とした。

イギリスは本國の面積狭小、人口稠密であるから、國內に不毛地とはなく、内國植民の必要も少い。従つてこの區別を爲す人も居ない。尤も救世軍が人煙稀薄の土地を買収して都會の貧民を移したり、行政官廳が土地を收用して貧民を移植することがあり、之を Labour colony (勞働植民地) といふが、ドイツの如く大規模の事業でないから、内國植民などと稱する學者はない。

ロシヤにては、浦鹽などは距離からいへば遠隔植民地であるが、海外植民地ではない。而して本國もシベリヤも統治上同一制度の下に置くから、この點より言へば内國植民地といはねばならぬ。要するに右の區別はドイツの區別である。

第三項 氣候による區別

Tropical colony (熱帶植民地)。之に對する區別として特別の名稱を用ふる人はないが、溫帶植民地、寒帶植民地等の名稱を附し得ないわけでない。

此の區別は産物、人種、並に勞働關係、衛生設備等、技術上重要である。熱帶は溫度のみでなく、種々の點に於いて特異である。人種は多くは劣等である。産物は主に特有の農産物であり、熱帶農業、熱帶作物などと言はれる。熱帶鑛業 (tropical mining) なる名稱を用ふる人もある (寶石)。マレイ人は日本人に次いで手藝の器用なる人種であるから、之に教育を施せば今後三十年にはマレイ人の間に大なる工業が起るであらう。さうなれば、熱帶工業 (tropical industry) といふ名稱も出来るであらう。抑、太陽の光線はエネルギーの源であつて、熱帶地方への植民は政治以上、人類以上の力にて推進せられる傾向の如く思はれる。之は永く續いて止むことがないであらう。

第四項 經濟的區別

之は植民地の主なる産業的利用方法を標準とするものであつて、學者の最も多く論ずるところであり、植民の政策を決する上に最も重要である。

植民地に行はるる經濟の性質による分類は普通 ロッシャー (Roscher) に始まるといはれるが、第一に之を爲したるはヘーレン (Heeren) である。

ヘーレンの分類は左の如くである。

1. Ackerbankolonie (農業植民地)
 2. Pflanzungskolonie (栽植植民地)
 3. Bergbankolonie (鑛業植民地)
 4. Handelskolonie (商業植民地)
- ロッシャーの分類は左の如くである。

1. Eroberungskolonie (征服植民地)
2. Handelskolonie (商業植民地)
3. Ackerbankolonie (農業植民地)
4. Pflanzungskolonie (栽植植民地)

ロッシャーが經濟的標準をとりながら、征服植民地、即ち獲得の方法に關する區別を、その分類中

に入れたるは誤謬である。

ルロア・ボーリュール (Leroy-Beaulieu) もロッシャーと同様の分類を爲した。

又ケブナー (Köhner) は次の如く分類した。

1. Ackerbankolonie (Siedlungskolonie) (農業植民地若しくは居住植民地)
2. Plantagenkolonie (栽植植民地)
3. Handelskolonie (商業植民地)

ラインシュ (Reinsch) は植民地を分つて左の二種と爲した。

- 1 Settlement colony (居住植民地) 之は本國人が土著し得る土地である。
- 2 Exploitation or Investment colony (搾取若しくは投資植民地)。之は資本を投じて土著人

を使役する土地であつて、土著人植民地である。搾取植民地には文化目的がない。近眼的なる經濟的目的のみである。現存する富を持ち去つて來るといふ趣旨のものである。

ラインシュは搾取植民地を更に農業植民地、工業植民地、商業植民地の三種に分つた。故に氏の分類は上述ロッシャー、ケブナー等の分類と意味を異にするものである。

以上經濟的區別に基き、各種植民地の特色を説明しよう。

(一) 農業植民地 (Ackerbankolonie, Agricultural Colony, Farm Colony.)

母國人が居住土著して農業を営む處をいふ。土著人が農業を営む處はこの中に含まれない。故に之は事實上 Ansiedlungskolonie (居住植民地) と一致する。その目的は土地の耕作にあつて、すべての植民地の結局落ちつくところである。この種の植民地には次の如き特色がある。

1 農業は一定の資本額に對し他の職業に比して最も多くの勞働を要する。ここにいふ資本の中には土地資本を入れずに考へたものであるが、實際上に於ても農業植民地の土地には殆んど價といふ程のものがない。故に農業植民地には人口増加の勢がある。人無き地に人を移す工夫は、農業をさせるより外はない。

2 農業植民地には血氣盛りの者が多く行くから、その人口状態は老年者及び幼年者に比して比較的壯年者が多く、又男子が多く女子が少い。即ち不生産的の人間が少い。

3 社會に平等 (equality) 觀念が強い。即ちデモクラティックである。

a 農業植民地に行く人間の性格は著實である。即ち種が異ふ。之に反し富者と貴族とは住み慣れた場所を去ることを好まず、不在地主となることが多い。ヴァージニアに初め移住した者が貴族であるといふ説は誤謬であつて、むしろ中の上に屬する者であつた。一方最貧者も亦植民地に行かない。海外に渡航するには、多少の旅費を要するからである。かくして通常植民地に行く者は中等の下か下等の上の者であり、この階級の者は最も勤勉にして、地位の向上を期するものである。

農業植民地に渡航する者は、貴族階級も、また貧民階級も少き故、その社會には階級觀念が少い。この事實は米國に於て見られるのみでなく、北海道でも同様である。ただ惜しいことには土地拂下の方法が宜しきを得なかつた爲め、華族の跋扈を來たしたが、それでも内地に比すれば遙かに平等的である。

b 農業植民地は新開地であるから、自分で若干の土地を耕して獨立の生活を営み、誰にも頭を下げることはない。即ち氣風がちがふ。"I owe no man." (我は何人にも負はず)といふ氣象がある。従つて個人の發展が盛であつて、各人の優勝劣敗が甚しい。その邊境生活は多く健全であつて、男らしき氣風を帯びて居る。文明は人をして無能虚弱に終らしめる缺點があるが、植民地では虚弱なる者を保存する方法なく、かかる者は遠慮なく倒れ去るに任せる。その結果社會一般の氣風が元氣となるのである。かかる社會に人物が出るのであるまいか。ギリシヤの哲學者の多數は植民地から出たのであり、又リンコンやエマヌンのやうな人物は、とてもヨーロッパからは出まい。邊境生活は吾人の殆んど忘れ失らんとする人間本來の性質を生き返らせるものであつて、人類の生活に邊境がなくなれば、人は慣習と社會の傳統とに壓迫されて、つまらない人間となつて仕舞ふのであるまいか。

植民地の分類上牧畜植民地といふことを言ふ人もあるが、之は農業植民地の中に含ませてよからう。牧畜植民地はいつまでも牧畜植民地で居るものでなく、早晚農業植民地に移るものである。米國、南

阿、濠洲等はその例である。もちろん牧畜植民地には一種特別の性質があり、殊にそれが個人性の發揮に及ぼす影響は、農業植民地よりも大である。ここには全く法律秩序の行はれないことがあるからである。

(1) 栽植植民地 (Pflanzungskolonie, Plantation Colony, Plantage.)

之はいはゆる土著人植民地である。土著人でなければ農業を営み得ざる處である。この種の植民地は、本國よりいへば資本の植民地であり、人は資本の従として行く。資本が主にして、人が従であり、この點農業植民地と反對である。本國人は企業家であつて、耕作する者は土著人である。その多くは熱帯にあり、その生産物は砂糖、棉花、ゴム、珈琲等工藝作物が主であつて、穀物は多く栽培しない。この種の植民地の目的は母國に對する天産物の供給にあり、その社會の特色は次の點にある。

1 平等は行はれず、階級的主従の關係が顯著であつて、實質上奴隸制度又は之に似通ひたる方法が行はれる。人種の關係があり、他方に於いて資本家對勞働者の關係が更に加はる。

例へばジャワ居住のオランダ人は大官、大商人、事業家、會社員のみであつて、土著人に對しては威嚴を保つたために言葉も交さず、土著人にはヨーロッパ語を教へない。土著人が本國語を覺える時は生意氣となるといふ理由である。オランダ人はナボブ(Nabob)といふ特別の階級をつくり、その次には支那人の階級があるが、支那人は少しでも外に出る時は旅行免狀を必要とする。支那人やジャワ人は馬車に乗ることを許されない。

2 経済上の進歩が遅い。労働者を牛馬同様に使役することを大方針と爲し、之を教育する等のことを爲さない。故に之を Exploitation colony (搾取植民地) ともいふ。土地の富力を吸ひ取つてしまふ意である。

米國南北戦争當時、北方は居住植民地若しくは農業植民地であつて、主に小麦を栽培し、住民は清教徒が多くあつた。之に反し南方諸州は栽植植民地であつて主として棉花等を作り、奴隷制度の維持に對し経済上大なる利害關係を有した。南部に移住した人は貴族ではなかつたが、北部に移住した中産者よりは少し裕福な人々であつて、大なる組織を以て農業を經營し、之をプランテーションといつたのである。今日、大なる地域に奴隷其の他劣等なる労働者を使役して經營する農業地をプランテーションといふのは、之に基いたのである。従つてこの語の今日用ひられる經濟學上の意義は比較的新しいものである。(始めは植民地をコロニーと呼ばず、すべてプランテーションと言つたのである。)

栽植植民地が將來農業植民地となり得るや否やは、本國人が之に移住し得るや否やによつて定まる。この種の植民地は熱帯地方にあり、ヨーロッパ人は一般に熱帯地方に永住することが出来ないから、労働力を土著人その他より得て之を栽植植民地と爲したのである。ところで、日本人も亦ヨーロッパ人同様熱帯地方に永住することが出来ないであらうか。又衛生進歩の結果、ヨーロッパ人もこの地に

永住することが出来るやうになるであらうか。若しさうなれば、栽植植民地の問題はなくなるであらう。然るにヨーロッパ人は衛生上の點からは熱帯地に永住し得ることが出来るとしても、その氣候に順應することは困難であらう。之に反し日本人の場合は結論を異にする。衛生の設備さへ整へば、日本人は臺灣の風土に適して永久的に生存し得ることとならぬとも限らない。木曜島の眞珠取り、クインスランドの砂糖栽培についても、日本人は土著人に次いで強健である。日本人の祖先は熱帯から来たといふ説もあり、日本人の身體の構造が熱帯地の住民と似て居ることは事實である。鼻が短くて廣いのも、髪の高いのも、日本人が熱帯地の居住に適することを示すものであるまいか。

色の黒いのはよく熱を吸収するが、又よく發散する。故にすべて白い動物は北方に住み、黒いものは南方に住む。

米國はフィリッピンを栽植植民地として統治して居るが、實は之を持って餘して居るやうだ。勿論衛生の設備はかなり出来て居る。併しその爲めに今日まで少くも十二億圓の金を使つて居る。一人當り一年三千圓かかる兵隊を置かねばならぬから、軍事費が年々五千萬圓かかる。然るに本國との通商は僅かに二千五百萬圓である。故にかかる不經濟なものを永く有つて居るわけに行かぬと思ふ。軍事的見地からも、左程に必要なものではない。今のところは已むを得ず統治して居るやうなものである。一九一八年になれば、之を中立國として獨立させることに定まつて居るらしい。栽植植民地で經濟上引き合はぬものの運命は、すべてかくなるのであらうか。

農業植民地と栽植植民地とは産業の種類は同じであるが、経営組織の差と、之に基く社會構成の別があるから、分類上區別することが至當である。併し栽植植民地に母國民が永住するやうになれば、もはや農業植民地となるのである。

(三) 商業植民地 (Commercial colony)

之は主なる産業が商業たる植民地であつて、農産物少く、概ね面積小である。(香港、バタビヤ等)。その社會的特色としては、

- 1 本國人が少い。
- 2 大會社の關係等から、階級觀念が相當に強い。
- 3 地理的條件が許しさえすれば、農業植民地となる傾向がある。

バタビヤはもとオランダ人が香料を買ふ爲めの商港であつたが、その原料の供給を確實にするため始めはフランデーシヨンの方法によりて原住民に耕作をなせしめ、次第に土地を買占めて一歩一歩領土を擴張、遂に農業植民地となつた。シンガポールも同様である。ポルトガルの植民地マカオは例外であるが、之は實力の缺乏による。

(四) 鑛業植民地 (Mining colony)

鑛山採掘の爲めに維持する植民地。シベリヤ(金)、濠州(金)、カリフォルニヤ(金)、南アフリカ(金、金剛石)、北海道(石炭)等。之も農業植民地に移る傾きがあることは以上の諸地の皆之を實證

するところである。アラスカの如き土地でも次第に農業を始めた。蓋し鑛物の採掘量は無限でないからである。このやうに鑛業植民地はその性質上一時的のものであるから、植民地の分類中より除くべしとの論が、近頃多くなつた。

(五) 漁業植民地 (Fishing colony)

之は北方に限るといつてもよい。松前、グリーンランド、アイスランド等。南洋には珍しき魚の種類が多いが數量が少い。北方は魚の種類は少いが量が多い。

漁業植民地の社會的特色は左の如くである。

- 1 農業にはあまり有利でない。(氣候等の關係上)
- 2 住民は集團的に生活する。
- 3 定著的な落ちついた氣風がない。この點は鑛業植民地に似て、氣が荒い。
- 4 氣候が許す限り、漸次農業的植民に移る。例、アイスランド(燕麥、ライ麥等)。併し鑛業植民地を分類の一に數ふるならば、漁業植民地を入れねばならないと思ふ。

(六) 工業植民地 (Manufacturing colony)

理論上は之も分類の中に置くべきであらうが、工業が盛となつた土地はもはや植民地とは見られず、本國の一部と見られる實情である。(例、アルヂェリー)

イギリスが米國を失つたのは、米國に於いて煙草、羊毛の加工を禁ずる等、製造工業を抑壓したことが大なる理由であつた。今日にても、植民地に工業を奨励することは少い。若し有れば、ただ農産物に低度の加工を施すのみである。例へば椰子の果肉は、植民地では乾すだけであつて、本國に持つて来て油を搾る。又砂糖は、甘蔗を本國に持つて来るわけにゆかないから、粗糖を植民地で造り、精糖は本國で製造する等。

(七) 流刑植民地 (Penal colony)

犯罪人を本國に置くときは費用が多くかかるから、之を送る爲めの植民地である。此の種の植民地は非經濟的であるが、その動機は經濟的である。

流罪地として植民地を設くるの要ありとの論は四、五十年前諸國にて行はれたものであり、特にイタリーに於いて盛であつた。蓋しイタリーではロンプロゾ一派の新刑法學者の主張により死刑が減じたのと終身刑が増したる爲め、著しく監獄費を増した。ここに於いて盛に流罪制度 (Deportation, Transportation) が唱へられ、流罪地を得ることに困つてアピシニアと一戦を賭したが、その結果は戦費の爲め却つて高價なものとなつたであらう。又ドイツの學者ファブリがドイツが植民地を獲得すべき必要を説いた中に、(Fabri, Bedarf Deutschland der Kolonien?) その理由の一つとして、ドイツ内地にては生活難の爲めに犯罪増加し、その爲め監獄費を増さざるを得ず、故に節約方法として流

罪地の必要があると説き、「ドイツは犯罪人を送るべき植民地を有せず、」と嘆じたのである。

之は一應尤もな議論であるが、永遠の見地より言ふ時は望まじき事ではない。何となればこの爲め植民地の人氣を悪くし、植民地を以て罪人の行く處なりとの考を抱かしめ、植民地の發展を害するが故である。漆洲の如きも、囚人を送ることを止めた後始めて發達したのである。

(八) 軍事植民地 (Military colony)

之は軍略上の目的を以て設けられたる植民地であつて、獲得の方法が軍事的なりといふ意味ではない。之も非經濟的の植民地であつて、普通の植民地とは全く社會組織を異にし、移住民は少く、主に軍人である。その社會の空氣は階級的であつて窮屈であり、多くは面積が小である。面積が大であれば、防禦に困るから不利益である。従つて實業の發展する見込少く、シブラルタルの如きは農業も商業もない。但し周圍に他の住民が集り來つて、市民社會が出来、商業植民地となることもある。北海道の屯田兵制度なども軍事植民地から農業植民地への過渡的段階であつた。軍事上の目的はあまり達しなかつたが、開拓上の目的は大いに達せられたのである。

第五項 獲得の方法による分類

獲得の方法如何により、植民地統治のやり方が異なるであらう。

(一) 掠奪(征服)の方法によりて得たるものと譲渡の方法によりたるもの。

(二) ヴァーバン(Vauban)の分類

1. Colonie forcée 征服により強制的に得たるもの。

2. Colonie de hazard 期せずして偶然的に得たるもの。(漂流船が発見した等、無意識的に得た植民地である。)

3. Colonie de raison 合理的植民地。意識的に計畫して平和の裡に得たるものである。

之は殆んど無益なる分類の如くであるが、之を無視するを得ざる理由は、少くとも獲得の當初如何なる政治を行ひて可なるかといふ、政策上有用なる點にある。

(三) クラーク(Clark)の分類

1. Conquest (征服) によるもの。

2. Treaty (條約) によるもの。

3. Occupancy (占有) によるもの。之は ethnic colonization である。軍隊にもよらず條約にもよらず、人間がその土地に定著し支配したるもの。

第六項 歴史的分類

之は歐米の學者の共に爲す分類であつて、ヨーロッパの歴史を標準とする。但し普通の歴史による分類であつて、植民を主としての年代別ではない。

(1) 古代の植民。カーセージ、ギリシャ、ローマ。

(2) 中世の植民。中世には植民なしといふ人が多いが、實際に於いて之は誤謬である。ただ政治的意味が少き故、この誤解が起つたのである。則ち中世にも教會史に現はるる植民の事實がある。佛教には開山といふ語の示す如く山に隱退する傾向があるが、之に反し基督教は町へ町へと出る傾向があると言はれる。併し基督教に於いても四、五世紀の隱遁主義(Heremitism)の時代には僧侶による開山が行はれ、植民が流行した。之ら中世の植民は直接には政治的新領土の獲得ではないが、その準備・基礎を作つたものである。

(3) 近世。發見時代以後である。人によりては現代をも之に含ましめる者があり、又近世と分ちて別に

(4) 現代、を擧ぐる人もある。

右分類中の古代の植民よりも更に古き時代、即ちアッシリヤ、バビロニヤ、支那、マレイ、ヒッタイト等の植民をも、歴史的分類中に加へる時が来るであらう。又その必要がある。インカ人の植民も亦偉大なるものがあつた。

但し先史時代の人類が水草を追うて移住したやうな事は、移住 (migration) であつて植民 (coloni-nation) ではない。植民は國家に關するものたるを要する。

歴史的分類はドイツの學者の爲す仕事ではないが、植民政策上の實用は愈々加はつて来るやうに感ずる。クローマー卿のローマ帝國主義の研究、ルカスの "Greater Rome and Greater Britain" 等参照。

第七項 公法の見地よりする分類

之は本國と植民地との法律的關係に基く分類である。

(一) ギリシヤのアポイキアとクレルキア。

アポイキアは本國と政治的關係なく、文化的關係あるのみであるから、今日は之を植民地の類別に入れることは不適當である。

(二) ローマには本國の國籍を脱したる植民地と官營植民地とがあつた。

(三) ステンゲル (Stengel) の分類

1 Eigentliche Kolonien (真正の、若しくは狹義の植民地) 之は母國の主權の下にある政治團體である。

2 Protektoratsländer (保護國)

3 Interessen=oder Machtsphären (利益若しくは勢力範圍) 主として經濟上の利益範圍である。

第八項 特殊の標準を設けず、植民地の性質によりて爲す分類

之は實際に政策を行ふ上に於いて便利である。

シロール (Girault) の分類

1. Colonie de commerce 商業植民地。

2. Colonie de stratégique 軍略上根據地として地の利を占めたるもの。例、ジブラルタル。

3. Colonie de exploitation 投資植民地。主として鑛業若しくは漁業。

4. Colonie de plantation 主として農業 (土著人の勞力によりて行はるるもの)。

5. Colonie de peuplement 本國人の土著するもの。
6. Colonie de militaire 軍事上の植民地にして、屯田兵の制度を布くものである。ローマの Colonia 等。
7. Colonie penal 流罪地。

第九項 主として本國との政治的關係に重きを置きたる實際的分類

之は如何なる程度に本國の統治權が新領土に行はれるか、を標準とする區別である。

(一) ホッペン・シュライデン (Hübner-Schleiden) の分類は次の如くである。

- A. Station 根據地。純然たる屬國であるが、面積狭く農業に適しない。軍事植民地の類である。之を更に二つに分ける。
 1. Mariendepot セント・ヘレナ、マルタ等海軍根據地。
 2. Militärstation シブラルタル、アデン等陸軍の根據地である。
- B. Kolonien 植民地。

1. Dependencies 大きな植民地にて、母國に従屬せるもの。例、ニュー・ファウンドランド、アルジェリー。

2. Confederation of Colonies 自治的に植民地が聯合せるもの。之はイギリスの植民地にのみ存在する。例、濠洲、カナダ、南アフリカ。

3. Emancipated colonies 獨立したる植民地。之は我輩のいふ植民地ではない。例、アルジェンチン、北米合衆國。

C. Kultivation 栽植地。之は熱帶地にある。

1. Handels-und Pflanzungsniederlassungen 西印度、香港、シンガポール等、主に小なる土地である。

2. Nationaldomänen

a. abhängig 屬地。セイロン、ジャワ等。大なる土地であるから、(1)の中に入れない。

b. selbstständig 獨立地。例、英領印度。

3. Emanzipierte Kultivatländer 熱帶地にある植民地にして、獨立したるもの。例、メキシコ、ブラジル。熱帶地にあるといふ點で北米合衆國等 (Bの3) と異なる。

(二) フランス人アルマン (Harmand) の分類

第四章 植民地の種類・類別

1. Dependances coloniales. 征服によりて得、武力を以て制するものであつて、軍政の行はるる植民地である。

2. Colonies 本國人が往きて土著するもの、居住植民地である。

3. Domination 栽植植民地の類、多少土著人壓迫使役の意味を含む。

4. Protectorat 保護國。

氏の分類は論理的ではないが、フランス植民地の實際に基くものと見ることが出来る。

(三) フランスに於いて行はるる他の分類

1. colonie d'assimilation 同化植民地。

2. colonie d'autonomie 自治的植民地。

3. colonie d'assujettissement 征服植民地。

植民政策の根本的思想より考へて、この分類がアルマンの分類よりも勝る。又實際の見地よりしても、この分類は役に立つ。或る領土が本國に同化し得るか否かを決定することは重要である。それは自治権を與ふるか否かに關係がある。第三の征服植民地は軍政的若しくは本國の直轄統治による。

第十項 特に英國に於いて行はるる統治方法による分類

イギリスには四十餘の植民地がある。之を實際統治の便宜上より次の如く分類してゐる。

1. Colonies

i. Crown Grants Colonies

a. Company

b. Proprietary

ii. Crown Colonies

a. No Legislative Council

b. Appointed Legislative

c. Elected Legislative

iii. Representative Government のある Colony

iv. Self-governing Colony

2. Dependencies

- i. Indian Empire
- ii. Protectorates
- iii. Leased Territories

Colonies——之は本来の植民地であつて、所謂居住植民地を意味する。その中 Crown Grants Colony は政府が charter (特許状) を與へて特許したる植民地である (chartered colony)。それには會社にて經營せるもの (company) と、個人なる持主にて經營したるもの (proprietary) とあり、前者の例は東印度會社の如きもの、後者の例としては、メリーランドはボルチモアといふ個人、ペンシルベニヤはウイリアム・ペンといふ個人に特許状を與へ、之等の個人がそれぞれその土地の Proprietor (所有者) となつたのである。

Crown Colonies は中央政府直轄の植民地であつて、その中 (a) は立法機關を設けず、官僚的に統治するものである。之はイギリス流のやり方ではなく、イギリスの植民地には極めてその例が少い。ジブラルタルの如き軍事上の目的のみによる小面積の植民地に限りて行はれる制度である。(b) は立法機關を有するが、その議員は全部政府の任命によるもの (例、西印度の諸島)。(c) は立法議員の一部は政府の任命とし、一部は選舉とするものである。

Representative Government Colony とは、前記 Elected legislative colony に於いて、議員の半數

以上が選舉によるものである。

Self-governing Colony とは右の Representative Government Colony が更に一步を進めたるものであつて、殆んどギリシヤのアボイキアに類するが、ただ總督が本國によりて任命せられる點に於いてアボイキアと異なる。即ち未だ本國の一部たるものである。

濠洲、カナダ等はイギリスとは殆んど別國の如く、課税の點など全く自由である。本國より任命せらるる總督も帝國の利益に反することを拒否する外、何らの政治的權力を有せず、一の social figure-head (社會的な飾り首) である。

Dependencies はイギリスが完全なる領土權を未だ有せざる外國の土地にして、イギリスの政治的勢力の及べる處をいふ。氣候等の關係にて、イギリス人が多く移住せざる土地である。この中 Indian Empire (印度帝國) は一種特別のものであつて、外務省植民省等の所管に屬せず、印度事務大臣といふ特別の官廳がある。イギリス人は印度を colony といはず、British dependency 又は British possession と呼ぶ。King of Great Britain and Ireland が Emperor of India を兼ねる。Protectorate は保護國で、外務省で取扱ふ。Leased territory は租借地で威海衛、サイプレス等が之である。

第十一項 植民國の國名を直に植民地の制度に應用する分類

例へばイギリス式の植民地、ドイツ式の植民地と言ふ如し。二三年前よりアメリカ式の植民地といふことが唱へられるに至つた。此の分類は植民の根本思想の點より見て價值がある。一體植民地をどうするかといふ、植民地統治の根本思想が國々によりて異なる點より見たる分類である。

米國の標榜するところは、植民地を教育して獨立國にするにある。之はルーズベルト、タフト等の議論であつて、之をアメリカ式の植民政策といふ。後日之を獨立せしめんとする點に於いて、他のすべての國の植民と異なる。

サン・ドミンゴの財政整理。

キューバ。ウッド將軍による yellow fever (黃熱病) の根絶。

フィリッピン。英語による言語の統一。

イギリス式の植民政策は、其の時其の處により常識に基き經驗によつて統治する。

ドイツ式の植民政策は兵力、軍隊による行政である。イギリス人が植民地を取ると先づ税關を設け、フランス人が取ると先づ學校をつくり、ドイツ人が取れば先づ兵營を建てると言はれる。

如何なる場所にては何國式の統治が可いかにについては、社會學的研究を用ふべきである。

第五章 植民地獲得の方法

新領土獲得の方法は種々あるが、主として近世の事實を述べよう。

第一項 発見の結果たる権利

今後は之が問題となることはないであらうが、昔は発見者の所有に歸したのである。併しながら発見とは何であるか。如何なる程度の行爲を発見と言ひ得るか。其の結果として所有権を得ることが果して正しきや否や。之を否認する論者がある。又一方では、部落は國でないから、領土権といふものもない、従つて発見者がその所有権を獲得するは可である、と主張する者もある。之は今日行はれて居る議論であるが、発見時代には論としては存在しなかつた。蓋し當時は、土著人は基督教を知らざる故人間ではないと見られたから、発見者がその土地の所有権を得ることを何等怪しまなかつたのである。その時代の発見とは單なる発見に過ぎずして、實力の樹立あるを必要とせず、ただ船中より陸

地を見たのみで領土権を獲得するものとせられた。今日より三百年前には、之が最も有力なる論であつた。然るにこの筆法にてスペインとポルトガルとの間に、南洋発見に關し大困難を生ずるに至つた。ここに於いてグロチウス其他の學者は、新領土獲得の権利を定むるには発見のみにては不十分であるとして、漸次法理的根拠が必要とせられるに至つた。

第二項 法王の特許

Papal Demarcation Line (ローマ法王の分割線)——ペテロが天國の鍵と地の鍵とを與へられたといふ言に基き、地上の國境を決定する権利がローマ法王にあるといふ思想を生じ、スペイン、ポルトガル兩國が南洋諸島に關して発見の權を争ひしに際し、遂に法王アレキサンダー六世に訴へた。よつて法王は一四九三年にアゾレス島より西百リグに南北兩極を結ぶ一線を劃し、以西をスペインに、以東をポルトガルに與へた。翌年トルデシラス條約によりこの境界線を更に西方に移し、アゾレスより西二五〇海里、西經四十六度の位置に変更した。後、ブラジルがポルトガル人によりて発見せられたとき、スペインは抗議したけれども、右の法王境界線より東に出て居た爲め効がなかつた。之に反しフィリッピンは、右の線から西であるとの理由により、メキシコから更に西進したスペインの領土

となつた。このやうに法王の一片の布告にて植民地の領有が決められた時代であるから、事は頗る簡單であつた。併しこの法王の特許の效力も一時的であつた。イギリスやフランスは之を承認せず、遂に有名無實となつたのである。

第三項 添附 Accretion

之は河川の流域等起る土地の自然増加であつて、大規模に行はるることは甚だ稀である。河川はこのやうに土地の變化を伴ふから、國境としては不可である。科學的境界は川ではなく、山である。山は分ち、川は結びつける。„Deutschlands Strom, nicht Deutschlands Grenze.“ (Arndt)

第四項 征服 Conquest, Subjection.

「征服の權利」といふ言葉があるが、文字通り武力を以て征服を行ふことは、實際目前に行はるる事實である。文明國間に行はるる領土權移轉の形式としては、一旦占領地を舊所有國に返還し、然る後條約等を以て讓受けることが行はれるが、かかる公文書の文字は單に體裁を整へる爲めの形式に過

ぎず、事實は「征服の權利」である。

征服には、準備的行爲のあることが普通である。それには二種の行爲がある。

(一) 正當なる方法。商業。

ローマは如何にして當時のオイクメーネを征服したか。武力のみではない。兵を送る前に商人が多數行つて商賣に従事し、兵の來る前に不知不識の準備を爲した(ガウル、スペイン、イギリス等)。征服には必ずかかる準備が行はれると思ふ。現今も同様である。各國の經驗が之を證明する。征服には兵力が全能であるとなすのは大なる誤である。

(二) 不正當なる方法。國際的詐欺。

之は初より征服を爲さんとの方針を以て、すべての行爲を計畫的に爲すものである。商人を送るにも宣教師を送るにも、この方針を以てする。之は「何か機會があつたら」といふ考であつて、初から征服を目的とするものである。カトリック諸國の屢々取つた手段である。

(一)と(二)との間には、個人的企業たると國家的行爲たるとの區別あることは當然である。

第五項 時効 Prescription

領土の獲得が時効によりて行はれることは怪しむべきことのやうであるが、実際には有ることである。その性質は私法に於ける時効と同様である。日本とロシアとの間に樺太の領有権が問題となつたとき之をロシア領であると決めたのは、其處にロシア人が多き事、ロシア語が行はれてゐる事など漠然たる理由であつて、要するに時効によつたのである。琉球の如きもさうである。アフリカ各地の所有権も時効によりて争はれたことが多い。ポルトガルが発見の権利を主張した地に對してイギリスが領土権を争ひたる時、土著の中にポルトガル人の血を認め得るとか、ポルトガル語の二三が行はれて居るとかいふ事實があれば、之をポルトガル領に歸した。之に反しポルトガルが発見の證據物件を有しても、實際イギリス人が古くから居住するならば、之をイギリス領と認めた。之らは時効による取得である。

第六項 讓渡 Cession

之は國と國との間の條約によつて領土を獲る方法である。その原因は種々ある。戦争の結果たることもあり、又自ら防禦の能力なきにより他の優勢なる友邦に讓渡することもある。ハワイが米國にその領土権を讓渡したる如きは、後者の一例である。

讓渡が強制的に行はれた例もある。ヨーロッパ諸國がアフリカで植民地を獲得したのは、この方法によつたものが多い。土著人部落の酋長はキングと呼ばれ、之らの小キングをば半ば強制して主權を讓渡せしめたのであつて、數十年前にはイギリスやドイツの旅行者がこの種の讓渡證書を印刷して携へ行き、各部落の酋長に調印せしめたのである。

右の外、當事者が對等の地位に立つて、商取引として爲される讓渡方法もある。購入及び交換之である。之らの方法は昔領土が君主の私有財産であつた時屢々行はれたことがあるが、今日でもなほ實例がある。

米國がスペインよりフィリッピンを獲得したのは、購入によつた。實質は征服であるが、形式上は購入による讓渡と爲し、之でスペインの委員の顔を立て、又米國の歴史の面目をも保つたのである。

米國がフランスからルイジアナを買取つたのも、讓渡の一の場合である。當時のルイジアナは今の米國の三分の一を占むる廣大な地域であつたが、ナポレオンの財政困難の爲め、千五百萬ドルで米國に賣つた。米國はアダムスとジェファソンとが相談して之を購入したのだが、それは憲法上越權行爲であつた。

以上の外米國がロシアよりアラスカを買ひ、又イギリスがスウェーデンより、プロシヤがオーストリアより、フランスがポルトガルより領土を購入した例がある。

交換も買入と同じ性質を有する。アフリカにてイギリスとドイツ間、並にドイツとフランス間に最近領土の交換が行はれた。樺太と千島との交換もその一例である。過去に於いては、オランダとイギリスとの間にジャワとシンガポールとが交換せられたやうな著しき實例がある。

ナポレオン戦争の時オランダがナポレオンに與した爲め、イギリスがジャワを占領した。その時イギリスより派遣せられし知事はラッフルス *Raffles* といふ人であつた。氏はそれ迄のオランダ風の壓制政治を廢止して英國風の自由政治を立てた。その結果として、戦後オランダがジャワの統治を恢復した後も、ラッフルスの與へた近代的産業化の刺戟を改めることが出来なかつた。今日のジャワの人口増加は、氏の政治の時から始つたのである。ラッフルスの政治は五年間續いたが、ナポレオン戦争後ジャワをオランダに返還するや否やとの問題が起つたとき、ラッフルスは之をシンガポールと交換すべきことを主張した。始め賛成者が少かつたが、ラッフルスは固く之を主張し、遂に交換を實現した。之はシンガポールを東洋貿易の據點として、更にそれより東に進出せんが爲めであつた。

第七項 抵當

昔は領土を抵當に入れ、それが流れて所有權の移つたことがあるが、近頃は聞かない。之は領土を王室の私産と考へた時代のことである。十八世紀にスウェーデンがスタツチン及びボンメルンをプロシヤに抵當に入れたことがあり(一七一三年)、又ジェノアがコルシカ島をフランスに抵當に入れたこ

とがある(一七六〇年)。

第八項 租借

今日の租借に類似せる事實が昔も存在しなかつたわけではないが、今日の如く盛には行はれなかつた。故に租借は新しき領土獲得の方法と看做してよい。租借地は準植民地、準新領土と見るべきである。

第九項 勢力範圍 Sphere of Influence or Action

之は未だ新領土ではないが、將來に於いて領土となるべき土地である。實際に於いて領土獲得の方法である。

勢力範圍なる思想はヒンターランド(背後地)主義から出たものである。ヒンターランド(Hinterland)なる語は舊くからあつたが、それが植民政策に用ひられるに至つたのは近時のことである。米國植民の最初に於ては、アレガニー山脈以西には陸地の存在せざるもの如く疑はれたのであるが、

その山脈を越えて各國民が入り込むに及んで領土權が問題となり、イギリスはヒンターランド主義——尤も當時この語はなかつたが——を唱へてフランスと争つた。

今より約四十年前、アフリカ分割の際これと同様の問題が大いに論議せられるに至り、その結果各國は境界委員會を作つて境界を議定した。このヒンターランド主義から勢力範圍主義を生じた。即ち雙方の海岸より奥地に入り来る植民國の勢力が衝突する處に、「勢力範圍」なるものが生じたのである。元來勢力範圍なる語の意味は曖昧である。それには當該國との間に、第三國の勢力を排斥する排他的條約を結んで設定する場合と、當該國は何等協議にあづからず、雙方の植民國が之についての勢力範圍を定め、相互的利益を默認する場合とがある。勢力範圍の特色は寧ろ後者の場合にあるのであつて、その適例はシヤムに見られる（もちろん今日の新興國としてのタイ以前のことである。——編者）。即ちシヤムは東はフランスから、西はイギリスから壓迫されて居り、若し將來この國が減じさうにでもなれば、佛英兩國にて分割することに默約せられて居る。しかも當のシヤムはこの相談に與つて居ない。ベルシヤの如きも他の一例である。東からはイギリス、西北からはロシヤが入り來り、ドイツもその間に割込まうとして居るが、英露兩國はベルシヤを自國の勢力範圍と稱し、第三國の干渉を容れずといふ諒解が相互の間にある。而も當のベルシヤは何等與るところはないのである。

勢力範圍に對しては當事國の積極的權利は殆んど無いが、併し法律上軍事上の設備を爲す爲め勢力

が自然に生ずる。之は大概實際問題より起るのである。勢力範圍が消極的な形のまままでの位續くであらうかといふに、かかる國が獨立して雄飛することは甚だ覺束なく、その例が少い。シヤム及びベルシヤの將來は甚だ危険である。支那の如きは十數年前に於いて分割の運命は既定の事實であつたやうだが、今まで無事に續いて居る。然るに之より先き何年續くかは實に問題である（之は今より二十七年前の講義であることに注意せよ。——編者）。ひとり日本は明治初年以來列國の軍艦が出沒して分割の惧があつたに拘らず、幸にその悲運を免れたるのみでなく、今日の隆盛に達するを得たのである。

勢力範圍なる思想は今日も行はれて居る。之を行ふ手段は多くは商業政策である。シヤムでもベルシヤでも皆然うである。南米が米國の勢力範圍にあるのも之が爲めである。何年後に南米が米國の植民地となるやはもとより不明であるが、モンロー主義なるものは要するに消極的に勢力範圍を確定したものである。モンロー主義といふものも不合理なものに相違ない。然るに實際に之が行はれて居るのは一の political mystery（政治的不可思議）である。故に或る人は之をイルユージョン（幻影）だと言つて居る。

第十項 保護國 Protectorate

之は勢力範囲よりも更に植民地に近い。表面は新領土でないが、實質は植民地である。保護國となつたものが獨立を恢復し得ることは困難であつて、その例は歴史上に存在しない。

第十一項 合併 Annexation

之は保護國の一步進んだものであつて、ここに至れば純然たる植民地である。米國が一八四五年にメキシコの一部たるテキサスを取つたのもその一例である。

近年オーストリアがボスニア及びヘルゼゴビナを合併した。但しオーストリアが事實上之らの土地を取つたのは三十年前のことである。ヘルゼゴビナの人民はモンテネグロと共に勇敢な國民であつたが、内亂のある度毎にその飛沫がオーストリアに飛んだ。そこでオーストリアは自國の安寧を防衛する爲め、その地の主權はトルコに留保し、統治をオーストリアに委任せしめた。而してオーストリアは始め警察の爲めに憲兵を送り、更に軍隊を送り、かくして三十餘年の後遂に合併したのである。

第十二項 先占 Occupation

「山水もと主人なし、之を愛する者に屬す」。經濟上よりいへば、これほど良き方法はない。確定せる政府のなき土地に、平和的方法を以て一國の民が squat (勝手に土著) して之を耕作するときは、おのづから本國の領土となる。「劍を以て得たる土地は劍を以て奪はる。鋤を以て得たる土地は永久なり。」(モムゼン)

Occupation (占領) なる語には、強者が弱者より掠奪する意味があるやうである。然るに實際上屢、之が行はれる以上は、とにかく相當の理窟あるを要する。正義の名が無ければ、戰爭をすることが出來ないやうなものだ。ここに於いてローマの民法に行はれた關係をそのまま應用し、無主の土地を占居することは差支なしと爲された。然るに或るフランスの學者が長くアフリカに滞在して研究した結果によれば、「如何なる土地も主なきはなし」とのことである。之が事實である。即ちイギリス人のいはゆる no men's land (無主の地) は、理論上には存在し得るとしても、事實上は存在しないのである。但し持主はあるとしても、他人がその土地を獲得するに對し全く抵抗する力のなきものがある。かくの如き土地は、今より四十年程前まではアフリカに甚だ多くあつた。即ち彼らは國家組織を爲さざるが故に、土地の財産はあつても之を領土と爲し得なかつたのである。故に之を「無主の領土」と言つた。

然るに列強の間にアフリカ分割に關し、先占に關する理論上の問題が實際問題化した。イギリスは

或る地域に對し、リビングストンは名義上はその領土權を得なかつたが實際上イギリスの勢力を以て處に植ゑ付けたから、その地方を占領する權利があると主張し、又フランスはデ・ブラツツァといふ探險家がコンゴの會長から主權を買つたから、その地方を占領する權利があると主張した。又ポルトガルが自國の植民地として主張した或る地域に對し、ポルトガルにはその領有の實力なき故に占領の權利がないといふ抗議が、他國より出た。かくしてアフリカに利害關係を有つ十三箇國がベルリン會議を開いた(一八八五年)。之にはヨーロッパの列國の外、米國も加はつた。蓋し米國はアフリカのベリヤに土地を買ひ、本國內にて處置に困り居る黑人を移して國を建てさせる計畫があつた關係上、アフリカに利害關係を有したのである。

ベルリン會議に於いて、領土權獲得の爲めにはただ先占といふことだけでは足らず、その占領が effective (有效) であることを要することとなつた。如何なる程度を以て effective なりと認めるかといふに、他國人の横取的侵入に對する防禦力を備へ、且つ生命財産の安固を期する爲め一定の國家的設備を設くることを要するものとせられた。但し衛生・教育・裁判等の完備は之を必要としない。この外ベルリン會議は先占の要件として、新なる占領を爲す意思ある時は豫め之を締盟國に通知すること、及び占領の宣言は公式たることを定めた。

以前には、蕃界は領土權の外にあるものだから之を占領することが出來ると論せられた。この論に

比すれば、實力ある者が之を占領すべしといふ論は、思想の上では退歩であるかも知れない。昔は權利を重んじたが、今は力を重んじ、「力の福音」が大いに唱道せられて、目的の爲めには手段を選ばざるに至つた。ヘマンのいはゆる「They are tools for him who can use them.」(之を使用する者には、すべて道具である)との思想である。上に述べた如く、植民地獲得には種々の原因があるが、その實行の點にいたれば、すべて現今世界に流行するところの「Macht ist Recht.」(力は權利なり)の思想による。現今に於いて國家は最高權を有するものとせられ、國家の行爲にして現在の效用と將來の利益の爲めに爲さるる行爲はすべて善とせられる。ロス(Ross)はヒバート雜誌(一九一三年十月號)に出した論文「International Morality」(「國際道德論」)に於いて、「三十年前には權利(Right)は力(Might)よりも強きものと思はれたが、今日では力が權利である。權利の地位を力が篡奪した」と言つて居るが、「有效的占領」の論もかかる思想より起つたのである。而も國家の行爲が他國の是認を受くる範圍は、國の強弱によつて異なる。「ロシアやスペインについては批難せられざる atrocities (非道の行爲)も、トルコやベルシヤについては批難せられる」と言はれる通り、國家の行爲が他國によつて是認せられる限界は強國たると弱國たるとによりて異り、事實上強國の發展を抑へる權威を有する國はない。

第六章 植民地の統治

第一項 植民地の變態統治

ルーズヴェルト曰く、「植民地は abnormal state (變態國家) なり」と。又ステンゲル曰く、「Kolonie ist völkerrechtlich Inland, staatsrechtlich Ausland.」(「植民地は國際法上内國にして、國內法上外國なり」と)。

植民地社會が變態的である點は次の如くである。

(1) 本國から離れて居ること。

植民地は多くは海外にあり、本國よりの距離が遠い。之は植民地の定義には必要なる要素でないが、實際上は本國に接續して居る地方は植民地と呼ばれない。米國のテリトリーはその例である。又シベリヤはロシア本國と陸地續きであり、その間の山も低いから、植民地でないやうな行政機關を設けてある。ボスニア・ヘルゼゴビナの如きも、獲得日なほ淺きに拘らず、オーストリアの内地と大體同様

の行政をして居る。本國との間に海があつても、距離が近ければ本國と同様の施設をすることがある。フランスのアルジェリーの如きはその著しき例である。

植民地は本國から遠隔であるから、自ら氣候や産物が異り、従つて經濟組織も異なることが多い。熱帶植民地には栽植的經營 (plantation) が行はれるのも、その一例である。

地理上の距離は國民の心理に如何なる影響を及ぼすであらうか。スペンサー曰く、「人智が進めば時間的及び空間的交通が密接となる」と。未開人は時の觀念が薄く、來年の事を言へば鬼が笑ふなどといふ。之は時の上に於ける密接なる交通コレスポンスを知らないものである。距離も小なる時は、何だかよく理解したやうな氣がするものだ。而してこの事が實際の政策に重大なる關係がある。アダム・スミスは『植民地論』の章に於いて、「現今アメリカに植民地を得た歐洲諸國は、その植民地が本國から遠かつた爲め、本國と植民地との關係があまり密接とならず、その爲め植民地は自由を得て大いに發達した」と言つて居る。スペインは植民地が本國の保護を求めても、距離が遠い爲めに無頓着であつた。小さい例ではあるが、札幌農學校が豫算の點では大いに保護が足らぬことを憂へながら、一方學課の上にては自由を得たやうなものだ。スミスは自由主義の人であつて、新開地の隆盛となつた原因を自由に歸したのであるが、上の例でもわかるやうに、自由は一方に於いて保護の足らぬことを意味するものであつて、アメリカの新植民地は本國よりの干涉がなかつたに拘らず大いに榮えたのであるとの

論も、立たないことはないであらう。とにかく地理的に遠隔であるといふフィジカル・ネセシティー自然的必要が、植民地の統治に關係あるものである。

(2) 異人種が居住して居ること。

従つて歴史、言語、宗教、風俗、習慣等も概して本國と異ることが多い。不毛無住の地に植民するならば人種問題は直接には起らないが、この場合でも間接に起つて來ることがある。即ち必要なる労働者を他國より移入せしめる時は、おのづから人種問題が起つてくるのである。

(3) 本國人と植民地の住民と意思の疏通を缺き易きこと。

植民地人は本國人をひがんで見、本國人も植民地人を市民として見ず、從屬者として見易い。右の如く植民地社會が變態であるため、その統治もおのづから變態となる。

第二項 領主政治 Proprietary Government

之は一個人が一地方を領有し、恰かも副王 (Viceroy) の如く實際上各種の高權を一身に專有するものである。現今はその例がないが、過去にはあつた。

コロンブスはスペイン王よりアメリカに於ける占領地の總督に封せられ、その特許狀を受くる代り

に、收入の一割を國王に貢納せよと命せられた。

フランスの貴族がカナダの土地に封せられ、その處に封建的領主政治を建てた。

イギリスではボルチモア卿がメリー女皇よりアメリカに於ける土地を領地として與へられ、之に封せられた。之れ即ちメリーランド州であつて、その首府ボルチモア (ジョンズ・ホプキンス大學の所在地) は領主の名を取つたのである。又ウィリアム・ベンはチャールズ二世よりペンシルバニア州の土地を貰つた。(シルバニア Sylvania は林の意味。ペンシルバニア Pennsylvania は「ペンの林」である)。

ボルネオの北西部にサラワク Sarawak といふ國がある。之はジェームス・ブルック James Brooke といふイギリス人が、今より九十年ほど前に、政府とは無關係にこの地方を領有し、ラージャー・ブルック Rajah Brooke (Rajah は「王」の意) と稱して之に君臨した。現在はその甥がラージャー・チャールズ・ブルック Rajah Charles Brooke と稱して治めてゐる。今より三四十年前にイギリス政府の保護領 (Protectorate) となつた〔本講義に於ける「今」とは、大正五年を指す。—編者〕。

今日にては領主政治の例はない。蓋し

(1) 領主は統治の費用を全部一個人として支出するを欲せず、移住民より租税を取り、又は土民より貢を取るに至つたが、之がためには非常なる勞費を要した。

(2) 原住民は必ずしも領主を歓迎せず、故に謀叛の惧れがあり、之に對しては軍隊の備へあることが必要であるが、領主一個人として軍隊を維持することは實に難事である。

以上の理由により領主政治は無くなつたのである。ウィリアム・ペンの末路の如きも實に氣の毒であつた。

第三項 特許會社 (chartered company) に統治權を委ねること

數人の者が集つて事業を起すといふ考は昔からあつたが、近世の意義の商會社の直接の起源は植民事業に關するものであつた。アシュレーの經濟史論文集にも之を論じて居る。「發見時代」に於いて海外商業の機運が大いに起つたが、資金乏しく且つその危険大であつた爲め、資本を出しあつて危険の分擔を行つた。殊に船主・船長及び商人が仲間になつて商業を行つた。例へば何といふ船が何日にアメリカに向け出帆するとすれば、多數の商人はその商品を船長に託し、利益分配の制度によつて之を賣ることを試みた。就中イギリス人は海外へ遠く出でて商業を行ひ、スペイン、ポルトガルが全盛であつた當時には、香料を求めて北方から東洋に行く道を探險した。ウイロビーの北極航路探險が行はれ、又ロシアを横斷して行く道も考へられた。かくしてエリサベス時代にマーチャント・アドベ

ンチュアラーズ Merchant-Adventurers なるものを生じたが、船乗の人物の勝れたるにより、此の事業に對する社會の尊敬の念が増加し、マーチャント・アドベンチュアラーズといふ名稱は名譽の稱號となつて、彼らの勢力が社會に及ぶに至つた。經濟史に於いて、人間を看過して組織のみを重要視するは誤謬である。

組合組織による探險は失敗を重ねたが、船舶の發達等に伴ひ第十七世紀に至り各國に大なる商會社が出来た。英國東印度會社は一六〇一年の創立である。之らの商會社が海外に事業を行ふに當り國家の助力を仰ぐこととなり、特に(1)土人と戰爭すること、(2)土地を占領すること、(3)競争者を許さざること、(4)鑛山採掘權等の諸項を認められた。而して政府は信用ある會社に對し新領土の統治を任せたのである。蓋し政府自身は當時自ら遠地を探險する如き餘力なく、又國王は王の名を植民事業に貸すだけにて、出資の必要なく、却つて特許によりて幾分の利益を收めることを得たからである。かくして十六、七世紀に數多の特許會社が成立した。之等の特許會社は各地に factory (出張所) を置いたが、出張所が多數となるにつれて、本國人を保護する爲めに羅卒を置き、それが進んで軍隊となり、又會長等と談判の必要上交渉官を置き、かくて特許會社による統治は益々形を整へて行つたのである。我が長崎出島にもオランダ東印度會社の出張所があり、オランダ人は之を根據地として日本を攻略することが出来ると思つて居たのである。要するに特許會社は個人の活動と政府の助長と相俟つて植民

地統治の機關となり、相當の効果を擧げたものである。

ハドソン灣會社 (Hudson Bay Company)。之はカナダで土著インヂアン人から毛皮を買つた商事會社である。この會社は今も尙殘存してゐる。

和蘭東印度會社及び英國東印度會社。この兩會社は商業を主として、競争者を許さざること第一條件とし、領土權などは望まなかつた。その商業上の利益は莫大であつた。然るにヨーロッパにて商品の最高價格を維持する爲め、原料品の供給が多いときは之を買はずして土著人に苦痛を與へ、供給少きときは土著人を虐遇して強奪的に蒐集したる結果土著人の反感を買つた爲め、寧ろみづから土地を所有するに若かずとの思想を生じて、漸次に政治的となり、會社の社長は國王の如き地位を占めて土著人會長と交際するやうになつた。社長は大權の大部分を委任せられて居たから、今日の太守よりも勢力があつた。當時印度會長間の軋轢に乗じて、ヘースチングス等は土著人に對し苛酷なる政策を取りつつ勢力を擴張して行つた。

United, we stand,

Divided, we fall.

といふ句があるが、國の分れること (Divide) が植民地となる原因である。

特許會社による統治の弊害は左の諸點に現れた。

- (1) 商業を目的とし、利益配當を主眼としたから、植民地の人民を待遇すること甚だ酷にして、人道を無視するに至つた。
- (2) 利益多き爲めとかく奢侈となり、風俗を紊亂するに至つた。植民地より奢侈の思想を本國に輸

入するとの批難さへ起つた。

(3) 權力を濫用するに至つた。イギリスの議會でエドマンド・バークのヘースチングス彈劾が起つたが、人道や國家を顧みず、商利の爲めに權力を濫用したことが、その攻撃の著しき點であつた。

アダム・スミスの『國富論』中特に有名なる「植民地について」の章の中で、彼は "The merchant is a poor king." 商人は王としては貧弱である、不適當である、と言つて、大いに特許會社を攻撃した。イギリスでは第十八世紀の終には五十餘の特許會社があり、いづれも大會社であつたが、スミスの時代から漸次衰へて行つて、十八世紀末より十九世紀半に至る迄の間に殆んど片端から解散し、英領東印度も一八五八年以後女王の統治となつた。

特許會社の衰へた理由は次の如くである。

- 1 國家の大權を委ねられながら、國家の大義を重んぜざりしこと。
- 2 社長始め小使に至るまで傲慢となりて、世間の恨みを買ひしこと。
- 3 利益多かりしを以て役員等が大いに奢侈に耽り、反感を招いたこと。
- 4 本國に於いてデモクラシーの發達により人民の權利思想が盛となるに従ひ、すべての特權に對する反對が強くなつた。
- 5 國家そのものの中央集權が成り、政府の力に餘裕を生じて來た。

6 他の商人の競争が起り、特許會社の利益減じ、遂にはその商業上の特權が奪はれた。即ち "Hortlopers" (もぐり商人) の入來を印度やアフリカの如き大地域にては制止し難く、爲めに特許會社の利益は漸減して、會社は解散するか、少くとも統治權を國家に返上するに至つた。特許會社の衰へたのは、原理としての可否よりも、實際の政治が悪かつたからである。「實際上善政を布くものは、その政治の形式を問はず。」(アレキサンダー・ボープ) 善政を布く政治の形式は、處によりて異なる。植民の政策は時と場合の問題であつて、一貫したる原理といふやうなものは無いであらう。

ヘースチングス彈劾の爲め英國議會に提出された法案は、「東印度會社をして良政を施さしむる法律案」(一七七三年)といふのであつた。ヘースチングスの裁判は八年を要した。而してパークの彈劾演説後二年を経たとき判決の投票を取りたるに、無罪となつた。ヘースチングスは田舎に退隱したが、その後東印度會社の失政相次ぎ、信用地に墜ちて、このままにて進めば印度に於けるイギリスの勢力が消滅する恐れがあるといふので、議會に於いて委員會をつくつて調査したるに、ヘースチングスの政治が却つて善かつたといふ事に歸着した。よつて當時既に老年のヘースチングスを再び議會に迎へた。之れは彼の裁判後二十七年であつた。彼を彈劾したフォックスやパークは既に死んでゐた。之で、植民地統治に關するイギリス國民の輿論の變遷を知ることが出来る。即ち、再び會社組織の統治を可とするの思想を生じたのである。

ヘースチングス彈劾後、會社組織による植民地統治は批難せられたが、三十年後には早や反動思想を生じた。その理由は次の如くであつた。

(1) 費用を節し得ること。國家の直轄統治とするときは、官吏の俸給、役所の建物、軍隊の維持等に非常に費用がかかる。

(2) 外國との關係上。植民地に於ける政治の失策や、又は國家が領土權を獲得する爲めには有有效的占領を必要とするの原則等に關聯して、外國との間に起るべき紛擾を緩和するを得る。換言すれば直轄統治の場合に比して、政府自身が責任を負ふことが少い。

アフリカ分割に於ける實力的占有の方式に關し、フランスは官吏を派し、政府の行動としてその地の占領を爲した。之は最も正當にして明白なる方法であるが、政策としては上乘でない。その爲めには直に政府の設備と費用を必要とし、内政上外交上不都合を來したからである。この點につきイギリスのやり方は甚だ狡猾であつた。即ち先づ私人をして占領せしめ、政府は相關せざる如き態度を取つた。セシル・ローズの如きその一例である。イギリスの習慣によれば、臣民が國外にて新領土を得れば、之を國家のものとするのである。

(3) 國內の議會に對する關係上。議會の問題としないで政府が仕事をするには、表面は商會社の仕事とするのがよい。議會には植民地問題に關しインテリジェントな考を有つて居る人が少い。且つ五十年來ヨーロッパ諸國は自由主義の下に工場法其他社會改良の國內問題に忙殺され、國家が海外の經營を爲す餘裕が殆んど無かつたのである。

然るに一八七〇年頃より植民の新事業が起つたのは、各國の政治家が内政に對する輿論の轉換策と

して、人民の考を外部に向はしめる爲め植民地論を爲したこともよる。イギリスのデズレーリ、フランスのナポレオン三世の如き然うである。ドイツ近來の植民政策の目的の一つは、社會民主主義の考を他に轉せしめる爲めであつた。かくの如く政府は國民の思想を外に向けることを欲したが、自ら植民地を經營する實力がなかつた爲め、再び商會社による植民地の獲得及び統治事業が始まつた。

かくして第十九世紀の後半、殊に明治十年頃よりイギリス、ドイツ、ポルトガル、ベルギー等に會社組織の植民地經營が再興した。ポルトガルでは交通の便宜上直轄植民地を會社統治に變更した例がある。イギリスには東アフリカ會社、南アフリカ會社、ナイジャー會社、北ボルネオ會社等が出來たが、この中南アフリカ會社はセル・ローズの建てた會社であつて、五十萬方哩の領土を有し、又ナイジャー會社は七十五萬方哩の土地を獲得した。ボルネオに於いて商會社たる北ボルネオ會社に統治權を賦與したのは、イギリスの大英斷であつた。ベルギーではコンゴ會社がコンゴに廣大なる地域を獲得した。ルソーの思想とは異り、個人が集合して國を作ることとは實際上行はれないと思はれたのであるが、コンゴの如きは會社の作つた大國である。個人や會社が領土を取得することは形式上非論理的であるが、事實上は便利なる爲め、近來この方式が行はれるに至つたのである。永久的制度としては不可であるが、一時的制度としてはよいであらう。

之等の新特許會社に與へられた特許の條件は次の如く、二百年前のものとは異なる點がある。

- 1 本國の國籍を維持すべきこと。即ち他國に營業を讓渡すべからず、又必ず本國の國旗を用ひなければならぬ。
- 2 管轄地内の秩序維持の設備を爲すことを要す。之はいはゆる有效的占有の條件であつて、その爲めに立法權が賦與されて居る。
- 3 内治の經費に必要な収入の目的により課税する權を與ふ。特に關稅權が與へられて居る。
- 4 社會の安寧を維持する爲め警察權を有せしむ。
- 5 司法及行政の機關を設けることを許す。
- 6 社長の任命權を國家に留保する。
- 7 奴隸制度を許さざること、或は之が廢止に努力すべきこと。
- 8 商權の獨占を許さざること。即ち機會均一、門戶開放の原則を維持せしむ。
- 9 土著人の風俗習慣に干渉を許さず、但し明白に人道にそむくものはこの限りにあらず。
- 10 政府の補助金を與へず。

右の中の(7)以下は昔の特許會社と大いに異なる點である。二百年前のアフリカ植民地には「奴隸貿易は牧畜よりも有利なり」と稱せられた(7)の點)。又、昔は特許會社の獨占を保護するため、却つて *Interlopers* (もぐり商人) を許さなかつた(8)の點)。更に、昔のスペインの植民は異宗教を許さず、即ち土人の生活に大いに干渉したのである(9)の點)。

以上によれば新特許會社の特許の利益は昔のものほど大ではないが、併し、警察、課税、立法等の權は他會社に與へず、又水道、鐵道、銀行等の大企業も他の會社に許さざることが多いから、商業も大なるものは特許會社の獨占到歸することが多くあつた。

之等の新特許會社の成績を見るに、經濟上には成功しなかつた。即ち利益が少くあつた。蓋し警察等の費用を要するに對し、商業獨占權なく、課税權はあつたが、土著人相手であるから内國税も關税も多額に上るを得ないのである。ナイジャー會社の如き利益の多き會社にても六分の配當であり、北ボルネオ會社は長い間一分の配當を續けた。中には無配當の會社もあつた。之が爲め特許期限の満期になつたとき、多くは政府に買收せられ、それも利益少かりし爲め大變廉價であつた。イギリスの東アフリカ會社は土地面積七十五萬方哩であるが、賣價は三百萬圓であつた。

各國を通じて設立せられし二十ばかりの特許會社中、現存せるものは極めて微々たるものであり、僅かに見るに足るものはイギリス北ボルネオ會社であるが、それも昨年は無配當、その前は〇・五分、最もよき年で五分の配當であつて、之も政府に賣りたき希望のやうである。

この會社は資本金二百萬圓、本店はロンドンにあり、ボルネオには Governor (知事) を置いてゐるが、役人は多く兼官で間に合はせ、俸給も少い。久原に護謨園を賣つたのは、之を以てイギリス政府を嚇かして買收を迫る前提であらう。ともかく北ボルネオ會社が今日まで續いて居るのは、その統治して居る土地が、他國より領有を争はれざる安全な小地域であるからであらう。

上述の如く第一期の植民會社は商業を主なる目的として商權の獨占を有したが、第二期の會社は商業よりも政治的の意味を有し、その地域に本國の政權の行はるることを主旨とした。従つて商業としては收支償はざることが多くあつた。それにも拘らず會社を維持し得たのは、資本の餘剩があつた爲めである。併しながらアダム・スミスの言つたやうに、商人は統治者としては貧弱であつて相當の利益を要求するものであるから、行政上の目的と一致しないことがあつた。アフリカに於いて各國の有つ植民地がそれぞれ地理的聯絡なく存在し、ドイツはドイツ領東アフリカと西南アフリカとを結ぶことが出來ず、ポルトガルはアンゴラとモザンビックとを結ぶを得ず、イギリスはカイロとケープタウンとを結ぶを得ざる如き状態となつたのは、會社が植民地を獲得經營したからである。何となれば會社に取りては、近き將來に利益ある土地でなければ "white elephant" (猫に小判) だからである。以上の如き不利ある故、最近に至つては國家が自ら植民地の經營を實行するに至つた。但しこの度の大戦 (一九一四—一八年) 後にはアフリカに於ける植民地の國籍に變更を生ずるであらうが、ヨーロッパの植民國はいづれも疲弊するであらうから、再び商事會社に經營を委任するに至るやも測られない。

日本にて會社による植民地經營を試みた例。

(1) 北海道開拓の爲め多額の國費を投じて大した効果がなかつたから、明治十四年に開拓使を廢し

て北海道拓殖會社を起し、之に開拓の全權を委任しようとしたが、民間の反対があつて中止になつた。

- (2) 臺灣東海岸にて數百方里の土地の經營を賀田組に委したことがあるが、成功しなかつた。
- (3) 東拓會社失敗の原因は株主の利益をのみ考へて、會社創立當初の目的を遂行しなかつたからである。その最初の目的とは、ドイツがポーランド問題解決策として四億マルクの國費を支出し、ポーランド人をドイツ化しようとした内地植民の政策を模倣する點にあつた。

ドイツ人の缺點は個人主義であつて、他國人化せられ易いことにある。故にドイツ政府は國民を團體的にポーランドに移住せしめたのである。

- (4) 滿洲經營と滿鐵。

第四項 國家直營制度 Crown colony

植民地の統治は政府の直轄を最も可とするところは、ローマ史の證明するところによつても明かである。アウグスタス帝即位の當時コミチア (comitia) の權力が衰へて無能であり、植民地のことには元老院 (senate) のみ與りてコミチアは之に與らなかつた爲め、元老院議員がプロコンサル (Proconsul) となりて植民地に行くと、あらゆる暴政を行ひ富を得て歸つた。この弊害を匡正する爲め、アウグス

タスが皇帝となつた時新領土行政の權を元老院より取上げて自己の手に收めた。而して自ら辯護して曰く、「我はコミチアより選舉せられたる者である。人民の代表者である。従つてコミチアの委託によりて此の權を行ふものであるから、元老院の統治よりもより多く民主的である」と。その口實如何に拘らず、ローマ時代既に植民地は君主の獨裁により統治するに限るといふことが認められたのである。

日本人は尙武的である點、一通り法律のわかること、道德觀念、祖先崇拜など、ローマ人と似て居る點がある。

植民地が直轄統治を可とする主なる理由は次の三つである。

- (1) 植民地は元來變態國家であるから、普通の國家と同様の取扱を爲し得ない。従つて代議制を採用し得ない。(竹越與三郎『臺灣統治誌』參照)
- (2) 新開地の行政は幾分か試験的傾向を含む。故に變更を屢することは已むを得ないであらう。之が爲めには直裁を可とする。

(3) 植民地は概ね邊境にして人口稀少であり、社會の秩序安固ならず、従つて兵馬の權によること普通の國家に於けるよりも大である。之には直裁を可とする。

以上の外、なほ植民地統治の實際上獨裁を可とする理由がある。イギリスの如く多數の植民地を有する國に於いて、之を代議制により統治するは望ましき事であるが、實際上は行はれ難い。"An

Analysis of the System of the Government throughout the British Empire”といふ本によれば、植民地問題につきてはイギリス議會にても多く議論しない。一九〇九—一九一〇年の開會日一四一日中、帝國全體の問題について討議したる時間は通算十九日半、印度問題一・八日、カナダ一日と五分一、濠洲一日の十分一、南阿五日、埃及その他直轄植民地一日半である。此の書の著者曰く、「議會にて植民地問題を論ずることは多く望み難い。議員の多くはこの問題に無頓著である」と。之れまた植民地統治を政府の直轄と爲すを可とする一論據たるを得るであらう。

ビスマルクは始めは “Ich bin kein Kolonialmensch.” (我輩は植民地賛成者にあらず) と言つたが、一八八六年までにひそかに植民地問題を研究し、この年勅令を出して “Die Schutzgewalt übt der Kaiser im Namen des Reichs aus.” (植民地統治権は皇帝が帝國の名に於いて行使す) と規定した。即ち植民地の統治は皇帝の獨裁と爲し、聯邦議會 (Bundesrat) の干渉を避けたのである。之は植民學者の等しくビスマルクの犀利なる眼光に敬服するところである。蓋し彼はフランスの制度の弊害に鑑みたのである。フランスの植民地統治は同化主義であつて、本國と同様に統治し、代議制をも採用する。之は革命時代の思想が理論上には一貫して居るのであるが、實際上は選舉が完全に行はれず、その弊害が甚しい。アルジェリーの如く本國人の移住せる地には適用せられるが、他にては失敗である。且つアルジェリーの如き地は寧ろ自治制を採用するに若かない。レユニオンの議員の如き

は、無責任の議論をして政府の施政を妨害することが多い。但し佛領印度支那の租税は土著人の爲めに用ひず、移住者の爲めに用ふることが多いが、之などは獨裁政治の弊であらう。

イギリスでは長く辛い經驗をした結果、統治制度上植民地を三種に分つた。

(1) Crown Colony (王領若しくは直轄植民地)

Governor (總督) は本國政府が任命する。この點は領主政治、特許會社制、及び自治植民地に於いても同様であるが、王領植民地に於いては統治の實権はひとり總督に屬し、立法部を缺くことが多い(此の點は自治植民地と異なる)。立法參事會又は行政參事會等の諮問機關は、ジブラルタルの如き軍事植民地では全然之を設けず、バハマ (Bahama Islands) の如くイギリス人の相當に居住する地にては、任命による諮問機關を設けるが、總督を拘束する力はない。更に進んで、諮問機關の幾分を民選による議員とする處もある。(セイロンの立法機關の議員の半數以上は官選である。) かくの如く王領植民地の範圍は極めて廣い。

(2) Representative Government (代議制)

總督は本國政府の任命であるが、民選による立法議會を有する。但し行政部は議會に對して責任を取らない。例、バルバドス。

(3) Responsible Government (責任制)

總督は本國政府が任命するが、民選の植民地議會を有し、而して植民地政府は植民地議會に對して責任を取るものであつて、本國に對して責任を取るのではない。之は次項に述ぶる自治植民地である。例、カナダ、濠洲等。

右の如くイギリスのやり方は、植民地の事情により統治制度を異にするものであつて、實際的である。植民地住民の進歩の程度に應じて統治方法に段階を設け、始め諮問機關を設け、次いで一部民選によりて立法部に參加するものを生せしめ、更に全部民選となし、更に進んでは自治を許すにいたるのである。

第五項 自治植民地 Self-governing Colony

自治植民地に於いては内閣は議會に對して責任を有し、本國若しくは本國より任命せらるる總督に對して責任を負ふものではない。即ち責任内閣制の政黨政治である。尤も總督は形式上内閣員を任免し、又法規上議會に對して拒否権があるけれども、實際は之を行使しない。あたかもイギリス本國に於ける國王と議會及び政府との関係と同様である。但し帝國的利害關係ある事項については、總督に拒否権がある。

この自治植民地なるものは英領以外にはない。之はアングロ・サクソンの發明であつて、高き犠牲を拂ひたる後に考へついたものである。米國獨立後イギリスは植民地を本國の從屬民の如く取扱ふことの不可なるを覺り、植民地の制度はやはり本國の政治組織と同様なるを要することに氣付いた。米國獨立はイギリスに取りて極めて苦痛なる經驗であつたが、十九世紀の半頃にいたりカナダに於いて政治上の悶著が起つた。之はクエベックに於けるイギリス人とフランス人との悶著に端を發し、米國との關係上帝國的問題となつた。當時ダラム卿 (Lord Durham) が調査に來て、今後カナダを如何にすべきやの問題に關し、之に自治體を與へるのでなければ米國の轍を履むべきことを論じた。このダラム卿の報告 ("Reports on Canada," 1837.) は植民政策上重要な文獻であり、その提案は植民政策上の大革命であつたが、その實施の成績がよかつたので、ニュー・ジブラント、濠洲、南アフリカにも之を及した。

自治植民地がイギリスにのみ存する理由は次の二つであらう。

(1) イギリスは早くから植民を始めた爲め、氣候の良好なる植民地を占めたこと。自治植民地は居住植民地たるを要し、従つて熱帯植民地には行はれない。

(2) 自治はアングロ・サクソンの民族的特徴である。(シーザー、ナポレオン、袁世凱などは皇帝となる野心があつたが、ワシントンやリンカーンは決して皇帝にならうとしなかつた。) カナダやア

フリカ内部（高原であつて、氣候の必ずしも悪くない處がある）等も、他の民族が植民した時代、若しくは場所は、自治植民地とならなかつたのである。

自治植民地の特徴は、民族上は居住植民地であり、經濟上は農業植民地であり、社會上はデモクラシーが行はれる。オッペンハイマーの“Der Staat”（『國家論』）には、國家の成立は權力（Macht）による、權力なきところに國家はない。然るに自治植民地の成立は權力によらないから、之を國家以外の名を以て呼ぶを可とする。“Freie Bürgerschaft”（自由市民社會）とでも言ふべきであらう、と言つて居るが、自治植民地の長所は自主獨立の新社會をつくる點にある。新社會の強味は“Every man is a king.”といふ自主獨立の精神にある。（De Tocqueville, “Democracy in America.”）新社會であることの短所は、民族の弱點を暴露し易い點にある。従つて教育の必要がある。自治植民地だからといつて、施政が良好であるといふことは出来ない。濠洲の如きは移民を大いに制限するが國勢振はず政治が良好でないのは、教育が不備だからである。此の點に於いて教育を重んずる米國と著しき對照を爲して居る。

濠洲の各植民地はもと別々であつて、例へばシドニーとメルボルンとが反目し、クイーンズランドとニュー・サウス・ウェールズとは労働問題について利害關係が一致しなかつた。然るに之らを調和する爲め、一の聯邦國家（Commonwealth）を作つたのであり、それは恰かも米國の建國と同じやうな状況であつた。米國ではハミルトンが十三州を結び付ける紐帶として相互間の關稅

を廢止し、關稅上一つの共同國家を作つたのである。ハミルトンの『製造業に關する報告書』は重要な文獻である。而して米國で聯邦首府を何處に置くかについてハミルトンとデニファソンとが争つたやうに、濠洲に於いても首府の位置について争ひがあつた。かうして濠洲では諸植民地の聯合（Federation）が成立したのである。

自治植民地と本國との關係は將來どうなるであらうか。

自治植民地は次第に本國から離れ行き、遂には政治上に於いても分離しようとする勢がある。カナダは本國に對して最も早く特惠關稅率を設けた。チェンバレンは“imperial federation”（帝國的聯合）の案を立てたが、その内容は

- (1) 關稅同盟、特惠率の設定。
- (2) 帝國的依存關係（imperial dependency）。（陸海軍）
- (3) 英語を弘めること。（例へば南アフリカのボーア人の間に）
- (4) 各植民地の事務所をロンドンに置くこと。

等によりて、植民地と母國との結合を鞏固にする政策であつた。

ロンドン Colonial Agents（植民地代理者）なるものが置いてある。之は大なる權力を有つものではないが、前總督の如きその植民地の事情に通じて居る人を選んで、各植民地の情報を本國人に傳へ、移民を募集し、又本國の事情を植民地人に知らせる等の情報事務を扱ふものである。

此度の大戦争（一九一四—一九一八年—編者）の結果、植民地と母國との關係は一躍數歩を進めた。併しながらこの度の結び付きは感情的なるを免れない。それは政治的又は軍事的なるものでない。故に、戦後に於ける關係は何とも斷言し難い。却つて、一朝有事の際にはこのやうに結び付くのだから、平素は國家として分離して居てもよいといふ議論を生じ、その結果植民地は獨立することとなるやも計られない。さうなればイギリスは植民地を失ふに至るであらうが、その時には、アダム・スミスが植民地に對する本國の唯一の貢獻（“in one way, and one way only”）は“Magna virtum Mater”——“Great strong Mother”『強健なる賢母』——であると言つた事が、益々眞理の光を發揮するに至るであらう。「米國の如き立派なる國を建て、二百年も之を養ひ育てて來た立派な人々は何處から來たか。母國からである。之が植民地に對する母國の最高の貢獻である！」實に大きい考である。この思想を立てば植民地に自治を與へることも、その獨立さへも、遜る程のことではあるまい。

ジャワにても明年より議會を開くといふ。之は植民政策の一變を示すものであつて、近代殊に十五、六年以來の植民政策上の傾向の一の現はれである。

我が國の植民地統治の制度は、朝鮮總督は制令を發する権限あり、その諮問機關として朝鮮貴族より成る中樞院がある。之は幾分立法に参加せしむる制度であるが、大した権限はない。臺灣總督は律令を發する権限があり、その諮問機關はない。以前に評議會なるものがあつて、人民が立法部に参加する萌芽であつたが、官吏を以て之に任じ、無用のものであつたから後に廢した。

第七章 植民地の土地問題

第一項 新領土の土地問題の重要性

植民地の土地問題は舊い國の土地問題と異なる點がある。

第一 境界線を明かに定め置くを要する。

殊に勢力同等の國に對してその必要が大である。凡そ植民地なるものは國境の擴張であり、而して植民地の問題が常に國際戦争の原因となりつつあるのであるから、境界線を明かにすることは戦争の危険を減少する一の方法である。

境界問題について起りたる國際的紛争の例。

- (1) グエネズエラの國境問題に關する英米の争は將に干戈を交へんとするまでに至つた。
- (2) 英佛間のフアショダ事件。
- (3) ヘルシャ及びアフガニスタンに關する英露の悶著。

(4) 蒙古に關する露支の係争。

(5) ナタール及びトランスバールを英が領有する時の條約は、全條約文の半以上が境界の規定であつたが、之すら實際に測つて置いたのではないから、人が入り来れば紛議が起つた。

然らば何を以て境界線と爲すべきかといふに、地形、即ち「自然的境界」と呼ばれるものの中、川は變るから不動でなく、山は「止む」で不動だから、川よりも分水嶺を以て境界と爲す方が可い。且つ川は兩岸を分つよりも寧ろ結び付くる力があるから、境界線としては價値が小である。最も確實なる境界は天（天文）に基礎を置きたる地上の境界線、即ち緯度經度（學術的境界）である。地上の事を明かにせんとするには、天から割出さねばならぬ。妙なものだ。樺太國境は北緯五十度の線を以て定められたが、境界線のこれほど明確なる例は他に少い。カナダと北米合衆國との境界も緯度によつてゐる部分があり、境界線が明かなる爲め、その延長三千哩に及ぶけれども、未だ境界に關して紛議が起つたことがない。但し經度緯度による境界は、開墾者等に實際上の不便を與ふことはあり得ることである。

或ひは國家には境界なしとの論もある。國家の範圍は力の及ぶ處であつて、地理的境界ではないといふのである。之はドイツの『現實政策』の影響を受けた考であるが、國民の膨脹力の問題としては本來地理的境界などといふものはない、それは一の便宜的取極めに過ぎぬものであると考へられる。

第二 所有權を明かに定めおくを要す。

舊國即ち相當に開けたる國（安南等）が植民地と爲されたには、その國自體に何等かの病根が存したに違ひない。それは主として國家の第一義的義務に於いて缺くる點があり、生命財産の安全を確保する法目的（Rechtsszweck）に於いて缺くる點があつたからである。従つて土地所有權の如きも不確定なる状態にあることが多い。故に新領土の統治に當りては、先づ土地所有權を明確にする必要があるのである。

第三 開拓（不毛地の處分）。

植民地にては margin of cultivation（耕作の限界）の範圍内の土地でも、手のつけてないものが多い。これらの不毛地を開拓するは植民政策、殊に原料供給上の最重要問題の一である。之には地力消耗を防止する方法を講じなければならぬ。地力の消耗は農業よりも牧畜に於いて大であり、殊に羊、山羊の如きは地力を消耗すること甚しい。今日米國が水害等に困却し、社會問題政治問題の多い原因はここにある。故にルーズヴェルトはその大統領就任の時に、『天然資源の保存』をその政綱の中に擧げたのである。

第二項 舊國が植民地となりし場合の土地問題

土地調査には次の目的がある。

第一 地籍を明かにすること。

農民は地籍等の調査を喜ばない。それは地租の増課を嫌ふことと、農民は特に自分のことを隠す心理状態（「農民心理」）があるからである。故に土地の丈量をなすには大決心が必要である。

土地調査の如何に困難なる事案であるかは、明治六年—一〇年に二十四の百姓一揆が起つたことによつても、知られるであらう。

第二 所有権を確認すること。

之を實行するには、土地臺帳をつくる等多くの手数と費用とを要する。我が國にても土地に關する争の多いのは、土地臺帳が不完全だからである。

第三 地租の基礎を確實にすること。

他に財源があれば地租を課せずとも可いが、各國共に地租をば主なる財源とする例が多い。従つて地租の基礎が不確實なる時は、豫算が立たない。土地調査は課税上の負擔の公正を計る爲めにも必要である。

第四 土地に關する紛争を未然に防ぐこと。

半開の民は *litigious* (訴訟を好む) である。何かといふと、法廷で事を争ひたがる癖がある。

第五 賣買、讓與、抵當等土地に關する權利の確認・證明の制度を簡單ならしむること。

之は土地調査の一大目的であるが、原住民保護を主眼とせねばならぬ。即ち次の第六と相待たなければ、原住民は本國人の爲めに土地を取られてしまふであらう。植民史上有名なは、トレンス式土地證券の制度である。トレンス (*Torens*) は濠洲に往つて土地登記の制度を簡單にした人であるが、米國がフィリッピンに田制を布く時、從來のスペインの制度による登記と相並んで、この簡易なるトレンス法の登記を制定した。トレンス式證券を有する土地は所有權が確實なる爲め、價格も二割方高い。即ち土地の賣買が容易となつた。之と同時に、原住民が土地を他國人に賣渡すを制限する政策を取る必要があるのである。

第六 原住民の保護を主眼として田制を設けること。

三百年前ならば原住民を廢殺みなにしたのであり、原住民の保護などは考へなかつた。その力が弱くなり、從順になつてから、始めて之を愛してやるのが常であつた。アメリカでも、インヂアンに土地代金を辨償した例はない。ただウィリアム・ペンだけが之を爲した。ペンはインヂアンの酋長との間に、對等の國家に對する方法によつて條約を結んだ。ヴォルテールはこのペンの結んだ條約を以て、

國家間の誓約の破られたることなき唯一の歴史上の例であると言つた。併し今日は時代が變つてゐる。原住民相互間に於いては土地賣買を容易とし、原住民と他國人との間に於いては原住民保護を主眼として賣買に干渉すべきである。例へば、ジャワにては在住權を有する者でなければ、土地を所有するを得ざることと爲されてゐる。

第七 不毛地の開拓。

第八 田制の實驗(新しい試み)を實行すること。

新しい田制は、土地に關する社會學的研究を實地に移すことである。之には次の如き問題がある。

- 1 大農中農小農のいづれが最良の制度であるか。何れも共に必要であるとするれば、その比例を如何に定むべきか。
- 2 土地の公有化 (Municipalization)、國有化 (Nationalization) の問題。
- 3 單一課税 (Single tax) の問題。

第三項 土地調査

土地調査は臺灣にては既に完了したが、朝鮮は未了であり、明治四十三年より七年計畫で目下大い

に調査中である。

土地調査に關して注意すべき事項は次の如くである。

第一 調査機關設置の必要。

先づ新領土の人情、風俗、習慣の調査を要する。伊藤公が韓國統監として赴任せられた時、この基礎的なる調査を爲さずして政治を施さうとしたが、十分成功を見るを得なかつた。

イギリスの植民地に於ける土地問題の調査解決を“Land settlement”といふ。印度ではザミンダル (Zamindar) を地主と認定して永久所有法を定めたが、このザミンダルは實は收税請負人であつて、地主ではなかつた。十分なる調査を爲さずして印度の土地制度を定めたのは、イギリスの大失政の一つである。

第二 最も文明的學術的の調査法を用ふべし。

フィリッピンに於ける米國、臺灣に於ける日本、ボスニヤ・ヘルゼゴヰナに於けるオーストリーの爲した土地調査は、何れも本國に於ける土地調査よりも立派であつて誇るに足る事業である。

土地調査を實行せんとする時には、その手數、面倒が容易でなく、經費等の點よりの反對も多いであらう。又原住民の方からも百姓一揆など起るおそれがある。故に之が實行には爲政家の意志力が必要である。

臺灣に於いては土地の名義上の権利者たる墾主（墾首或ひは業戸ともいふ）と實際上の經營者たる墾戸（或ひは業主ともいふ）との關係が紊れ、墾戸は墾主の許可を得ずして自由に土地を轉貸し、又その下に小作人もあつた。而して小作人が墾戸に拂ふ小作料を小租といひ、墾戸が墾主に拂ふものを大租といひ、従つて小租を收納する者即ち墾戸を小租戸、大租の收納者たる墾主を大租戸といつたが、政府に收むる官租は墾主と墾戸のいづれが負擔するか、明瞭でなかつた。且つ墾主はただ大租を收納する名義人たるに止り、土地の經營について何等の關心をも有たなかつた。かかる状態で三百年間土地制度が紛糾した爲め、田制の改正は清國時代よりの難問題であつた。光緒十二年（一八八六年）劉銘傳が總督となつてから大いに意を用ひて田制改正を始めたが、彼は極端なる急進論者であつた爲め、事業がうまく行かず、中止となつて居た。然るに日本の領有時代になつて後、兒玉總督の時、帳簿上の耕地面積は三六六、九八七甲（甲はほぼ町に當る）であつて、之だけが有租地であつたが、この外にも無斷開墾にて七萬甲位の納税しない耕地があるとの推定を下し、測量によつて之を明かにしようといふことになつて、二三年間の準備行爲の後、明治三十一年から土地調査に着手した。測量には進歩したる三角術を利用し、調査費五百四十萬圓を以て次の結果を收めた。

調査前

田圃面積 三六六、九八七甲

調査後

六五三、〇六五甲

地 租 八六〇、七〇六圓 二、九八九、二八七圓

而して大租權は政府が買收し、從來の小租戸を以て土地所有者となし、之を租税の納入義務者と爲した。大租權の賠償額は三百六十萬圓であつたが、政府が世話をして銀行を作らせ、その資金を生産的に用ひさせた。

臺灣の土地調査は十年計畫であつたが、七年にて成功した。この調査の結果臺灣の財政が自給自足となり、進んで財政剩餘金を生ずるに至つた。そこで佐久間總督は生蕃討伐に二千萬圓も費ふ金があつた。

土地調査には次の如き利益がある。

- (1) 地籍を明かにし、土地に關する権利を確認すること。その爲め土地の價格が騰貴する。
- (2) 土地の權利に關する證明、又は登記の制度を確實に實行するを得しめ、賣買讓與抵當等、土地に關する権利の移轉を容易ならしめること。
- (3) 土地に關する紛争を未然に防止すること。
- (4) 地租の基礎を確實にし、且つ負擔の公正を計ること。
- (5) 産業開發の基礎となる。

右の外副産物として地圖が作成せられる。このやうに、土地調査はたとひ直接經濟上の利益が上ら

ないとしても、他の點に於いて大いに有益である。

第四項 新開地に於ける土地問題

之は新開地開拓に際して注意すべき土地政策であつて、都會に關する政策と耕地に關する政策とがある。

第一 都會に關する土地政策

都市の發達には自然的發達と、全然人工的なる都市建設とがある。新に都市を建設することは甚だ困難な事業であるが、都市殊に首府の位置を選定することは、植民政策上重要である。従つて新開地拂下に際し、都市豫定地を留保し置くを要する。然らば如何なる位置に都市建設地を豫定すべきか。都會は河川に沿ひ、十中七八はその屈曲部の内側よりも外側の方に發達する。之は外側の方が背後地が廣いからである。又ヨーロッパの都會は皆西部へ向つて發展する。ロンドンでも、イースト・エンドは貧民窟である。都會の伸びて行く方向については、人力以上の自然法が働いて居るのでないかと思はれる程であつて、都市建設の位置選定については學者も明瞭なる答を爲すを得ず、普遍的原则はないやうである。都會の起るべき地方を見越すには、^{インサイト}見識が必要である。常識や知識以上の智慧が必

要である。

北海道では函館、松前等の舊市があつたが、新に札幌を開いた。

臺灣では臺南が舊市であるが、日本は臺北に首府を建て、又臺中に新都會を建てた。

米國では首府の選定に大議論があつた。ジェファソンは南部の人で、デモクラットであり、州の權利を主張した。之に對しアレキサンダー・ハミルトンはニュー・ヨークの人で、聯邦 (Federation) を重んじた。このハミルトンといふ人は米國の最も有爲なる政治家であつたが、憲法の中に聯邦の主義を明記するならば、首府の位置はジェファソンの選定に任すといふ交換條件を出し、之によりてジェファソンが南部に近きワシントンに首府の位置として選んだのである。當時の大都會はボストンであつた。

濠洲でも聯邦首府の位置についてシドニーとメルボルンとの間に長い議論があつたが、三年前にカンベラ (Canberra) といふ地を選定し、懸賞で都市計畫の設計を募集した。

都市の位置を選定すれば、次に都市計畫即ち都市の理想的設計を立てる必要があるが、近代の都市計畫案は理想に馳せ過ぐる疑がある。都市設計の參考書——Kohl, Roscher, Stein. (例話、三本木町の設計。)

第二 農業地に關する土地政策

(一) なるべく早く開拓し、且つなるべく本國民を移住せしむる制度を設くべきである。人の移る前豫め田制を定め置く時は、混沌として我れ勝に居住する場合に比し、移住速度が驚く計り早い。又

土地の兼併を防ぐ方法は是非とも考へて置かねばならない。例へば拂下の最高限を定め置くとか、又土地の抵當譲渡を制限するが如きことである。官有地拂下を無償と爲すべきか有償となすべきかは、實際問題であつて、原則の問題ではない。中流又は下流の移民を迎へる爲には無償若しくは低價でなければならぬが、あまり來過ぎる様ならば少しは高く賣つても可いであらう。濠洲開拓についてウェークフィールド案 (Wakefield System) といふのがあつた。之は土地を相當高價に拂下げて植民地開發の資金を得べしといふ案である。之はイギリス人を相手として成功したものであるが、科學的原則であるとは言へない。

濠洲では土地政策失敗の結果、土地の大部分が土地投機業者の手に入つた。アフリカにも同様の例がある。北海道でも華族に大面積の拂下をした爲め、土地の自然増價を待つのみであつて、耕作（實際の開拓）を妨げる弊害があつた。

土地拂下制度の成功したのは米國である。米國では一七九〇年に土地局 (Land Office) を設けて土地政策を實行したが、その方法は先づ不毛地を六哩四方宛の碁盤目に測量し、その一目をタウンシップ (Township) と稱し、タウンシップに番號を付けた。一タウンシップの面積は三十六平方哩ある。このタウンシップを更に一平方哩宛に分ち、之をセクション (section) と稱し、順次番號を付けた。その番號の付け方は、奇數と偶數とが元祿模様になる如くにした。このやうにセクションに番號を付けた

るにより、その利用が容易となつた。例へば第十六番のセクションと第三十六番のセクションとは學校用地として、タウンシップの共有と爲す。この方法の結果ミネソタ大學は現在二億弗の財産を有し、イリノイス大學は農科大學だけで三百萬弗の年收がある。又大陸横斷鐵道をつくる時、線路の兩側十哩の間に於いて奇數のセクションを鐵道會社に與へ、偶數のセクションは官有地として保留した。鐵道會社は貨物吸收策上土地の開發を急ぎ、廉價にてその所有する奇數のセクションを賣つた。之により鐵道沿線に移民を誘引し、土地の開發が進んだが、隣接の偶數セクションたる官有地も之に伴つて自然増價の利益を得た。

然るに一セクションは農業地としては大に過ぎたるを以て、之を四分一セクション (quarter section) に分ち、この四分一セクションを更に四分して十六分一セクション (quarter-quarter section) と爲した。その面積は四エーカー、即ち約十六町歩あり、それ以上には細分しなかつた。即ち十六分一セクションが土地拂下の最低單位であつて、農民は十六分一セクション、四分一セクション又は二分一セクション等買つた。境界毎に測量標を立ててあり、移民はワシントンの土地局にて、地圖の上で自分の移住地の位置を知るときは、あとはコンパス一つで、面倒なく自己の往くべき目的地に達することが出來た。米國が早く拓けたのは、鐵道政策と土地政策とに負ふものである。

北海道では松前藩時代に漁民が往つたが、土著を嫌ひ、田制はなかつた。開拓使時代に入り大いに

移住開墾を奨励したが、之は大久保利通等の意見で、開拓（産業的）、ロシアに備へる（軍事的）、並に不平の士族に授産する（政治的）といふ三つの目的の爲めに開拓を奨励したのであり、明治十年頃屯田兵を置いた。然るに土地投機が行はれたること濠洲に類似し、善意の移住者が土地を入手することが困難であつた。之がため明治二十年頃米國の方法に類せる土地區劃を行つた。即ち土地を測量して大劃中劃小劃に分ち、大劃（一二〇町）を四分して中劃とし、中劃（三〇町）を六分して小劃とし、小劃（五町）を一戸宛拂下單位面積となした。五町歩は北海道にては中庸を得たる大さ（optimum size）であり、この區劃は甚だよかつた。但し鐵道等を標準にして此の區劃制度を實施したるは誤謬といふべく、天然の地勢とか東西を明にする方法を取りたらば、更によかつたであらう。

(二) 村落の設計

農村には Hofsystem（疎居制）と Dorfsystem（密居制）とあり、米國は疎居制である。疎居制は行政上不便である。例へば兒童の通學にも「學校バス」を出す必要がある。その他郵便や道路設備にも困難がある。併し百姓をするには便利である。疎居制は新開地に行はれるものであるが、心理學上進歩せる住民の社會でなければ行ふを得ない。即ち個別的（particularistic）なる心理の人民でなければ之を行ふを得ず、集團的（communitistic）の心理の人民では、行ひ難いのである。個人主義の米國に於いてすら、田舎の婦人にヒステリーや狂者の多きは著明の事實である。ドイツに於いては、疎居制は

ウエストファーレンにてのみ能く行はれる。之れ人心の進んだ地だからである。

フランス人は密居制である。カナダでは道路若しくは川に沿つて家を並べ、その背後に細長い土地を並行して區劃したが、同面積の土地でも細長く區劃せられた土地は方形に近く區劃せられた土地に比して周圍の線が長くなるから、家畜を放牧するにそれだけ長き柵を要した。又隣地に接する境界はよく耕さず、耕せば境界争ひが起る。従つて境界線の長いだけ、耕作に利用せざる土地が多くなる。更に馬の能率から言つても、住家から奥行の長い耕地は不經濟である。之等の理由によつて此の制度は經濟的に成り立たず、カナダの發達を阻害したる事は甚だ大である。

日本人も密居制である。北海道にて屯田兵の失敗したのは疎居制を取つたからである。後米國式の田制を真似たる時、五町歩の小劃の中央に一戸づつ建てることをせず、大劃の中心に密居して二十四戸が住むことにした。之は支那の井田を想ひ起させる。井田の制は理論として存したのみであつて、實施せられなかつたといふが、その中央を公田と爲し、一書によれば公田に宅地があつたといふ。之は有りさうなことである。なほ支那には別に二三五法といふ田制があつたが、之も理想案にして、實行はせられなかつたと言ふ。

密居制の不便は、宅地から耕地への距離が遠くなり、耕作に不便なることにある。村落の設計を疎居制にすべきか密居制にすべきかは、國民性によりて定むべしとの論があるが、經濟の原則に反する

程度に迄國民性を重んずるは不可である。要するに程度問題である。

ドイツの東北地方に於ける内地植民は田制を一樣にして居ない。その理由は、農業を営む者の階級を大中小に區別し、各階級の者の移住を爲さしめることを目的としたからである。農民の植民者はデモクラティックである。況して田制を一樣にする時は、益、さうなる。然るにドイツは長き年月の経験上、同様の農民のみを集めても進歩の少い事が發見され、新社會の建設は人類の階級組織といふ歴史的經驗に基かざるべからずと爲したのである。即ち地勢により大中小の農業者を散布せしめる。但し注意は周到にして、地味水利等の良き地に小農を群居せしめるやうにし、村の構成も能ふ限り舊の趣を移し、經濟上害なき限り舊制度そのままを移すことを努めた。舊は舊なるが故に排斥すべきではなく、又傳へるべきでもない。

(三) 土地實驗(Land experiment)を新開地に行ふこと。例へばミルのいはゆる土地價格の不勞増價(unearned increment)を國家に徵收する政策は、ベルリンにてワグナーの盛に唱へたところであつたが、中々實行出来なかつた。然るに膠州灣にては容易にそれを實行し得たのである。

第八章 原住民政策 Native Policy, Eingeborenenpolitik

第一項 昔の植民事業には原住民問題は存在せざりき

往昔に於いて原住民を如何に取扱ふべきやが問題とならざりし理由は、次の二つの點にある。

(1) 昔の植民事業は距離の遠隔なる處に行はれず、隣接地に對して徐々に發達し行きたるにより、異人種に慣れ、外國人とか異人種とかいふ觀念が薄くあつたこと。

(2) 異人種は全く之を人間と見ず禽獸視したること。アッスリア、バビロンの歴史を見るに、然りと思はれる事實がある。

然るに近代に至つて原住民政策が次第に重要視せられるに至つたのは、とにかく基督教の影響であらう。さればとて基督教國の原住民政策が常に道義的であつたかといふに、其の實例は概ね反對である。併しその酷例は個人が爲したものであつて、國家が認めて爲したところではない。例へばスベ

ン人がアメリカ大陸にて原住民を酷遇したときにも、國王より原住民を愛すべきことを訓令したのである。オランダ、イギリスも同様である。故に國家としては原住民問題を念頭に置いたもののやうである。

第二項 人種の優劣

果して人種の區別を立て得るや否やについては議論があるが、我輩は便宜上色、言語等より人種を區別し得るものと思ふ。即ち人種を認めるものである。人種の區別を認むる極端の論者は、たとへばヨーロッパ人と黒人とはその先祖を異にするといふ人類多元論 (Polygenesis) を取り、(之に對しての) 人種は同一の先祖より出でたるものと爲す説を人類一元論 Monogenesis といふ)、而して人種は先祖を異にするから、優劣があると論するのである。我輩の見るところによれば、人種間の優劣の理由を説明することは出来ないが、優劣の存することは事實である。然らばその標準は如何。標準を何に取るかに従ひ、優劣にも大なる差異を生ずる。

第三項 個人の才能と民族の才能とを明白に區別するを要す

ボアス (Boas) といふ有名な人類學者 (ドイツ生れで米國に歸化した人) の “The Mind of Primitive Men” の結論によれば、人の智能は文化の程度によりて異ならない。然るに “Essay on India” といふ書物には之と反對の事が出てゐる。即ちインディアン人が侵入して來て、白人の乳兒だけは殺さず、之を Indian squam と爲してインディアン人の間に養つたところ、他の點ではインディアン人同様になつたが、ただ前途の事を考ふる點に於いて彼等と異つたといふ。

人種の才能の優劣は個人について見ず、その人種全體について概括的に論じなければならぬ。ジャワにても今年より議會が開かれる筈であるが、その議長となるべき一人の傑物が居る。併しその外には傑出せる人物がないやうだ。一人の個人の傑物の出たることを以て、直ちにその民族の進歩せる證據といふを得ない。進化 (evolution) は民族全體が進歩するのであつて、その中の傑物たる一個人は全體の典型 (type) である。然るに變異 (mutation) の場合に於いて急に段階を跳んで傑物を出すことがあつても、その一個人は全體に對しては例外である。一の民族が國家的機關 (土地・生命等の安固を計る機關) を備ふるや否や、換言すればその統治能力を標準として比較するときは、個人の才

能を比較するよりも容易且つ正確に民族の優劣を判定することが出来る。

優等人種が劣等人種を導きて自己と同等の位置にまで上進せしめ得るや否や。又優等人種と劣等人種との間には何等の共通點も無きものなりや否や。ル・ボン (Le Bon) の『民族心理』(“Psychologie nationale”) には、「知識 intelligence は之を傳へることを得るも、性格 character は傳へる」ことが出来ない」と言つてゐる。

ヨーロッパ人殊にドイツ人は、優劣の民族を融合することは到底不可能なる如く論ずる者が多い。その代表的なるはゴビノーの『人種不平等論』(Gobineau, “Inequality of Human Races”) である。ゴビノーはフランス人であるが、人類多元論者であつて、最も優等なる人種はコーカサス人種 (Homo Europaeus)、なかんづくゲルマン人であると爲し、ヨーロッパ人殊にゲルマン人種の犯したる最大の誤謬は他人種と雑婚したることである。即ち性的誤謬 (“sexual error”) である。之によつてヨーロッパ人の血が薄くなつた、と論じたのである。ヨーロッパ人殊にドイツに於ける民族自覺の上に、ゴビノーは非常に大なる勢力を及ぼし、各國にゴビノー會が組織せられた。ニーチュは、「余の會つて見た人は世界に唯一人ある。それはゴビノーだ。」と語つたといふ。

之に反し米國人は人種に優劣なしとするところの、希望に富んだ、併し突飛なる考を抱く。例へば支那に共和政を勧めたり、フィリッピンを獨立せしめようとする類である。殊に後者は未だ曾て國民

たり國家たりしことなきものを、獨立國家たらしめようとするのである。

要するに民族としての優劣はあるが、その標準は團體としての能力、殊に國家的機關の具備に求むべきであつて、個人の才能を比較すべきではない。植民とは大體に於いては優等なる人種が劣等なる人種の土地を取ることである。尤も、腕力強き劣等人種が優等人種の土地を奪つた例もある (ゲルマン人のローマ征服等)。植民政策それ自身が原住民政策の一部分にあらずやと思はれる程に、原住民政策は大問題であるが、原住民政策は人種闘争の問題として考へられる。(Gumplovica, Rassenkampf. Putnam-Weale, The Conflict of Color. Godard, Race Superiority.)

第四項 原住民統治上注意を要する點

原住民を統治政策の上より見れば、四種に分つことが出来る。

(一) 母國の統治に對し絶對的に有害なるもの。母國の政策に積極的に反對するもの。何處の歴史を見ても蕃人は當初より反抗するものではなく、却つて稍、政治になれて後に反抗を始めるものやうである。之れ注意を要する一點である。臺灣の生蕃も臺灣が清國の統治下にありし間は、日本人を兄弟であると言つて居た。然るに日本の領臺後、日本人の亂暴者が彼等を虐待して以來、

大いに反抗を爲すに至つたといふ。即ち蕃人に對するも亦友愛の情を以てするのでなければ、之を心服せしむるを得ないのである。如何なる猛獸でも、ハイエナの外は、馴らし得ないものはないといふ。況んや生蕃も亦人なるをや。果して然らば生蕃の統治し難き事の責任の一部は、母國民にありと言はねばならない。ウィリアム・ペンがフィラデルフィアに移住して土地を得た時、インディアン人の人格を重んじ、對等者として協議せし故、爾來インディアン人はペン一派の者に對しては反抗を試みたることがなかつたといふ。

(二) 何等の秩序なき原住民の團體。

ここに秩序なき團體といふのは、碌々村も爲さず、個人個人思ふがままに食を求めて漂浪するものをいふ。此種の野蠻の原住民は、アフリカに於いては屢々見られるところである。

(三) 幾何か秩序ある土人。

未だ國家生活を爲すには至らないが、五十人百人村落を爲し、何等かの結社を爲すが如き状態に於いて、その酋長を有するものをいふ。この中には本國に對し有害なものもあれば、又全く無害なものもある。

(四) 既に特殊の文化を有する原住民。

特殊とは、母國に對していふことである。即ち母國と系統を異にする文明を有する原住民をいふ。

以前は、西洋人は支那人及び日本人をば半開化の人種と言つたが、今日では異なる系統の文明を有する人種と見るに至つた。

以上の如く原住民に種類あるに従ひ、之に對する政策も亦同一にあらざること勿論である。併しながらすべて屬領となつた以上は、國家生活に於ける資格なきものと見なければならぬ。故に彼らに主權を與へざるは勿論のことである。第四種の原住民に對しては特にこの點を明白に知らしめて置かなければならない。幾多の謀叛は、この點を明白にせざること起因するものの如くである。

原住民政策を實行するに就いて注意すべき點は次の如くである。

(一) 何事を爲すについても然る如く、原住民政策に於いては特に調査が必要である。之を怠る爲め、政策を誤ることが多い。臺灣に於いて始め生蕃の感情を害したのは、罪もなき者を誤つて虐待殺害したことがある爲めである。漸次調査して見れば、其中にはお互に言語の全く通せざる種族があり、又お互に全く聯絡なき種族もあり、(この點はアメリカ インディアンに於いても同様である)、苦き經驗により今日では各種族の種類、特長、人數に至るまで詳細確實に調査することが出来たから、遠からずして生蕃の歸服を期することが出来よう。

(二) 蠻を以て蠻を制すること。之は有害なる者に對する自己防衛上の例外的政策である。

(三) 彼等相互間の同志討、喧嘩を止めしめること。他國の干涉はかかるところにその源を發する。

植民地統治の爲めにも甚だ必要なことである。

(四) 土地財産の権利を保障してやること。之は本國人に對しても必要であるが、原住民に對しては特に必要である。植民地には不毛の地と、人口多き地とがある。不毛の地について見れば、其の財産所有権は漠然として居り、所有權行使の程度も薄い。かくの如き土地は多少の辨償を與へて、官有地と爲すべきである。かかる地にては土地共有制が行はれて居るから、之を官有とすることはあまり無理ではない。之に反し特殊の文明を有する人口多き國に於いては、その政策は全く異なる。この場合には十分の注意をしないと、母國よりの來住者が原住民の土地を横奪したり、又お互の財産争が頻りに起るであらう。

植民地にて官有地をごまかした例は少くない。之はフランス人やイギリス人もその植民地に於いて行つたところである。又スペイン人がペルーやメキシコに行つた時、大きい土地を得てエンコミエンダスを設けた。之はラティフンディアに類したもので、之をスペインの貴族に與へた。それが大いに原住民の感情を害した。要するに原住民の財産に對して正義及び親切を以てするにあらざれば、植民政策は實行せられるものでない。

臺灣の歳入は三千萬圓であるが、その半分は砂糖消費税である。之は内地の砂糖消費者から拂はれるものであるから、之を内地の財政の收入としてはどうであらうか。之は一の問題たるを失はない。臺灣の富の中、砂糖に勝るとも劣らぬものは米である。地

租は政府の歳入としては小さいが、百姓の經濟から言へば、米を作つた方が必ずしも甘蔗を作るより悪いとは言へない。その何れを作つたがよいかは、昔からの臺灣の問題になつて居り、糖業政策を取つてから特に甚しい。然るに昨年から米が高くなつた爲め、多く米を作るやうになつた。その結果砂糖消費税の減收となり、臺灣の財政は大なる困難を來した。又百萬圓乃至五百萬圓の資本を固定して居る製糖會社は大いに困る。ここに於いて會社が甘蔗を自作することを計畫したが、土地がないので困つて居る。或る者は之を横奪すべしといひ、或る者は收用法を行せよと言つて居る。かかる事を今迄やつた爲め、政治問題も起り人道問題も起るのである。之は歸するところ道徳論である。アダム・スミスの言つたやうに、「商人は最悪の統治者である」とすれば、製糖會社などが斯く威張るのは善いか悪いか問題である。とにかく原住民にも損をさせず、製糖會社にも損をさせない方法がほしいのである。

(五) 原住民の勞働を利用すること、及び之に勞働を教ふることを努むること。

勞働を教へるについても、野蠻人と舊い國とを區別するを要する。前者には簡易なる勞働を初めから教へねばならない。後者は天性怠慢なのではなくして、勞働の効果を自己に收むること能はざる爲め怠慢となつたものが多い。野蠻人の勞働觀念、勞働能力は舊い國の國民とは根本的に異り、アイヌの如きは熊を狩れば三日も四日も寐すにやるが、鍬を取らせば二時間の勞働にも耐へない。

熱帯地に植民地を作る時は、直ちにこの問題を生ずる。ベルギーはコンゴに於いて、又ポルトガルはアンゴラに於いて、原住民に對し定められた或期間内に定められた或量の物産の納付を命じたが、之は間接に勞働を強制した事になり、人道問題を惹起した。原則は勿論人道によらねばならないが、

併し幾分の修正を加へなければ植民地の統治は出来ない。

オランダ人がジャワにて爲した植民政策は種々あるが、Culturstelsel (強制栽培制度) ほど毀譽褒貶の多いものはなからう。併しこの結果ジャワ人が一般に労働を習ひ、繁榮を來たし、人口の増加亦甚だ大であつたことは事實である。

日本の植民地原住民の労働能力について見れば、樺太は別として、朝鮮人については、伊藤公が「財産安固となり生活容易となれば、この民は捨つべきにあらず、」と言つた通りである。臺灣人はよく働く支那人である。然るに警察権によつて之に労働を強制しようとした俗吏があつたが、もちろんそんな必要はない。要するに、日本の植民地に於いては原住民に労働を教へるといふことはさほど問題にならない。併しながら労働力の缺乏は日本の植民地到處に見られる。

(六) 土人を保護することは可いが、その権利は母國人と同一ならしむるを得ない。即ち特別に制定せる法律を以て支配しなければならぬ。之は苦き経験の後知り得たるものである。フランスは革命の標語たる「自由・平等・友愛」をそのまま植民地に應用し、原住民を本國人と全然同等に待遇した爲め、ハイチに於ける原住民の叛亂、フランス人虐殺を招いたのである。

本國人の威嚴を保つことにも注意すべきである。この事は各國共植民地行政に當りたる人の等しく認め、且つ言ふところである。親切ばかりを以て取扱ひ得るものではない。臺灣にては、もと總督府

の建物はドイツの領事館よりも小さくあつた。又日本の官吏は無作法であつた。かかる事は統治上良き影響を與へない。未開人の行爲は、恐怖を以てその動機とすることが多いからであらう。

第五項 原住民に對する政策

諸國の植民地にて實行する原住民に對する政策は、大別して次の四つと爲すことが出来る。

- (一) 原住民の人格を全然無視せるもの。
- (二) 人格を幾分認めるが劣等人種として取扱ふもの。
- (三) 本國人と同等ではあるが特殊の民族なりとして取扱ふもの。即ち特殊の文明と使命とを有するものと爲すのである。
- (四) 本國人と全然同様の取扱を爲すもの。

之ら四つの方法が具體的に如何なる形に現れるかを見るに、次の七種がある。

- (1) 原住民を全滅すること。(Extinction)
- (2) 原住民を奴隸視すること。(Slavery)
- (3) 原住民に多少の權利を與へ、半奴隸視すること。(Half-slavery)

- (4) 原住民を隔離すること。(Segregation)
- (5) 原住民を他に移住せしむること。(Transplantation)
- (6) 原住民に對し特殊の取扱を爲す事。
- (7) 原住民を同化すること。(Assimilation)

第一目 絶殺政策 Extinction

之は、劣等民族は存在の理由なし、彼等の存在は却つて文明の進歩を妨ぐ、彼等の血が混するは一般人類に取りて不利である、等と論ずるものである。若しくは、劣等民族は滅亡の運命を有する、故に之を救助せんとするは自然に背くものである、と論ずる。

一應の議論としては立つが如くであるが、多くの場合「洗練せられたる詭辯」(refined sophistry)であり、且人種の優劣を定むる點が問題である。

この政策には次の如き方法が取られた。

一、間接に自滅を促す方法

- (1) 原住民にアルコールの飲用を奨励したる實例。
未開人はアルコールを好むが、その飲用は次のやうな悪い結果を現す。

a 生殖力衰退——人口減少。

b アルコール中毒——早世。

c 懶惰——生活困難。

土人救済の第一歩は禁酒である。(アイヌ保護會)

(2) 新しい病氣の傳播。

人種が異るときは病氣は怖るべき勢を以て傳染する。(北海道に移住したる樺太アイヌに天然痘が傳播したる話。南洋に行く日本人によりて土人の間に性病の傳播せること。)

(3) 新しい習慣の移入

新しい衣服、食物等の無思慮なる移入は、原住民の體質を漸次弱くすることがある。

(4) 原住民の居住地を慣れざる土地に移すこと。

スペイン人がメキシコに入り込みたる時、平地はスペイン人が取つたので、その壓迫により土人は山地に退いた。平地と山地とは氣候が異なるを以て、土人は弱くなつた。

(5) 原住民の土地を奪ふこと。

之が爲め生計の途を失ふ。土地の賣買が行はれた場合でも、原住民はその代金を商業資金等に投じて、失つてしまふことが多い。

二 直接(積極的)に原住民を絶滅せしむる方法。

キューバ、ポルト・リーコあたりの海をカリブ海 (Caribbean Sea) と云ふが、カリブ (Carib) といふ人種がこの邊一帶に住んでゐたのである。然るに六年前我輩が巡航したときには、その生残者は僅かに七人であつた。之には自滅的原因もあつたが、スペイン人が刀にかけて殺戮したこともよつた。スペインが今日衰へたのはカリブ人の恨みである。その他コルテスはメキシコに往つて何を爲したか。ピサロはペルーに往つて何を爲したか。スペイン人はフィリッピンに於いても異教徒たる原住民を多く殺した。"Nemesis of History"。「歴史に於ける復讐の神」といふ言葉があるが、今日ペルギーが苦しんでゐるのも、コンゴに於いて黒人を苦しめた祟りである。

濠洲も原住民絶滅の残酷なる歴史を有し、今より四十五年前に最後のタスマニア人が死亡した。

ウスター (Worcester) は日本の臺灣生蕃人に對する政策を批評して、絶滅政策であると言つた。之は失敬な言葉であるが、併し自ら顧みる必要は無いであらうか。生蕃地に踏み込んで傳道したものにスペイン人二人、米國人二人あるが、日本人は一人だけである。米國はフィリッピンでモロ (Moro) 族を絶滅した。(Moro は Moor にして、回教を信じた)。この話を聞いて之を嘆き、自らモロ族の中に入りて病院と學校とを建てたニュート・ヨークの一人の米國婦人はアメリカ・インヂアンを憐れみ、

ヘレン・ジャクソン (Helen Jackson) と云ふ一人の米國婦人はアメリカ・インヂアンを憐れみ、

財産をすててロッキーマン山中のインヂアンの間に入つて之を助け、ロッキーマンの頂上に "A Century of Disgrace" (『恥辱の一世紀』) と刻したる石碑を建て、米國のインヂアン政策を諷して警告を與へた。原住民に對し爲すべき施設を爲さざりしことは、やはり罪惡であつて、之を "Sins of omission" (爲さざるの罪) と云ふ。

我一般國民の植民思想には何か足りないところがある。それは公の良心 (public conscience) の不足である。寄附金を出す位のことでない、一身を投じて原住民の爲めに盡すことである。

第二目 奴隸政策

奴隸制度は今日でもなほ行はれてゐる。我國の藝妓娼妓等は、進んだ奴隸の定義にも適合してゐる。奴隸は昔から『征服の權利』 ("Right of Conquest") と稱せられた。モーセがイスラエルを率ゐてカナンに到る途中にて、アンモン人等を征服して奴隸となした。ビューリタンが米國に移住したときも、之に倣つてインヂアンを奴隸とした。この場合はイスラエルの場合の上に、更に人種の差異といふ事情が加はつて居る。モーセの場合には征服者と被征服者との間に人種の差異は少かつたのであるが、近代に至り人種の差異はこの『征服の權利』を一層正當化するものと考へられた。

各國の植民地いづれも奴隸制度が行はれたが、同時にいづれの國にてもその反對論が起つた。これ

らの反対論は現地には行はれず、遠く離れた本國に於いて唱へられた。之は、本國に居る者は植民地の奴隷制度に對し利害關係が薄きにより、人道的考慮が自由であつた爲めである。終に議會に於いて人道論が唱へらるるに及んで、奴隷制度反対は實際政治 (practical politics) の問題となつた。ジャワに於けるオランダ政府の原住民に對する態度は七年前以來一變するに至つたが、之は奴隷制度に反対する牧師が議員に選ばれたことが、その直接の最大原因であつた。

Douglas, "New France and New England." — フランスの三人の少女がアメリカに渡つて、インディアンの教育の爲めに盡したる物語。

奴隷労働に對する反対論の根據は、人道論よりするものの外に、經濟上よりも奴隷労働の能率の低きことが證明せられた。奴隷制度は、奴隷自身の能率が低きのみでなく、主人の能率をも害する。奴隷所有者や女郎屋の亭主の品格才能は、概して低いことが認められる。

奴隷制度は、先づイギリスが廢止したが (一八三〇年代)、この爲めイギリス植民地産のチョコレート¹の價格が高くなり、コンゴ (ベルギー領)、アンゴラ (ポルトガル領) 等の奴隷労働による安價なチョコレートと競争し難き状態になりしを以て、イギリスの政府並にチョコレート會社は、「コンゴ²いやアンゴラのチョコレートを飲む者は黒人の生血を飲む者なり」等と廣告し、たとひ廉價なる物産なりとも人道に背きたる奴隷労働によりたるものは使用するを欲せずとか、奴隷労働による植民地物

産の輸入を禁ずべし等の輿論を喚起し、遂にこれら外國の植民地にても奴隷を廢止するの已むを得ざるに至つた。

今より四十年ほど前にアフリカ植民地に關して開かれたるベルリン會議に於いて、ビスマルクが奴隷全廢案を提出し、條約の一項として認められた (コンゴ條項)。併しながらこの條約の實行は嚴重でなく (殊にアンゴラ)、紙上では奴隷は全廢せられたが實際は然うでない。名義だけは自由契約による契約労働者となつたが、實際は然らざる例が多いのである。

第三目 半奴隷政策

之は原住民の身體の自由を幾分か束縛する制度であつて、主に彼等を土地に附著せしむるものである。原住民を絶滅することは地方開發上經濟的に見て不利なる場合がある。そこで原住民の勞働力を利用する爲め、彼らを集めて來て部落に土著せしめるのである。

(一) スペイン人の取つた政策に、「鐘の下に集める」 ("Bringing under the bell") と云ふ言葉がある。「鐘」は寺の鐘である。原住民が山の中に散在してゐては取締上不便であるから、寺の鐘の響き渡る範圍内に彼らを集めた。フィリッピンの原住民は今日密居制にて生活するが、之はスペインが政策上集めたのである。この政策を實行するには非常なる困難があるが、實行したあかつきには原

住民の化育上非常に便である。北海道のアイヌ種族に對して之を實行せざりしは、誤であつた。

山から集めて村落に群居せしめるには強制力を用ふ。即ち強制的に土地に定著せしむるものであつて、居住移轉の自由を束縛するものである。

(一) 保留地 ("Reserve," "Reservation.") — 之はスペインのみならず、イギリスでも米國でも實行したところであり、(例へばインヂアン人の保留地 Indian Reservation)、保留地以外に原住民の移住するを許さず、又白人のみだりにこの中に入るを許さない。而して保留地内に於いて學校病院等の施設をしてやるのである。

(二) レバルチメント Repartimiento (土地を分ちて私人に與ふる意)、並にエンコミエンダ Encomienda (原住民を白人の植民者に推薦し委託する意)。 — 之はスペイン人が行ひし制度であつて、白人にして土著の意思を表示したる者には若干町歩の土地を與へる。その際その土地に附隨してその地の住民を共に與へることがあり、之をレバルチメントといふ。この制度にありては、植民者が原住民を虐待することがあるとしても、決して之を奴隷とするを得ず、その賣買を爲すを許されない。原住民の側より見れば、政府が彼等を白人の植民者に recommend (推薦) して教化を依頼するものである、即ち Encomienda である。

この制度は、名義は人道的であるが、實は經濟上の考より出たものである。土地だけ貰つても、

勞働力がなければ役に立たぬからである。従つて植民者は原住民を虐待し、この制度は失敗に終つたものが多い。

(四) 強制裁培制度 Kulturstelzel (Culture System) — 之はオランダがジャワにて行ひし政策である。ナポレオン戦争の後オランダは非常に疲弊し、政府は貧民救助に心を悩ました。然るに植民地に移住者を出しても本國の貧民數を減するものでなきことは、實例の示すところである。故にオランダ政府は内地不毛の地に貧民を移住せしむることとし(勞働者植民、内地植民)、ヴァン・デン・ボッシュ (Van den Bosch) 將軍がその任に當り、軍隊的に貧民を狩り集めて強制的に移住せしめた。一方ジャワでは人民が懶惰であり、且つ戦争の爲め五年間イギリスの手に渡つてゐた間に人民の權利思想が發達して、統治に困難した。而して當時オランダ本國は財政上大いに疲弊して居たから、少くともジャワを財政的に自給する植民地と爲さんと欲し、富源開發の政策を立てて、ボッシュをその總督に任じた。そこでボッシュは強制的勞働の案を立て、原住民にして何町歩の土地を有する者は必ず何々の作物を如何ほど耕作すべしと命令した。その耕作物の種類はヨーロッパ市場向の商品たる茶、コーヒー、藍等を指定し、之等の生産物は政府の定めたる價格を以て政府が買入れた。即ち之等の耕作物は御用作物であつて、生産者たる原住民が自由に處分することを許さなかつたのである。この制度は一八三〇年代より始まり、七〇年代迄續いたが、この強制勞働・強制耕作制度によつて、ジャワ

は本國の財政を大いに助けた。(コーヒーの強制耕作は、ブラジルの競争を受くるやうになつて廢止した)。この制度は實施の始めに於いて、又競争品の出現等の場合には困難をなめた時代があつたが、結果より見れば大體適策であつたと思はれる。

印度の役人でマネー(Money)といふ人が病氣保養の目的を以て南洋を遊歴し、ジャワに来て強制栽培制度を見て大いに驚き、印度にも之を應用すべきことを論じた。(Money, "Java, or How to Govern a Colony.")

半奴隸政策は今日では歴史上の遺物となりしものであるが、今より十年前、臺灣に於いてこの政策を取るべきや否やについて眞面目に研究せられたことがあつた。それは甘蔗栽培労働に臺灣人を強制使用するといふ考(富源開發と砂糖會社の利益)と、強制労働を生蕃の教化に應用するといふ考とに基いた。

今後アフリカの開發等について、また之に類似する方法が行はれるやうになるかも知れぬ。強制労働はアンゴラ等にて行はるる契約労働に比し、名は劣るけれども教化の上には效があるであらう。ジャワ人に労働の習慣を興へ、その労働能率を進めたのはこの制度のおかげである。ただ實行上如何なる事情を伴ふか、そのやり方如何が問題である。

強制労働政策は原住民の労働能力の問題であるが、それに關聯して研究を要するのは原住民の健康問題、體力問題である。今日植民地原住民の健康状態が悪い原因は、十二指腸蟲の害ではないだらうか。若しも原住民の怠惰が精神的原因からでなく、このマ

ラリヤと十二指腸蟲だといふ説がある。
うな身體的原因より來て居るとすれば、寄生蟲を驅除しきへすれば労働を強制する必要はなくなるであらう。ローマ滅亡の原因もマラリヤと十二指腸蟲だといふ説がある。

第四目 離隔(別居)制 Segregation

之は法律上原住民を一定の土地に定著せしめるものではなく、輿論や習慣の力を以て一定の土地には原住民を居住せしめざるやうに爲す政策である。此の政策を主張する論の理由とするところは次の三つである。

- (1) 風俗言語を異にする人種が集れば、とかく劣等者の利益が壓迫せられ、政府の保護も行き届かない。故に別居せしむべしといふのである。之は弱者保護の爲めの議論である。
- (2) 文化の程度低き原住民が母國人に不快の感を興へ、無禮を行ふを防ぐ爲めに別居せしむべしといふのであつて、その實例も甚だ多い。之は強者(優等者)保護の論である。
- (3) 文化の低き者が急に高度の文化に接する時は、文明の弊害を受くるだけであつて益がない。故に直接接觸せしめず、從來の社會制度のままに放任して、自然的漸次的進歩を爲さしむる制度が必要である。この理由によつて別居せしめるといふ論である。

別居制の善惡を論ずれば、賛否正反對の議論が得る。故に之は道德上の善惡を以て論じ得ざる問

題であつて、政策の問題であるが、第三の議論は心理學上、社會學上の議論であつて、根柢が固い。實際の當事者は之を排斥するかも知れないが、議論としては最も重要視すべきものである。

原住民が植民者に接して、第一に覺えることは飲酒の風である。社會制度も亦同じく害を受ける。土地所有權の觀念の進歩には、共有制より私有制に至る幾多の段階を経なければならぬ。然るに未だ土地私有制を解せず、土地共有制の段階にある原住民インヂアン人に對し一舉にして私有制を興へたとき、彼らは酒の爲めに土地を賣拂つてしまつた。之はアングロ・サクソン自ら千年の經驗を費して獲得したところを、一二年にて原住民に強制的に採用せしめようとしたものであつて、進化の自然的過程を無視するとの社會學的反對論が起る所以である。従つて原住民の教育の程度が相當に進むまでは、彼らに土地私有制を認めず、彼らの居住區域を隔離したのである。

米國は「すべての人は平等に創造せられたり」といふ信條の下に、苦き經驗を嘗めた。原住民には原住民に適する程度の境遇を與へておくことが可い。原住民の爲めに別天地を興へ、その中には白人の法律は行はれず、原住民在來の習慣が支配することとし、一方にては教育を施して徐々に彼等の向上を計ることが大切である。

米國にて黒人に白人同等の法律上の權利を認めたが、實際は種々の事によりて彼等が白人の仲間入の出來ぬやうにしてゐる。彼等の投票は多く握り潰されることは、今は公然の秘密である。

原住民の教育についても同様の原則に由るべきであり、その民族が從來受けて來た教育となるべく同一の教育を施すべしといふのが、隔離制の議論である。即ち母國本位でなく、原住民本位とすべしといふのである。政策としては、殊に日本に於いては實行し難いであらうが、心理學上は之が眞理である。而して原住民の教育には、個人の教育よりも民族の教育を重んずべきである。即ち彼らの境遇の改善である。個人的に優秀なる教育を受けたる原住民も、彼等の仲間の社會に歸るときは忽ち舊態に退化することが多い。故に境遇全體のレベルを高めることが必要である。(高尚なる言語、習慣等を教へること)。留學生を出すにしても、上等の者を一人二人送るよりも、中等の者を數十人送る方が可い。

要するに隔離制は教育の一方法である。但し隔離制の利益を絶對的に主張することは出來ない。或る程度に發達せる原住民は、之を雜居せしむる事が却つて可い場合がある。別居制雜居制の可否は、原住民の文化の程度の如何、並に統治の任に當る人に其人を得るか否かによりて定まる。當事者に其人を得なければ、教化指導の制度としていかなる政策を取りても駄目である。イギリスの植民政策が成功した所以はここにある。制度が統治するのではなく、人である。イギリスの植民政策に統一的政策はない。この點はドイツやフランスと正反對である。

第五目 原住者を移住せしむる政策 Transplantation

之は原住者の全部若しくは一部を母國又は他國に移すものであつて、強制的に行ふものは追放 (banishment, exile) であり、歴史上にもその例がある。イスラエル人のバビロン捕囚は、その最も著しい例であり、ローマ史にも例がある。支那に於いて行はれたことも、想像に餘がある。プレスコット (Prescott, The Conquest of Peru.) によれば、ペルーに於いても昔盛に行はれたといふ。即ちペルーの帝國に於いて被征服地の民を本國に移し、本國人と風俗習慣を同じくするに至つて再び舊地方に送り還したといふことである。今度の戦争 (一九一四—一九一八年—編者) にて、ポーランド在住のロシア人三百萬人以上がワルソーからニジニノブゴロドまで避難したことを思へば (「ロシア人避難民」の問題)、昔でも被征服者を他に移轉せしめることの出来たことが首肯せられる。

強制的移住ではないが、母國の壓迫を受くるが爲め原住民自ら移住することもある。之は自發的亡命 (voluntary exile) であつて、直接の強制なると間接の壓迫によるとの差はあるが、二つの現象は相類似して居る。原住民の強制的移住を實行することは、費用を要すること大であり、且つ勞働力を減少せしめるによつて植民地經營上大なる損失を招くものであるから、今日に於いては行はれ難いであらうと思ふ。加之歴史の證明する如く、強制移住の結果は豫期したところとは正反對のものであつ

て、例へばバビロン捕囚は愛國文學の白眉を生んだのである。

クロムウェルがアイルランドを征服し、その北部地方アルスター (Ulster) にイギリス人を移植して、同地方居住のアイルランド人を放逐したことがある。之等アイルランド人の一部は南部に下り、一部は米國に渡つた。アイルランド人のイギリスに對する反感は、この時の恨みが残つたものであらう。

朝鮮人は毎日二十人乃至五十人が滿洲に自ら移住して居る。日本の有力者の間には朝鮮人を北海道に移す論があるが、そんなことは高壓的に爲すべきでない。

原住民の中の有力者、口利きの者をば、觀察その他の名義にて母國に送つて住まはせる事は、今日も行はれるところである。

第六目 原住民に對し特殊の取扱を爲す政策

之は原住民を母國民に比して必ずしも劣等と見ず、ただ別個の歴史を有するものとして特殊なる取扱を爲すことをいふ。特殊といふことの中には、母國民に比して特權の少きことを意味することもあるが、又他方母國民の有たざる特權を原住民が享有することもある。

ギリシヤ語のバルバロスは、元來言語の通せざる者、外國語を用ふる者の意味であつて、野蠻人、劣等等の觀念は第一次的には含まれず、アレキサンダー大王の帝國は異國人を劣等視しなかつた。イギリス帝國がともかく今日まで續いた理由の最大なるものは、統治者に其人を得たことと、原住民を人間として見たこととである。クローマー卿の著 "Modern Egypt" には、個人人格 (individuality)

尊重の心持がよく現れて居る。原住民の政治的権利は奪うても、個人的権利は奪はない。この個人人格の觀念、人間を人間として見ることがイギリスの植民政策成功の基であり、之に反し原住民を劣等として見ることによつて植民地統治上失敗を招いた國の例もある。

第七目 同化政策 Assimilation

之は一視同仁的思想に基く政策であるが、同視すると言つても言語風俗の差があるから、同化は難事であり且つ長年月を要する。その得失は植民政策以上、世界政治以上更に大きい問題であり、今のところでは理想である。之は原住民を母國と同様の風俗習慣宗教等になさうとする政策であつて、その利益といへば人種的反感の防止である。その手段としては、雑婚と言語とが主要なるものである。

(1) 雑婚 (Miscegenation) 即ち混血兒政策は狹義の同化であるが、之は理想主義的な考であつて、本國人と原住者とは多くは人種を異にし、文化の程度等に於いても大差がある故、この政策の實行は困難である。但し科學應用の秘訣は、自然に放任すれば長くかかる事を短期間に強化することにある如く、政策を以て雑婚を奨励することは出来る。

アレキサンダー大王が印度に侵入した時、ギリシャ人の種を印度人に植ゑつける政策を實行した。四十人の將軍、一萬人の兵士が被征服者の女を娶つたのであるが、アレキサンダー大王早世の爲め人

種改造上の結果は十分でなかつた。併し文學美術の上に於ける同化については彼の仕事が残つて居る。スタイン博士が中央アジアの埋没市の發掘をしたが、その發掘したるバクトリアの美術品にはギリシヤの影響が濃厚である。一説には、バクトリア及び支那を経由して日本の美術に對してもギリシヤの影響が認められるといふ。

ローマ人にはギリシヤ人の如き理想主義なく、あのやうな世界帝國を造りながら思想は甚だ低くあつた。併し同化政策は案外の方面から之を實行した。ローマ人は人種的同化の以前に、法律的人格の統一をした。即ち二百年の間に征服した土地を、法律上同化したのである。

其の後同化政策の例としては、十六世紀頃のアクバルを擧ぐるを得。彼は自ら印度の王女を娶り、回教を棄て、佛教、波羅門教及び基督教を混じて採らうとし、同化主義を一身に體して急ぎ實現しようとしたが、彼の死と共にこの政策は行はれなくなった。

近世の植民國に於いても個人的に雑婚を行つた例はあるが、その結果も得失も一樣でない。ポルトガル人がマカオで行つた雑婚の結果は悪いと言はれるが、南阿のポーア人がカプシル族を娶つて作つた部落の調査報告によると、その結果は甚だ良好と言はれる。メキシコに於けるスペイン人と原住民との雑婚の結果はあまり良くないが、フィリッピンに於いて原住民とヨーロッパ人又は支那人との混血兒 ("mestizo") は原住民よりは確かに優等であつて、フィリッピンにて口をきく者は殆んど皆こ

の混血兒である。アギナルドもその一人である。要するに異人種との雑婚の良否については學術上定論なく、將來を待たねばわからない。政策によつて雑婚を早めるべしといふやうな材料は、未だ存在しないのである。今日の僑等國民はすべて混血人種であることは明白なる事實であり、混血は偉人種を作ることには一般に認められるところであるが、この混血人種が世界に於いて一位を占むるに至るのは、三百年四百年を以ては足りない。文明の週期は千六百年かかるといふベトリーの説を参照すれば、血液の混合、人種の同化には八百年はかかるであらう。而して一國人口の多き程混血に長期を要するから、或る學者の言ふ如く今後の獨立國は四億の人口と二千萬方里の土地を要すべしとすれば、完全なる混血政策の實行は氣永きことである。

之を實際について見るに、スペイン、ポルトガルに於いては混血政策を一般的に取つたことはない。その政策はこの點について一貫して居ない。併し實際に於いては甚だ混血した。ラテン人種には人種的偏見が比較的少いやうである。之に反しイギリス人が植民地で雑婚することは少い。人種の誇りが幾分あるのであらう。イギリスは政策として雑婚を禁止したことはあるが、奨励したことはない。

右の如く混血政策は昔から速成的に行はれたことは少いが、自然の結果として之を生じたことはあり、特にスペイン植民地に多い。現状としても、ラテン人種は之を拒まないが、イギリス人やドイツ人はあまり行はない。日本にては之を奨励したことなく、寧ろ禁止的態度である。個人的に見ても、

雑婚は非常に理想主義的な者か、若しくは非常に現實主義的な者でなければ之を行はない。思ふに之は政策と爲すべきものではなく、自然に放任すべき問題であらう。但し自然的混血を妨ぐるは不可である。

(2) 言語を改むること。思想が言語を作るか、言語が思想を生むかは、言語學者及び心理學者の間でも未定の問題である。言語を改むれば、思想も改まるのが確實ならば、原住民の言語の代りに本國の言語を教ふることによつて、同化せしめ得る筈である。かかる第一義の點を別にして、母國語を教ふことは政治の爲めに實利若しくは必要があるといふ淺き政治的理由、功利的の考よりならば、之に異存のあるものはない。

印度にては、英語が普及したが排英思想は減退しない。印度人が便利の程度を越えて、イギリス式の考へ方をする迄に英語を學ぶことは實に容易でない。故に言語の普及を以て植民政策の大成功なりと爲すノビョフ（フランス人）の言は、深遠なる説といふを得ない。

フィリッピンには、八百萬の人口に四十種の言語があり、その文化程度は極めて低い。この外にスペイン語が行はれてゐた。この故に米國がフィリッピンを統治するやうになつた時、之等雜多の言語を統一することを考へた。スペインが之を統一しなかつたのは政略上の理由より出た。即ち原住民の結合を妨げたのであつて、マキャベリの所謂分割して統治する（"Divide and rule"）政策であつ

た。併し之は便利主義の政策であり、原住民の向上を計ることを目的とせざるものであつて、開明的なる植民政策といふを得ない。昔の植民政策は本國の利益を主にしたが、現在は原住民の利益を主とするに至つた。原住民の爲めに有利なることを主眼とすることは、本國の神聖なる義務である。

オランダの植民地に於いても原住民に本國の言語を教へない。二十年前迄は宣教師の入り込むことすら禁止した。

ところで、米國がフィリッピンに來り、之を自治獨立國と爲すには言語の統一を要するや否やの議論があり、結局言語を統一することとなつたが、何れの言語を標準と爲すかについて困難した。土著人語の中タカログ語は二百萬人程に用ひられて最大勢力があつたから、之を標準語に採用しようとしたるに、他の言語を用ふる土著人が承知せず。次にスペイン語に著目したが、その普及は少數の教育ある階級に限られ、且つ將來東洋に於ける商業用語として不適當であるとの理由により、遂に英語を採用するに決した。よつて今から二十年前米國がフィリッピンを取りし當時、最先に二千人の學校教師(主に女教員)を本國から送つて原住民に英語を教へ、原住民の優等生を學校教師として用ひ、漸次米國教師は本國に歸して、現今は一千人位になつた。米國がフィリッピン人に英語を教へたのは、シェイクスピア又はエマソンの思想を味はしめる目的を以てではなく、獨立に到らしめるに便利であるといふ政治上の目的に出でたのである。

但しフィリッピンの言語政策に關しては、次のやうな疑問がある。之は一般的には原住民に文明語

を教ふることに關する疑問とも言へよう。

(1) 英語を濫用するであらう。今後暫くは英語を用ふる爲め、思想は空にしてただ六かしき言語のみを用ふる弊に陥るであらう。

(2) 土語は容易に消滅せず、英語と並行して用ひられるであらう。(アルサス・ロレンに於けるフランス語とドイツ語、ポーランドに於けるポーランド語とドイツ語の並用)。これにより言語の重荷がある間は、大人物は出でないであらう。二重言語(bilingual)の教育を受くるは、智能の發達に有害ではないだらうか。所謂虻蜂取らずになる。頭腦に重荷を課し、言葉倒れとなる弊がある。數箇國の言語を語るものは、多くはノン・センスを語る。數箇國語にて教育を受けて、しかも平均以上の才能を發揮させることは困難である。全く系統を異にする言語を二以上學ぶは、便利といふ點はともかく、思索すること、即ち思想の上には却つて不利なのではないだらうか。之は我輩自身の體驗より言ふのである。

ジャワの土人にオランダ語の教育を授くるに、十二歳の頃迄は智能の進歩が著しいが、二十歳頃思想的な教育を授ける年齢になりて却つて退歩する傾きがあるといふ。

以上を要するに、同化には八百年の長期間を要すると考へねばならぬ。然るに植民政策の實際に當りては、『時間』の要素を顧みる必要がある。且つ異人種のみをして同化せしめようとしてはならない。

植民國民そのものが原住民に適應することを要する。蓋し如何なる人種といへども、何か吾人の學ぶべき特殊の長所を有するが故である。實行法としては、彼らの風俗習慣歴史を研究し、採るべきだけを探り、與ふべきだけを與ふべきである。具體的方法としては植民地に關する博物館を建てて母國の人民を教育し、植民學校を設けて訓練を與ふべきであるが、根本的には對外思想の變化、異人種に對する思想の變化が必要である。

文化の同化の上にもみ永久の帝國は成る。今日の植民地は劍を以て得るところであるが、この力のみにて統治する場合には永久の同化教化は望み得ない。モムゼンの言つた如く、劍を以て得たるものは再び劍を以て奪はれる。ただ永久に残るものは鋤を以て得たものである。同化といふことは理想主義的の考である。すべて議論は遠大なる理想から、思想は潔白なる心から割り出すべきであるが、その實行は日々の些細事に關する卑近の事から始めなければならない。殊に歴史に於ける「時間」の要素を忘れてはならないのである。

第九章 植民政策の原理

國民とは何か。國民とは國民の力(Nationsmacht)である。國民の能力(Tüchtigkeit)である。偉大なる國民とは、偉大なる事を爲す國民である。

植民政策は、自然科学と同じく、過去の國民の多年の経験をば短時日の間に實現しようと試むるものである。併しながら社會科學は自然科学と異りて、實驗が困難である。工場法等社會立法の成績も、五六年経たねばわからぬ。況して植民政策に於いてをや。

植民政策の原理は之を概括することが出来ない。強いて一言にして言へば、原住民の利益を重んずべしといふことであらう。之について注意すべき點を擧げよう。

(1) 原住民の風俗習慣にはみだりに干渉すべきでない。——これだけの事を知るにも、各國多年の苦き経験を要した。有害なる風俗習慣は廢止しなければならないが、有害の程度如何、又何を以て有害と認めるかが、困難の問題である。イギリスは印度で、有害なる風俗であるとして廢止を企て、失敗した例が頗る多い。

臺灣人の辮髮を禁止すべしとの論が一時盛であつたが、今日では彼らが自ら進んで之を切るやうになつて居る。朝鮮人の白衣は労働の能率を大いに害するが、その改良は徐々に自然的に行ふべきである。

(2) 原住民の思想について。

(a) 母國語を教へても、之が爲めに原住民の思想は改まらない。

印度の教育に關する委員會がイギリスで開かれた時、マコーレー卿は高等教育に英語及び英文學を用ふべきことを主張した。之によりて原住民の文明を進歩せしめ、且つイギリスに對する尊敬の念を高めさせようと欲したのである。然るにその結果は、ミルやスペンサー等の思想が大いに印度に入つて、反英思想が盛となり、期待に反したこととなつた。

(b) 宗教を傳へて本國人と原住民との間の同情の紐帶たらしめんとすること。

宗教を傳ふることは積極的には大したる効果はないとしても、思想を融和する上に於いて必要である。但し之に關する失敗の例が多い。片方で傳道をして居れば、片方には商人が入り込んで原住民を苦しめる。原住民は怨恨は骨髓に徹しても、恩義は皮相にも残り難い。基督教、佛教、モハメット教等の世界宗教でも、成績不十分である。況して民族的宗教を説くときは、更に困難である。

日本が植民地に及せる精神界の影響は何があるであらうか。

(3) 新附の民を急に國家化せんとすること (verstaatlichen) は不可である。

(4) 本國人が原住民より實質的に優等でなければ、教化は出來ない。却つて原住民の爲めに化せられる。アレキサンダーは印度を征服して、却つて印度化せられた。ローマとギリシャとの關係は更に顯著である。

思ふに地球は五百萬年後には冷たくなるであらう。國家も二萬年後には大いに變化するであらう。従つて植民問題も消滅するであらう。

併し乍ら政治的軍事的植民はなくなりても、精神的植民の問題は残るであらう。この問題は今後益々重大となるであらう。この Geistige Kolonisation (精神的植民) は二十世紀に發芽したる問題と言ふを得べく、何處の思想が何處を征服するかといふ問題である。

例へばドイツの青島大學や、米國が四川省に建てたるユニオン大學等は、政治的の目的があるのであるまいかとの嫌疑を受けてゐるが、實際は文化的ミッションである。國民主義ナショナルイスマ以上の文化を教へるものである。ドイツ思想、アメリカ思想の傳播が主な目的である。日本が旅順を取りし際、ここに日本の大學を建てることを後藤新平男が計畫したが、誰一人として賛成する者がなかつた。

之は何れの國が東洋の文化に最も貢獻するか、何れの國が精神的に東洋を植民地とするかの競争である。

“Colonization is the spread of civilization.” 「植民は文明の傳播である」。諸君は宜しくヴィジ

論
文

第九章 植民政策の原理
ンを見なければならぬ。

糖業改良意見書

明治三十四年九月臺灣總督に提出

本島糖業の現状

臺灣糖業の近勢は進歩乎將た退歩乎斯業に精通せる某々人士の言ふ所は孰れも大同小異にして、要するに輒近糖業の形勢歳に益、非、砂糖の産額蔗園の地積共に著しく減縮すと云ふに在り。願ふに此事實は統計に於て數字の明示する所なるのみならず、實地の見聞亦善く之を證し、昔日蔗園の地今は他物を植うるもの、甚しきは棄てて荒蕪に委せるものあり。各地糖業の衰態今日を致せるもの其因由果して何等の所説に領くの止むを得ざる所なるべし。然らば則ち糖業の衰態今日を致せるもの其因由果して何れに在りや、之に關し彼等の諗ぐる所亦頗る聽くに足るものあり。請ふ左に之を録せん。

第一 占領の際及其以後に於て地方豪族の歸清せるものあり、渠等は素封家として資本供給者として積年一地方の重きを爲せる者なりしが故に、其遽然として去るや細民忽ち貸資の途を失ひ、茲に一般産業の頓挫を致し就中糖業は最も多くの影響を被むれるものなり。

第二 比年土匪の擧あり所在兵燹の災を蒙むらざるなく、良民戕はれ家屋火かるるもの無數、南部

或地方の如き一村全く墟となれるあり、全庄一男子を遺さざるあり、人死し家亡び田園主なくして空しく荒蕪に委せる者其過半は是れ昔日饒々蔗園の廢地たり。悽愴の觀誰か惆悵せざるものあらん。

第三 領臺後労働の缺乏甚だしく勞銀頓に騰貴せしは蓋し産業衰替の一主因たり。勞働缺乏の因由は多々ならんも試に之を擧げんか、(一)比年病疫流行各地に蔓延して多數の死者を出せしこと、(二)土匪討伐に方り誤て良民を害せる少なからざること、(三)鐵道其他土木工事の頻興に伴ひ土工挑夫の賃銀騰貴せるに因り低賃なる農夫の多く之に轉業せること、(四)各地交通の便漸く開くるに従ひ利を趁うて出稼を事とし居村を去る者少なからざること、是等數般の事由は勞働社會の舊態に一變動を與へ、自然農業労働者の缺乏となり、以て賃銀を高からしめ、一般の産業と共に糖業に及ぼす所の影響を著大ならしめたり。剩へ近年獸疫の流行は斃牛の數歲々千を以て計ふべく、是又糖業に必要な勞力を減殺せる尠なからずとなす。

第四 占領の際我軍隊の手に依り軍路の開鑿せらるるあり、近年又各地競うて道路開築に務め、敷地に丁れる蔗園の收用せらるるもの少なからず。先きには又匪害防護の必要により道路の兩傍七十米突(後に百五十間と定めらる)以内に甘蔗耕作を禁せらる。此命令は幸にして永く嚴行されざりしも一時少なからざる影響を與へ、蔗園地積の減縮を致せる一因由として算ふべきものなり。

第五 我課税の舊時に比して稍、苛重なるは固と輿望に副ふ所以に非ず、糖業者の如きも萬口一致

負擔の重を嘆かざるなし。曾て之を聞けるや殆ど疑惑に堪へざりしが、退て仔細に調査するに及び始めて其言の譌はらざるを知るを得たり。蓋し這は産業發達を阻礙するの大なるものなり。

第六 近年糖價頻りに騰り今や幾ど六七年前に倍せり。蓋し此の現象は糖商を利すると共に延て生産者に及ぼすべきは固と必然の數なるに、實際の情態は然らずして糖價騰貴の利益は獨り糖商の壟斷する所となり、蔗農に在りては其潤澤に浴すること極めて薄し。而して一面には勞銀の昂騰を享けて生産費の増嵩を餘儀なくせられ、鋤を擲て蔗作を廢する者あるに至れり。其れ此の如きは甚だ謂はれなきの事理なりと雖も、之を各國の經濟史に徴するも斯る事例の少なからざるを以て觀れば、本島に於ける這般の情態も亦決して偶然に非ざるを知る。若夫れ蔗農窮困の事實を識らんと欲せば、之を蔗園價格の下落に徴するも直に之を明證するに足らん。之を聞く現今の賣買價格は之を六七年以前に比するに幾ど三四割の低位に在りと。抑此くの如き劇變の由來と此の變動の農家經濟に及ぼす所以とを觀來れば轉た寒心に堪へざるものあらん。

當業者の唱ふる所大要上記の如く、製糖の減額蔗園の縮積何れも一々來由ありと謂ふべし。然れども今一步を進めて仔細に之を考思せんか、此等糖業衰替の因由たる、甘蔗其ものの性質に於て變化を來せるにも非ず、又天變地異の回復すべからざるものありたるにも非ず、何れも人爲的現象より來れるものならざるなし。夫の勞力の減少は却て機械的作業の發達を催進するの機會を與ふべく、將た勞

働者の移住を圖るも可なり。又資本の缺乏は金融機關の整備に依りて救済するを得ん。若夫れ道路の如き課税の如き一に爲政者の手腕に須ち、一令の下容易に匡救の途を開くを得ん。獨り勞銀騰貴の一事に至りては所謂經濟的現象にして、一法令の下能く匡濟の策を講じ得べきに非ずと雖も、圓妙なる爲政者の手腕は能く此の一渦進潮の大勢を控制して之を適度の限内に支持し、以て經濟調和を計るの策豈亦之なしとせんや。要するに之を輓迄五箇年間の事歴に徴し本島糖業の實態は其困頓の狀轉た想像するに餘りありと雖も、糖業の此地に開かれたる以來既に二百幾十年の星霜を閱し、一時一億斤に垂んとするの巨額を輸出せる斯の好個の産業は、疑ひもなく本島に適應せるものなることを證するに餘りある所にして、近年政治上經濟上の變調を享け以て今日の萎靡衰退を致し、東洋市場に於て歐洲甜菜糖に壓倒せられつつありと雖も、今の時善く之に處すべき救済の途を講じ、一面に學術の力を藉りて甘蔗栽培並に製糖法の改良を圖り、一面に政府の力を借りて外國糖に對する保護政策を取りたらんには、此の低下なる勞銀と此の天惠の日光とを利用し以て現今の衰勢を輓回し更に伸足發展の域に嚮はしむること豈敢て難しとせんや。

人或は難じて曰はん、前世紀の中頃よりして歐洲蔗糖の盛運實に驚くべく、其産額千八百五十二年までは世界産糖額百四十六萬噸の一割四分即ち二十萬餘噸を超えざりしもの、千九百年に至りては世界産糖額八百萬噸の六割六分即ち五百三十萬噸に上り、販路四方に遍ねく到處蔗糖を風靡するの勢あ

り。然るに此の異常なる盛運に際會せる蔗糖あるをも顧みず、今尙ほ蔗糖の振興を夢想するものは是れ全く糖業世界の狀勢に通せざるなりと。然り夫れ或は然らん。只知る彼れ人爲に成れるものを我亦人爲を以て之を成すことを得べし。蓋し從來蔗糖國の文明遠く蔗糖國に及ばざりしは蔗糖進歩の蔗糖に一步を輸せる所以にして、其本來に於ては曾て蔗糖の蔗糖に劣れる所あるを見ず。然れば今後殖産政策の如何に依ては、天錫に富める蔗糖をして氣候風土の力を藉り、目下の衰態を轉じて未來の盛境に移さんこと亦決して成し難きの妄想に非ざるべし。請ふ章を改め本島の蔗糖に於けるも亦斯の望み十分なるを説かん。

本島の糖産に適する理由

抑、本島の糖業に寄する余の希望や其れ此くの如くに大なり、而して此の希望は必ず之を實在に現出せしめんことを期す。余は種々の方面より觀察するに、本島は産糖地たる資格を具備せると共に從來糖業の發達を妨害せる事情は之を排除し得るものたるを認め、之に改良を施し以て増加し得べき産額は嘗に我帝國の消費を充たすべきのみならず、進で東洋市場に歐洲糖と拮抗するの餘力あるを信するものなり。其理由の概要は之を下條に論せんと欲す。

(一) 氣象